

X 各国の情報公開法制

国名	法律名	制定年月	施行年
スウェーデン	出版の自由に関する法律 (1974年) (Freedom of the Press Act 1974)	1766.12 制定 1937 改正 1949 新法制定 1974,1983.1, 1998 改正	1767
フィンランド	政府活動の公開性に関する法律 (Act on the Openness of Government Activities)	1951.2 制定 1999.12 新法制定	1951
アメリカ	1996年電子情報自由法改正 (Electronic Freedom of Information Act Amendments of 1996)	1996 制定	
	情報自由法 (Freedom of Information Act)	1966.7 制定 1974,1976,1978, 1986,1996.10 改正	1967
	大統領令第12,958号 秘密区分の指定を受けた国家安全保障に関する情報 (Executive Order 12,958 Classified National Security Information)	1995.4 制定	1995
	大統領令第12,600号 秘密に属する商業上の情報に関する事前通知手続 (Executive Order 12,600 Predisclosure Notification Procedures for Confidential Commercial Information)	1987.6 制定	1987
デンマーク	行政文書へのアクセスに関する法律 (The Danish Access to Public Administration Files Act Lov om offentliggørelse af forvaltningens (Offentlighedsloven))	1970.6 制定 1985.12,1991, 1993,1994,1998, 2000 改正	1971
ノルウェー	行政文書に対する一般的アクセスに関する法律 (Act of 19 June 1970 No.69 relating to public access to documents in the public administration)	1970.6 制定 1997.1,2003 改正	1971
フランス	行政文書へのアクセスに関する法律 (Loi portant diverses mesures d'amélioration des relations entre l'administration et le public et diverses dispositions d'ordre administratif, social et fiscal (Law on Access to Administrative Document))	1978.7 制定 1979.7,2002 改正	1980
オランダ	行政の公開に関する規則を定める法律 (行政公開法) (WET houdende reregelen betreffende de openbaarheid van bestuur. (WET openbaarheid van bestuur))	1978.11 制定 1991.10,1997, 1998 改正	1980
オーストラリア	情報自由法 (Freedom of Information Act)	1982.3 制定 1983,1986,1991, 1994,1996,1999, 2000,2001,2002, 2003 改正	1982
カナダ	情報へのアクセス法 (Access to Information Act)	1982.7 制定 1992,1999,2001 改正	1983
ニュージーランド	行政情報に関する法律 (Official Information Act)	1982.12 制定 1983,1987,1989, 1992,1993,2000, 2001 改正	1983
コロンビア	公的行為および文書の公表を命ずる法律 (LEY 57 DE 1985 (julio 5) por la cual se ordena la publicidad de los actos y documentos oficiales.)	1985 制定	1985

ギリシア	1986年制定第1599号国家-国民の関係、新型身分証明の制定、他規定 (N. 1599/1986 «Σχέσεις Κράτους - Πολίτη, καθιέρωση νέου τύπου δελτίου ταυτότητας και άλλες δελτίου ταυτότητας και άλλες διατάξεις».)	1986.6 制定 1991 改正	1986
オーストリア	連邦憲法 (Federal Constitutional Law)	1930 制定 2003 改正	
	州及び市町村の行政の情報開示義務に関する1987年5月15日付けの連邦原則法	1987.5 制定 1998 改正	1988
	連邦行政の情報開示義務に関する1987年5月15日付けの連邦法及び1986年連邦省法の改正 (Bundesgesetz vom 15. Mai 1987 über die Auskunftspflicht der Verwaltung des Bundes und eine Änderung des Bundesministeriengesetzes 1986 (Auskunftspflichtgesetz))	1987.5 制定 1990,1998 改正	1988
イタリア	行政手続と行政文書へのアクセス権に関する新しい規定 (New rules on administrative procedures and right of access to administrative documents Law 241 of 7 August 1990)	1990.8 制定	1990
スペイン	行政及び共通行政手続の法的制度に関する法律 (Ley de noviembre, de Régimen Jurídico de las Administraciones Públicas y del Procedimiento Administrativo Común)	1992.11 制定 1993,1997,1998, 1999,2001 改正	
ハンガリー	個人データの保護と公益についてのデータの開示に関する法律 (Protection of Personal Data and Disclosure of Data of Public Interest)	1992.11 制定	1992
ベルギー	行政の公開に関する法律 (Loi relative à la publicité de l'administration)	1994.4 制定	1994
韓国	公共機関の情報公開に関する法律 ()	1996.12 制定 2004 改正	1997
アイルランド	情報自由法 (The Freedom of Information Act)	1997.4 制定 2003 改正	1998
タイ	公的情報法 (Official Information Act)	1997.9 制定	1997
イギリス	2000年情報自由法 (The Freedom of Information Act 2000)	2000 制定	2000
ドイツ	情報公開法草案 (Informationsfreiheitsgesetz: IFG)		

(注) イギリス「2000年情報自由法」は、2004年3月現在で一部未施行の条文あり。
ドイツ等においては、情報公開に関する一般法は制定されていない。

1 スウェーデン

法律名	出版の自由に関する法律（1766年12月制定、1776年施行） 1937年改正、1949年新法制定、1974、1983.1、1998年改正
目的規定	-
対象機関	国の行政機関、国会、教会会議、裁判所、地方公共団体、地方議会
対象記録・文書	「文書」という用語は、書面又は図画によるすべての表示、及び読むことができる、聞くことができる、又はその他技術的な補助手段をもってのみ理解することができる一切の記録を含む。文書は、公的機関が保有するとき、及び第6条又は第7条に基づき公的機関が受理し、準備し又は作成したとみなされるときは、公的なものとみなされる。（第3条1）
対象外記録・文書	<p>・個人に関する記録簿の部分構成する記録</p> <p>「個人に関する記録簿」とは、一個人にかかわる情報、及び同人に関係する可能性を持つ情報を含むすべての記録、名簿又はその他の記述を意味するものとする。（第3条2）</p> <p>文書は、それが発せられたとき、公的機関によって作成されたものとみなされる。発せられていない文書は、それが関連する事項若しくは事件が公的機関によって最終的に解決されたとき、又は、文書が特定の事項若しくは事件に関係ない場合においては、それが公的機関により最終的に検認されたとき若しくはその他何らかの方法で完成されたとき、作成されたものとみなされる。（第7条1）</p> <p>公的機関若しくは行政を行う同様の機関の一部をなすか又はそれらと結合している団体又は機関が、同じ行政の別の団体又は機関に文書を交付したか又は交付する目的で文書を準備したときは、関係団体又は機関が相互の関係で独立の存在として行動したのでない限り、当該文書はこれにより受領され又は作成されたものとはみなされない。（第8条）</p> <p>1） 公的機関で準備されたが送付されなかった覚書は、第7条に従い作成されたものとみなされた後でも、ファイルの目的で整理されたものでない限り、当該機関の公文書とはみなされない。</p> <p>「覚書」とは、事件又は事項の準備又は口頭陳述のためにのみ準備された備忘録又は記録類と理解されるものとする。ただし、それらが関連する事件又は事項に事実に関する情報を付け加えるときは、この限りでない。</p> <p>2） 公的機関の決定に関する予備的要綱若しくは草案又は公の通信及びその他同様の文書であって発送されないものは、ファイルの目的で整理されたものでない限り、公文書とはみなされない。（第9条）</p> <p>第三者の依頼により、専ら技術的な処理又は技術的な保管の目的で公的機関が保有する文書は、当該機関が保有する公文書とはみなされない。（第10条）</p> <p>次に掲げる文書は公文書とはみなされない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 専ら連絡する目的で、公的機関が送付し又は作成した書簡、電報その他の文書 公的機関の賛助を得て公刊される定期刊行物において専ら公表する目的で、当該機関が送付し又は作成した公示その他の文書 図書館の一部をなし、又は専ら保管管理若しくは調査研究の目的で私人により公文書館に提供された印刷物、録音若しくは録画その他の文書、及び専ら同様の目的で公的機関に対し引き渡された私的な書簡、刊行物若しくは記録 前号に規定する文書の内容に関する記録で、公的機関が保有するが、その原文書が公文書とみなされないもの <p>図書館の一部をなす文書に関する3の規定は、公的機関が他の公的機関との協定に基づいてアクセスする登録簿における自動データプロセスのための記録には適用されない。（第11条）</p>
請求権者	「すべてのスウェーデン国民」（第1条） 注：憲法上は在スウェーデン外国人もスウェーデン国民と平等の権利が保障されているため、実際には外国人、法人も請求権者になっている。
請求の仕方	公文書に対するアクセス請求はすべて、当該文書を保有する公的機関に対して行われなければならない（第14条1） 注：請求は口頭、書面によって行われる。
不開示情報	
(1)個人情報	「人格権又は個人の経済状態の保護」（第2条1)-6）
(2)法人等情報	
(3)国家安全保障情報	「王国の安全又は外国若しくは国際機構に対する王国の関係」（第2条1)-1）
(4)公共の安全等に関する情報	「犯罪の防止又は訴追の利益」（第2条1)-4）
(5)審議・検討等に関する情報	規定なし 注：上記 非対象記録・文書で規定
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	「査察、規制又はその他の監督を目的とする公的機関の活動」（第2条1)-3） 「王国の中央財政政策、通貨政策又は外国為替政策」（第2条1)-2） 「国又は地方公共団体の経済的利益」（第2条1)-5）

(7)その他の情報	「動物又は植物の種の保護の利益」(第2条1)-7)
部分開示	文書が、利用に供してはならない部分を公開することなしには 利用に供しえないものであるときは、その文書の残余の部分が、複写又はコピーの形態で、請求者の利用に供されるものとする。(第12条1))
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限	-
濫用的申請の抑制の規定	-
第三者保護に関する手続き	-
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	公衆の利用に供することができる公文書はすべて、読むことができ、聞くことができ、又はその他の方法で理解することができる方式をもって、直ちに又はできる限り速やかに、当該文書を保有する場所において、無料で、それへのアクセスを望むすべての人に対してその利用に供さなければならない。文書はまた、コピー、複製又は録音のために、利用することができる。(第12条1))
手数料	公文書へのアクセスを望むすべての者は、等しく文書又は利用しうるその部分の複写又はコピーを所定の手数料で入手できるものとする。(第13条1)) 閲覧、職員が口頭で答える場合は無料 コピー: 10ページ以下40kr (1kr=約17円) 10ページを超える分1ページにつき2kr 手書きによる筆写や録音の書き起こし: 15分75kr ビデオテープのコピー:1本 500kr 録音テープ:100kr
不服申立て・救済措置	1) 国会を除く公的機関又は政府が公文書利用の請求を拒否したとき、又は文書の内容を公開する権利その他文書を利用する権利を制限する条件のもとに文書が利用に供されたときは、請求者は決定に対し不服申立てをすることができる。不服申立ては、政府の構成員による決定に対しては政府に、他の機関の決定に対しては裁判所に行わなければならない。 2) 第2条に規定する法律は、前項に規定する決定に対し不服申立てをする方式を詳細に規定しなければならない。この不服申立ては、常に速やかに審理し決定しなければならない。 3) 国会の機関が行う決定に対し不服申立てをする権利は、特別の規定による。(第15条)
文書目録・報告書等の作成義務	公文書は、公共機関がこれを受理し、作成したときは、原則として登録することとされている。(公務上の秘密保持に関する法律(1937、1980改正))
関係法律	公務上の秘密保持に関する法律(1937、1980改正)、行政手続法(1971)、データ法(1973)

2 フィンランド

法律名	政府活動の公開性に関する法律（1951年2月制定,1951年施行,1999年新法制定） （旧法律名 公文書の公開に関する法律）	
目的規定	本法において定められるアクセス権および当局の義務は、政府の情報管理における公開性を高め、良質な慣行を促し、民間の個人および企業に対して、公的権限の行使と公的資源の利用をモニターし、自由に意見を形成し、公的権限の行使に影響力を及ぼし、自らの権利と利益を保護する機会を提供することを目的としている。（第3条）	
対象機関	<p>本法に関する限り、当局とは、下記のように定義づけられる：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国家行政当局およびその他の国家機関； (2) 司法裁判所および、法律の実施管理のための機関； (3) 国有企業； (4) 地方自治体当局； (5) 金融監督局を含めたバンク・オブ・フィンランド、国民年金機関および公法に従うその他の独立機関。ただし、パラグラフ(2)に定められている通り、本法は年金保障センターおよび農業年金機関の文書に適用される； (6) 国会の機関 (7) フィンランドにおいて国家当局の義務を遂行する際のフィンランド当局； (8) 独立の委員会、諮問機関、審議委員会、委員会、作業部会、調査官、ならびに、地方自治体および地方自治体連合、および法律、行政命令、またはサブパラグラフ(1)、(2)、もしくは(7)において記述されている当局の決定に基づいて与えられる任務を遂行するために任命される類似の機関の監査。 <p>当局に関する規定は、法律、行政命令、または法律もしくは行政命令を理由として発布される規定もしくは命令に基づいて、公的任務を遂行するために任命される法人、機関、財団、ならびに民間の個人が、公的権限を行使する際にも適用される。福音ルーテル教会の文書へのアクセスには、別の規定が適用される。（第4条）</p>	
対象記録・文書	<p>本法に関する限り、文書とは、書面もしくは視覚的に提示されるもの、また、特定の話題もしくはテーマに関するメッセージで、その使用法により、全体的なまとまりとして理解されることを意図されているが、コンピュータ、オーディオもしくはビデオレコーダー、もしくはその他の何らかの技術的装置を利用しなければ解読が不可能な記号によって構成されているものと定義づけられる。</p> <p>公文書とは、当局が所持し、当局もしくは当局に奉職している者によって作成された文書、あるいは、ある事項についての検討を受けるため、またはそれ以外で当局の管轄に属する事項もしくは当局の義務に関連して当局に引き渡された文書と定義づけられる。加えて、文書は当局からその作成が委託された場合にも、当局が作成したものと見なされる。また、文書は当局の委託を受けた者、またはそれ以外に、委託を遂行するために当局に代わって行為している者に与えられた場合に、当局に引き渡されたものと見なされる（第5条）</p>	
	対象外文書	<p>下記は公文書とは見なされない：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当局に奉職している者もしくは公選官が遂行している別の職務もしくは保有しているポジションを理由として、その者に送付された書簡もしくはその他の文書； (2) 当局に奉職している者もしくは当局の委託を受けた者がつけているノート、および提示するため、またはその他の検討を受けるためにはまだ発表されていない草稿； (3) 現職教育、情報検索、もしくはこれに類した当局の内部活動のために取得した文書； (4) 民間の関係者に代わって任務を遂行するために当局に引き渡された文書、またはその目的のために作成された文書； (5) 紛失物として当局に預託された、または提出された文書。（第5条）
請求権者	<p>すべての者に、公有の公文書へのアクセス権がある。</p> <p>第6条および第7条に基づいてまだ公有になっていない文書へのアクセスは、当局の裁量によって認められる。裁量権が行使される時には、第17条の規定が考慮される。（第9条）</p>	
請求の仕方	<p>公文書へのアクセス請求は、どの文書に関するものであるかを当局が判断できるように、十分な詳細を備えたものとする。アクセスを請求する者は、該当文書を特定するために、公的な日誌および索引を利用した支援を受ける。アクセスを請求する者は、当局が裁量権を行使するため、またはアクセス請求者に文書へのアクセス権があるか否かを判断するために必要でない限り、自らの身元を明らかにする必要も、請求理由を示す必要もない。（第13条）</p>	
不開示情報		
	(1)個人情報	<ol style="list-style-type: none"> (23) ある者の年間所得もしくは純資産に関するデータ、助成金もしくは給付金の基本になる所得および資産に関するデータ、またはそれ以外の面である者の経済状況を叙述するデータを含む文書。ただし、執行申請、執行吏の決定および執行に関する審理の議事録は、債務者の資産と流動性についての評価の議事録を除いて、公有のものとする； (24) 難民、または安全な避難所、居住許可もしくは査証を求める者に関する文書；ただし、アクセスしてもその難民、申請者、もしくは彼らと密接な関わりをもつ者の安全を危うくしないことが明白な場合には、その限りではない；

		<p>(25) 福祉、給付金、支援措置の受け手、もしくはその者に与えられる社会的サービスに関する情報、またはある者の健康状態もしくは障害、その者に対してなされた医療処置もしくは治療、またはその者の性的な行動と嗜好に関する情報を記載している文書；</p> <p>(26) 犯罪の容疑者、損害を受けた側、もしくは犯罪事件に関わるその他の者の私生活に関する微妙な情報、また犯罪の犠牲者に関する情報を含み、アクセスすると犠牲者の権利もしくは犠牲者についての記憶を侵すであろう、または犠牲者に近い人々に苦痛を与えるであろう文書。ただし、公的任務の遂行のためにアクセスを認めることが必要である場合にはその限りではない；</p> <p>(27) 犯罪の容疑者の精神鑑定、若年犯罪者の性格鑑定、または拘留判決に代わるものとしての地域社会へのサービスの可能性についての調査に関する情報を含む文書；</p> <p>(28) 既決囚、囚人、もしくは自由を剥奪されているその他の者に関する情報を含む行政文書および行政記録。ただし、アクセスしてもその者の将来的な生計、社会復帰もしくは身の安全を危うくはしないことが明白であり、その情報へのアクセスを提供すべき正当な理由がある場合には、その限りではない；</p> <p>(30) 学生の暮らし向きと教えることの免除、学生および志願者のテスト結果に関する文書、卒業証書、および学生の人間としての性格についての評言を含むその他の文書、ならびに同試験に志願者を送り込んでいる学校の中で「大学入学資格試験理事会」の試験官部門を示す文書。大学入学資格試験の実施から1年が経過するまで；</p> <p>(32) ある者の政治的信条もしくは内密に表明された見解についての情報、またはある者の生活用式、任意団体への参加、関心、家庭生活もしくはその他類似の個人的状況に関する情報を含む文書。ただし、ある者が政治職もしくは公選職にある場合のその活動、もしくはこうした職を求める活動、ならびに政党の設立もしくは登録、または選挙団体の設立への参加に関する情報を含む文書は、公有である。</p>
(2)法人等情報		<p>(17) 国家、地方自治体、その他の何らかの公共企業、または第4条(2)において言及されている企業、機関もしくは財団の業務もしくは職業的秘蔵に関する情報、ならびにそれに類似するその他の企業情報を含み、アクセスすると上述の企業、機関、もしくは財団に経済的損失を与えるであろう、または同一の活動もしくはそれと競合する活動を遂行している他の公共企業もしくは民間人の競争上の立場を向上させるであろう、あるいは公共企業または第4条(2)において言及されている企業、機関もしくは財団が有利な条件で調達、投資、資金調達もしくは債務返済を行う機会を減ずるであろう文書；</p> <p>(19) 裁判の原告として行為する当局が裁判に備えるために作成もしくは入手し、それにアクセスすると裁判において、公共企業、または第4条(2)で言及されている企業、機関、財団もしくは個人の利益に反するであろう文書；</p> <p>(20) 民間企業もしくは職業的な秘蔵に関する情報を含む文書、ならびにそれに類するその他の民間企業情報を含む文書で、アクセスすると民間の企業に経済的損失を与えるであろうもの。ただし、その情報が消費者の健康の保護もしくは環境の保存、または業務の遂行から被害を受けている人々の利益の促進と関係しておらず、企業の義務およびその義務の遂行に関係していないことが条件である。;(第24条)</p>
(3)国家安全保障情報		<p>(1) 政府外交委員会の文書(ただし同委員会が別の決定を行った場合にはその限りではない)、ならびに外務省およびフィンランド海外派遣団による政治的評価書、外国との政治的もしくは経済的交渉に関する文書、および外交行政の分野において暗号化されたメッセージ(ただし、外務省が別の決定を行った場合にはその限りではない)；</p> <p>(2) フィンランドと外国もしくは国際機関との関係に関して、サブパラグラフ(1)に言及されている以外の文書；国際司法裁判所、国際調査機関もしくはその他の何らかの国際機関で審議中の事項に関する文書；ならびにフィンランド共和国、フィンランド市民、フィンランドの居住者もしくはフィンランドで営業している企業と外国の当局、人、もしくは企業との関係に関する文書で、このような文書にアクセスすると、フィンランドの国際関係もしくはフィンランドが国際協力に参加する権限を損なう、または傷つける可能性がある文書；</p> <p>(10) 軍事上の情報、軍隊の配給、陣形、位置もしくは作戦、国の軍隊もしくはその他の防衛軍において用いられている発明、設備、軍事施設、およびシステム、国の防衛にとって重要なその他の事項、ならびに防衛上の備え。ただし、アクセスしても防衛上の利益を侵さない、または危うくしないことが明白な場合にはその限りではない；(第24条)</p>
(4)公共の安全等に関する情報		<p>(3) 事件において事情聴取を行うという決定が出るまで、検察官が起訴を撤回すると決定するまで、あるいは訴訟が断念されるまでに、警察および犯罪捜査を実施するその他の当局、ならびに検察、および検査と監督の責任を負わされている当局に対してなされた犯罪の報告；犯罪捜査、または起訴すべきか否かを決定することを目的として入手もしくは作成された文書、ならびに召喚状の申請、召喚状、刑事裁判における被告の対応。</p> <p>(4) 警察、および犯罪防止と犯罪の詳細の解明のために犯罪捜査を実施しているその他の当局が維持している記録；犯罪防止のために作成された報告書；身元と旅行権の判定もしくは確認のための行政処置において取り入れられた、または入手された写真およびその他の身元特定情報、および、ある者に対して発行された、またはその者の身分証明所もしくは旅行書類に記入された、特別の身元特定記号；</p>

	<p>(5) 警察、国境警備隊、関税当局および刑務当局の戦術と技術に関する計画と方法についての情報が含まれていて、アクセスすると犯罪防止、犯罪の解決、公共の秩序もしくは刑務機関の秩序の維持が危うくなるであろう文書；(第24条)</p> <p>(7) 人、建物、設備、建造物、データ・通信システムのセキュリティ機構の実現に関係する、またはこれに影響を及ぼす文書。ただし、アクセスしてもセキュリティ機構の目的達成を危うくしないことが明白である場合にはその限りではない；</p> <p>(8) 事故および緊急事態、民間防衛対策および事故の捜査に対する備えに関する文書で、アクセスすると民間防衛対策の安全、実現または緊急事態に対する備えを妨害し、またはこれを危うくし、事故の捜査を損ない、または犠牲者の権利もしくは犠牲者についての記憶を侵し、または犠牲者と密接な関わりをもっていた人々に苦痛を与えるもの。ただし、公的任務を遂行するためにアクセスの認可が必要な場合にはその限りではない；</p> <p>(9) 公安警察、および国家の安全保障の維持に関するその他の当局の文書。ただし、アクセスしても国家の安全保障が危うくならないことが明白な場合にはその限りではない；(第24条)</p>
(5) 審議・検討等に関する情報	<p>(6) 不服に関する文書で、不服事項に関する決定が出るまでにアクセスすると、問題の解決を危うくするであろう、または緊急な理由なしに当事者に損害もしくは被害を与えるであろう文書；</p> <p>(11) 通貨政策もしくは外為政策における決定、措置もしくは準備に関する情報、ならびに金融政策もしくは所得政策の準備、または金融政策、所得政策、通貨政策もしくは外為政策の分野における決定もしくは措置の必要性を探る調査に関する情報を含み、アクセスすると社会的パートナーとしての国家の利益に反するであろう、あるいは他の面で決定もしくは措置の目的達成を著しく損なうであろう、または金融、通貨・外為政策の適正な実施を妨げるであろう文書；</p> <p>(13) 国家経済に関する統計、金融政策のイニシアチブと実行計画、資本・金融市場に影響力を及ぼし得ることが明らかな情報を含むその他の文書が、第8条の規定に従って一般に普及されるまで；(第24条)</p>
(6) 行政機関の事務・事業に関する情報	<p>(12) 金融市場と保険会社を監督する当局と、金融市場および保険制度の機能に責任をもっている当局の法定任務の遂行のために作成され、市場、金融機関、保険機関、年金管理機関の機能もしくはその利用者に関する情報を含み、アクセスすると金融制度もしくは保険制度の機能の信頼性を損なう、または危うくするであろう報告書；</p> <p>(15) 当局の検査もしくはその他の監督上の任務に関する情報を含み、アクセスすると検査もしくはその目的の達成を危うくするであろう、または緊急の理由なしに当事者に損害もしくは被害を与えるであろう文書</p> <p>(18) 国家、地方自治体、もしくはその他の何らかの公共企業が labour partner もしくは労働争議の当事者として編集、または取得した情報を含み、アクセスすると雇用者としての公共企業の利益に反するであろう文書、農業助成金の交渉についての国家の代理人が編集もしくは入手した情報を含み、アクセスすると交渉当事者としての国家の利益に反するであろう文書；</p> <p>(21) 論文もしくはその他の科学研究、技術的もしくはそれ以外の開発プロジェクト、またはその評価のための基礎的資料に関する文書。ただし、アクセスしても論文、研究、もしくは開発プロジェクトの完成またはその利用、適切な評価、あるいはその研究を実施する者、またはその研究もしくは開発プロジェクトを委託する者にとって迷惑にはならないことが明白である場合にはその限りではない；</p> <p>(22) 入試またはその他の考査もしくはテストに関する情報を含み、アクセスすると考査もしくはテストの目的の達成を危うくする、またはテストの今後の利用を阻むであろう文書；(第24条)</p>
(7) その他の情報	<p>(14) 絶滅が危惧される動物もしくは植物の種、または重要な天然の生息地の保護に関する情報を含み、アクセスするとその種もしくは生息地の保護を危うくするであろう文書；(第24条)</p>
部分開示	<p>文書の一部だけが機密である場合、機密の部分を開示することなしに文書の公有の部分にアクセスすることが可能であれば、その部分へのアクセスは認められる。(第10条)</p>
行政文書の存否に関する情報	<p>文書の守秘に関する規定の適用に際しては、守秘義務がアクセスによる個別的な結果と無関係であるか否か(極秘)、文書へのアクセスがアクセスの否定的結果に基づいているか否か(推定上のアクセスに基づく守秘)、またはアクセスによって否定的な結果が出ないことが明らかであることが文書にアクセスするのに必要であるか否か(推定上の守秘に基づく守秘)にも留意するものとする。(第17条)</p>
開示決定等の期限	<p>公有の文書へのアクセスは可能な限り速やかに、またいかなる場合にも当局が文書請求を受領した日から二週間以内に認められるものとする。請求された文書の件数が大量である場合、文書に機密の部分が含まれている場合、または、事項について検討と決定を行うのに特別な措置、もしくはそれ以外でも尋常でない作業量を必要とする上記と類似の理由が他にある場合、その事項は当局がアクセス請求を受領してから一ヶ月以内に決定され、文書へのアクセスが認められるものとする。(第14条)</p>
濫用的申請の抑制の規定	-
第三者保護に関する手続き	-

開示の方法（複写などの情報へのアクセス方法）	<p>公文書へのアクセスは、請求者による内容を口頭で説明すること、当局の事務所で調査、コピーもしくは聴取するために文書を提供すること、または文書のコピーもしくはプリントアウトを発行することによるものとする。文書の公有の内容へのアクセスは、文書が大量であるため、コピー作成が本質的に困難であるため、または類似の理由のために当局の業務に不当な不便を生じさせるのでない限り、請求された態様で認められる。</p> <p>コンピュータ化された当局の決定記録の中に入っている公有の情報へのアクセスは、そうしない特別な理由があるのでない限り、磁気メディアもしくは他の何らかの電子的形式のコピーを発行することによって提供される。他の公文書の中に入っている情報への類似のアクセスは、法律に別段の規定がない限り、当局の裁量によるものとする。（第16条）</p>
手数料	<p>文書のコピー、およびプリントアウト形式、または技術的インタフェース、電子的なその他の手段の利用、または類似の態様でなされる情報へのアクセス提供、ならびに当局が提供する検索・交付サービスには、別に具体的に定められる料金が課される場合がある。本法を根拠として提供されるその他のアクセスは、無料とする。（第34条）</p>
不服申立て・救済措置	<p>当局の決定は、行政裁判手続法に定められている通り、抗告の対象となる（第33条）</p>
文書目録・報告書等の作成義務	<p>情報管理上の良質な慣行を作り上げて実現するため、当局は文書と情報管理システムの有用性、使いやすさ、保護、完全さ、および質の面でのその他の事項が妥当であるよう留意するものとし、このために、特に下記を行う：</p> <p>(1) 検討のために提出され、取り上げられた事項、および検討され決定された事項の索引を維持する、またはその他の方法で、自局の公有文書の所在を容易に確認できることを保証する；</p> <p>(2) 情報管理システムとそこに含まれている公有情報についての明細書を作成・提供する。ただし、このような情報へのアクセスを認めることが第24条の規定もしくは他の法律の何らかの規定に反する場合にはその限りではない；（第18条）</p>
文書目録・報告書等の作成義務（続き）	<p>(3) 情報管理システムの導入、または行政改革もしくは立法改革が準備されている場合に、提案されている改革が文書の公表、守秘および保護、ならびにそこに含まれている情報の質に及ぼす影響を分析すると共に、情報に関する権利と情報の質を保護するために必要な措置、ならびに文書、情報管理システムおよびそこに含まれている情報を保護するための手配をするのに必要な措置をとる；</p> <p>(4) 文書と情報の管理、次のことがらに備えるような態様で維持される情報管理システムとコンピュータシステムを企画し、実現する。次のことがらとはすなわち、文書へのアクセスの容易な実現、文書や情報管理システム、およびそこに含まれている情報の妥当な保管もしくは破壊、ならびに、情報とその利用法の意義や、文書と情報管理システムへのリスク、およびデータのセキュリティ機構にかかるコストにしかるべき注意を払いながら、文書、情報管理システムとそこに含まれている情報を妥当に保護し、保護、完全さ、質の高さを守るためのデータ・セキュリティ機構である；</p> <p>(5) 職員が、取り扱う文書へのアクセス権と手続き、データのセキュリティ機構、アクセス提供と情報の管理、ならびに情報、文書、情報管理システムの保護に関する任務の分担について十分に知らされているよう、また、情報管理上の良質な慣行を実現するために発布される規定、命令、およびガイドラインが適切なモニターを受けるよう留意する。（第18条）</p> <p>当局は自らの活動の公開性を向上させ、そのために必要であれば、案内書、統計、その他の刊行物、および自らのサービスと慣行や所管分野における社会的な状況や動向に関する情報資料を作成する。この義務がどの程度履行されているかが査定される場合には、その当局の文書、もしくは総合的に編集されたフィンランドの統計にアクセスして当局の活動に関する情報を入手する機会について、しかるべく検討するものとする。</p> <p>当局はその活動とサービス、ならびに自らの所轄分野に該当する事項に関して民間の個人および企業が有する権利と義務について公表するものとする。</p> <p>当局は、一般人が情報にアクセスするのに不可欠な文書もしくは関連の索引が、必要であれば図書館もしくは公的なデータネットワークで利用できるようにする、またはその他の方法で一般人にも容易にアクセスできるようにする責任をもつ。（第20条）</p>
関係法律	<p>裁判審理の公開性に関する法律（1984） 行政裁判手続法（1996）</p>

3 アメリカ

法律名	情報自由法（1966年7月制定、1967年施行） 1974、1976、1978、1986、1996年改正
目的規定	-
対象機関	すべての行政省、軍事省、連邦政府法人、連邦政府の規制を受ける法人、連邦政府の行政部門におけるその他の機関（大統領府を含む。）又はすべての独立規制委員会を含む（f）
対象記録・文書	「記録」(a3)) 注：何が「記録」に当たるのかの定義はされていないが、運用解釈上は、「行政機関の保有する記録（行政機関によって作成され、請求の時点で行政機関の管理下にある文書）」となる。
非対象文書	-
請求権者	何人も請求できるのが原則であるが、外国政府又はその代表者が諜報機関に請求する場合には、請求は拒否される。（a）3))
請求の仕方	当該記録を合理的に記述し、かつ時、場所、手数料(必要な場合)及び従うべき手続に関して公示された規則に従って行われる請求（a）3)A))
不開示情報	
(1)個人情報	開示すれば、個人のプライバシーに対する明らかに不当な侵害となる人事及び医療に関するファイル、その他これに類するファイル。(b)6)) 法執行記録又は情報の提出が、個人のプライバシーに対する不当な侵害となると合理的に予見できる場合（b)7)(C))
(2)法人等情報	営業上の秘密、及び第三者から得られたもので秘匿権が認められ又は秘密に属する商業上又は金融上の情報（b)4)) 注：判例を踏まえた行政機関における運用基準 当該情報が、「要求された(required)」もの（行政機関が情報提供を求める権限を持っていて、その権限を行使したもの）か「任意(voluntary)」のものかを決定する。 1)「要求されたもの」であれば、「国立公園基準（モートン基準）」が適用される。 国立公園基準のポイント 将来における政府の情報収集能力を損なうか、情報提供者の競争上の地位に実質的損害を与えるおそれがある場合は、不開示 2)「任意」のものであれば、「クリティカル・マス基準」が適用される。 クリティカル・マス基準のポイント 当該情報が、「提供者が通常公衆に公開しないような種類のもの」である場合は、不開示
(3)国家安全保障情報	大統領令により定められた基準に基づき、国防又は外交政策のために秘密にしておくことが特に認められ、かつ、大統領令に従い、実際に秘密指定が正当に行われているもの。(b)1)(A)(B)) 情報が次に掲げる事項に関係しない場合は、秘密区分指定が検討されてはならない。 a) 軍事計画、軍事兵器のシステム又は軍事作戦 b) 外国政府情報 c) 諜報活動（特殊活動を含む。）諜報の情報源若しくは手段又は暗号 d) 合衆国の対外関係又は対外活動（秘密の情報源を含む。） e) 国家安全保障に関する科学的、技術的又は経済的問題 f) 核物質又は核施設を保護する合衆国政府の計画 g) 国家安全保障に関するシステム、施設、事業若しくは計画の弱点又は能 (大統領令12,958秘密区分の指定を受けた国家安全保障に関する情報 第1.5条) 法執行記録又は情報の提出が、刑事法執行当局が捜査過程で編集した記録若しくは情報又は法律に基づいて国家安全保障に関する調査活動を行う行政機関が編集した記録若しくは情報にあっては、秘密の情報源により提供された情報を開示することになると合理的に予見できる場合（b)7)(D))
(4)公共の安全等に関する情報	法執行記録又は情報の提出が、法執行のための捜査若しくは訴追の技術及び手続を開示することになる場合、又は法執行のための捜査若しくは訴追の指針を開示することになる場合であって、その開示が法の潜脱の危険をもたらすことになると合理的に予見できる場合、(b)7)(E)) 法執行記録又は情報の提出が、個人の生命又は身体の安全を危険に晒すことになると合理的に予測できる場合。(b)7)(F))
(5)審議・検討等に関する情報	行政機関との訴訟において、行政機関以外の当事者でも法により入手できない行政機関相互間又は行政機関内部の覚書又は書簡」(b)5)) 注：判例によって、次の場合に事実に関する情報を不開示とすることが認められている。 文書の作成者が、特定の事実をより大きな事実のまとまりから選別しており、この行為そのものが審議的な性格をもつ場合、 当該情報が審議に関する資料と非常に密接に関連しているため、その開示が行政機関の審議を晒してしまう場合、又は害してしまう場合

(6)行政機関の事務・事業に関する情報	専ら行政機関内部の人事規則及び慣行に関係すること (b)2) 金融機関の規制若しくは監督について責任を負う行政機関により、その行政機関に代わって、又はその行政機関の利用に供するために、作成された検査、運営又は状況に関する報告に含まれ又は関係があるもの(b)8))
(7)その他の情報	地図などの油井に関する地質学及び地球地理学上の情報及びデータ(b)9))
部分開示	行政機関は、意見、政策声明、解釈、職員用手引、訓令若しくは (D)に規定された記録の写しを入手させ又はこれを公にするにあたって、個人のプライバシーに対する明らかに不当な侵害を防止するために必要とされる範囲内で、個人を識別できる箇所を削除することができる。ただし、その場合、削除を正当とする理由を書面で十分説明し、及びその削除の根拠となった b)項の適用除外によって保護されている利益を害さないであろう場合、入手され又は公にされる記録の部分に、その削除の程度が示されなければならない。技術的に可能な場合には、削除の程度は、記録のその削除がされた箇所に示されなければならない。
行政文書の存否に関する情報	注: 判例上、グローマー拒否として、文書の存否について回答しないという回答が認められてきた。例えば、ある船舶に核兵器があるかどうかについて、その核兵器があるかどうかについて、その核兵器の搭載に関係する文書を出してほしいといった請求が国防省で出てきたきとすると、その核兵器を載せているかどうかについてはその存在自体を明らかにしないといった答え方をすることができる。とされている。
開示決定等の期限	請求を受理した後、20日以内(土曜、日曜及び法律で定められた休日は除く。)に諾否を決定し、かつその請求を行った者に対し決定及び決定の理由並びに不利な決定については当該行政機関の長に不服申立てをする権利を直ちに告知しなければならない (a) 6)(A)(i) 特段の事情がある場合は、(A)(i) 又は (ii) に規定する期限は、その延長の特段の事情及び決定がなされると予想される期日を請求者に書面で通知することにより、延期することができる。その通知においては、この(B)(ii) で規定された場合を除き、10日を超える就業日の延長となる期日を指定してはならない。(a) 6)(B)(i)
濫用的申請の抑制の規定	-
第三者保護に関する手続き	a) 1988年1月1日より前に提出された秘密に属する商業上の情報に関しては、各行政省及び機関の長は、次の場合には必ず、法律の範囲内において、第1条に従って提供者に対し通知しなければならない。 (i) 記録が作成後10年を経過していないものであり、かつ情報が提供者により秘密に属する商業上の情報と指定されたものである場合、又は、 (ii) 情報を開示することにより、実質的な競争上の不利益をもたらすことが合理的に予想されると省又は機関が信じる理由がある場合 b) 1988年1月1日以降に提出された秘密に属する商業上の情報に関しては、各行政省及び機関の長は、法律の範囲内において、秘密に属する商業上の情報が連邦政府に提供されるとき又はそれ以降の適当と思われるときに、開示により実質的な競争上の不利益をもたらすことが合理的に予想されると主張する情報を提供者が指定するための手続を定めなければならない。この手続においては、競争上の不利益をもたらすものであるとの提供者の指定が、一定期間の経過や事情の変更により失効する旨を定めることができる。さらに、この手続において、提供者が指定したものとして取り扱う特定の種類の情報を当局が指定することも許される。各行政省及び機関の長は、法律の範囲内において、次に掲げる記録を開示することが必要であると決定するときは、第1条に従って提供者に対し通知しなければならない。 (i) この条に従って指定された記録、又は、(ii) 開示により実質的な競争上の不利益をもたらすことが合理的に予想されると省又は機関が信じる理由がある記録 (大統領命令12,600 秘密に属する商業上の情報に関する事前通知説明手続 第3条) 多数の提供者への通知が必要である場合には、通知の目的を達するとみなされる場所における通知書の掲示又は公表により通知を行うことができる(同命令1条)
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	各行政機関は、公示された規則に従い、次に掲げる事項を公衆の閲覧及び複写に供しなければならない。 各行政機関は、1996年11月1日以降に作成された記録については、その日から1年以内に、コンピュータ通信を含む方法により、又はコンピュータ通信手段がその行政機関により創設されていない場合にはその他の電子的手段を含む方法により、入手できるようにしなければならない。(a) 2))
手数料	(I) 記録が営利的使用のために請求される場合、手数料は、記録の探索、複及び審査に要する合理的な標準的経費に制限されなければならない。 (II) 記録が営利的使用のために請求されておらず、かつ、請求が、学術的若しくは科学研究を目的とする教育的若しくは非営利の科学的団体又は報道機関の代表によって行われる場合、手数料は記録の複写に要する合理的な標準的経費に制限されなければならない。 (III) (I) 又は (II) に規定されていない請求の場合には、手数料は記録の探索及び複写に要する合理的な標準的経費に制限されなければならない (a) 4)(A)(ii)

不服申立て・救済措置	訴えに基づき、原告の居住地、その主たる営業地、行政機関の記録の所在地又はコロンビア特別区の合衆国地方裁判所は、行政機関の記録非公開措置の差止め及び不当に非公開とされた記録の提出を命じる権限を有する。この場合、裁判所は、事件を新たに(de novo) 審理することを要し、本条b)項に規定する適用除外事項に従い当該記録又はその一部を非公開措置としなければならないか否かを決定するために、非公開審理で(in camera) 行政機関の記録の内容を審査することができる。挙証責任は行政機関が負う。裁判所は、裁判所が十分に尊重する他のあらゆる事項に加えて、2)号(C) 及びb)項の下での技術的実行可能性並びに3)号(B) の下での変換可能性に関する行政機関の決定についての行政機関の宣誓供述書を十分に尊重しなければならない(a) 4)(B)
文書目録・報告書等の作成義務	各行政機関の長は、次のものを含む、(b)項に従って行政機関から記録又は情報を請求するための参考資料又はガイドを、請求に応じて、作成し及び公的に入手できるようにしなければならない。 (1) 当該行政機関のすべての主要な情報システムの索引 (2) 当該行政機関に保有されている主要な情報及び記録検索システムの記述 (3) 第44編第35章に従って、及び本条に基づいて、行政機関から様々な類型及び範疇の公的な情報を入手するためのハンドブック(g)
関係法律	行政手続法(1946)、プライバシー法(1974)、連邦諮問委員会(1972)、サンシャイン法(1976)

4 デンマーク

法律名	行政文書へのアクセスに関する法律（1970年6月制定、1971年施行） 1985年改正
目的規定	-
対象機関	<p>1 本法は行政機関が行うすべての行政活動に適用される。但し、第2条と第3条を参照のこと。</p> <p>2 本法は、前項に定められた他に、下記の分野にも適用される。</p> <p>1) 電圧 500V またはそれを超す電力を発電し、送電し、或いは配電する電力供給事業者</p> <p>2) 天然ガス供給事業を行う企業、機関、団体など、および</p> <p>3) 熱供給法の適用対象であり、10 MJ/秒を超すキャパシティを有する集合熱供給プラント</p> <p>3 所轄大臣は、法務大臣と協議の上、本法を、公的機関ではない特定の企業、機関、団体などにも適用する旨の規則を制定することができる。ただし、それは、それらの事業の費用の大部分が国またはコミューンの資金で賄われている場合、或いは法律に基づき国またはコミューンのために決定をする権限を与えられている範囲に限られる。所轄大臣は、それに関連して、行政文書の保管などに関する詳しい規則も制定することができる。（第1条）</p>
対象記録・文書	<p>1 行政文書閲覧権は下記のものを対象にする。</p> <p>1) 当該事項に係るすべての行政文書、これには行政機関が発出した書簡およびその写しも含まれる。但し、書簡に関してはその宛先に既に到着したと推定できるものでなければならない。および</p> <p>2) 当該事項に係る文書に関する日誌（定期刊行物）、登記簿その他のリストになされた当該事項に係る文書に関する記載（第5条）</p>
対象外文書	<p>2 行政文書閲覧権は、電磁方式によるデータ処理を利用して作成される記録またはその他の組織的なリストには適用されない。但し、上記の1項の2号は別とする。</p> <p>3 所轄大臣は、「公的機関の記録に関する法律」が適用されないEDP(Electronic Data Process)などに含まれる情報への一般人のアクセス権に関する規則を制定することができる。（第5条）</p> <p>行政文書閲覧権は、公的機関の内部作業文書には適用されない。内部作業文書とは下記の文書を指す。</p> <p>1) 公的機関が自らのために作成した文書、</p> <p>2) 同一機関の異なった部局相互間で交わされた書簡</p> <p>3) コミュニの議会とそれに属する委員会、部局、他の機構相互間で交わされた書簡、或いはそれらの機構相互間で交わされた書簡（第7条）</p> <p>文書閲覧権は下記の文書には適用されない。</p> <p>1) 閣議議事録、閣僚間の会議の記録、およびそのような会合で使用するために公的機関が作成した文書</p> <p>2) 予算関係の法律を含めて、法律制定に関して閣僚間で交わされた書簡</p> <p>3) ECが行う決定に対する提案に関連して作成された文書、或いはEC法に基づく規定の解釈または遵守に関する問題に係る文書</p> <p>4) 公的機関が他の公的機関のために事務局としての任務を遂行するのに関連して交換された文書</p> <p>5) 公的機関が、訴訟で使用するために、或いは提訴すべきか否かを検討するために専門家との間で交わした書簡</p> <p>6) 公的統計の作成のため、または科学的調査のための基礎資料として提出された資料(第10条)</p>
請求権者	何人も、第7条～第14条に定められた事項を除き、行政機関がその活動に関連する行政処理の一環として受け取り、又は作成した文書については、その閲覧を請求することができる。（第4条1）
請求の仕方	請求を行う際は、当人がアクセスすることを希望する文書または事項を特定しなければならない。（第4条）
不開示情報	
(1)個人情報	個人の私的な事情に関する情報、これには個人の経済的関係に関する情報も含まれる。（第12条1-1）
(2)法人等情報	当該の情報に係る個人または企業が、文書閲覧に伴う利益を遥かに凌駕するほど重大な経済的利益を有する技術的な設備/装置または方法に関する情報、または経営状況またはビジネス状況に関する情報（第12条1-2）
(3)国家安全保障情報	国家の安全または国土の防衛（第13条1-1） 国家の外交上の政策または対外経済上の利益、但し、これには外国の権力または国際組織との関係に基づく利益も含まれる。（第13条1-2）
(4)公共の安全等に関する情報	犯罪の予防、摘発および捜査、刑の執行およびそれに類する事項、ならびに刑法上または懲戒のための訴追に関連する容疑者、証人またはその他の者の保護（第13条1-3）

(5)審議・検討等に関する情報	注：上記の対象外文書で規定
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	公的な監督、規制活動または立案活動の遂行、ならびに租税公課に関する法令に基づき決定された措置の遂行（第13条1-4） 公共の経済的利益、これには公営の商業活動の遂行も含まれる（第13条1-5）
(7)その他の情報	当該事情の特別な性格に基づき秘密保持が要求される私のおよび公的な利益（第13条1-6）
部分開示	文書の一部だけが上記の1項（第12条1）に該当する場合は、文書のその他の部分については閲覧請求に応じなければならない。（第12条2）
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限	当該の行政機関は、文書閲覧請求を受け取ってから10日以内に請求を認めなかった場合または却下しなかった場合は、請求者に対してその理由および可否の決定がなされる予定日を通知しなければならない。（第16条2）
濫用的申請の抑制の規定	-
第三者保護に関する手続き	-
開示の方法（複写などの情報へのアクセス方法）	所轄の行政機関は、文書閲覧請求を認めるか否かの決定、ならびに閲覧を認める場合は、請求者に対して、当該の文書とその保管場所で閲覧させるか、或いは文書の写しまたはコピーを交付するかを早急に決定する。（第16条1）
手数料	法務大臣は、文書の複写およびコピー作成の料金に関する規則を制定する。（第16条3）
不服申立て・救済措置	行政文書閲覧に関する問題に関する決定については、文書閲覧請求の対象である事項の決定または処理に関する不服申し立てを処理する権限を有する機関に不服申し立てを行うことができる。（第15条2）
文書目録・報告書等の作成義務	1 行政機関が決定しようとする事項については、当該の事項について決定をくださるのに必要な事実関係に関する情報を口頭で受け取る機関、或いはその他の方法でそのような情報を既に保有している機関は、当該の情報について記録を作成しなければならない。但し、その情報が当該の事項に関連する他の行政文書に既に記載されている場合は、そのかぎりではない。 2 法務大臣は、特に定める行政分野に関して、電磁方式によるデータ処理を利用して発行され、或いは受け取る通知の保管などに関する規則を制定することができる。 3 所轄大臣は、法務大臣と協議の上、上記の1項に定められた以外の行政活動を遂行するのに必要とされる、特に定める事項グループの記録作成義務に関する規則を制定することができる（第6条）
関係法律	公的機関データファイル法(1978)、民間機関データファイル法(1978)、行政手続法(1985)

5 ノルウェー

法律名	行政における公開性に関する法律（1970年6月制定、1971年施行） 1997年、2003年改正
目的規定	-
対象機関	行政機関の行う活動に適用される。本法に関する限り、中央もしくは地方の政府機関は行政機関と見なされる。私的な法人は、個別的な決定を行う、または規則を発行する場合に、行政機関と見なされるものとする。 本法は、国王により他の規定がなされない限り、スヴァールバルに適用される。（第1条） 注：本法は、司法の執行に関する法令に従って処理される事項には適用されない。 本法は、国会、会計検査院、公共行政に関する国会のオンブズマン、もしくは国会のその他の機関には適用されない（第1条）
対象記録・文書	公共行政上の事項に関する文書とは、行政機関によって作成された文書、ならびに行政機関が受け取った、または行政機関に提出された文書である。 文書は、文書が発送された時、あるいは発送が行われない場合には、公的機関が当該事項の処理を完了した時に作成されたものと見なされる。 国王は、本法に言う文書の概念を、電子的なデータ処理手段によって準備、伝送、保管された資料に適用することに関する行政規則を定めることができる（第3条）
対象外文書	環境に関する情報を請求する権利については、環境情報法及び製品管理法が適用される。（第1条） 行政機関が内部である事項を準備するために作成した文書は、一般への開示の対象外とすることができる。 ある機関におけるある事例の内部的な準備に関して、下記によって作成された文書にも、これと同じことが適用される： a．従属機関によって b．特別のアドバイザーもしくは専門家によって c．他の省庁で利用するためにある省庁によって。 このような文書の取得に関する文書も、適用除外の対象となる。法令の草案、行政規則の草案もしくは類似の一般的事項についての意見を求める一般的手続きの一環として取得された文書には、このことは適用されない。（第5条） 法令により、または法令に従って課される守秘義務の対象となる情報は、一般への開示の対象外となる。 法的に機密に分類される文書は、全体を開示の対象外とすることができる。（第5a条）
請求権者	何人も、特定の事項に関する文書の一般に開示可能な内容を知らせよう関係行政機関に要求することができる。（第2条）
請求の仕方	-
不開示情報	
(1)個人情報	6) 試験もしくは類似のテストの解答、ならびに競技会および同種のものに関連して提出された記載事項。 8) 個人データの登録簿に記載された個人の写真。個人の写真が検索できるように体系的に写真の保管されている登録簿、保管目録を表示するための個人データ登録簿の用語。 9) 継続的又は定期的に反復される人事の監督により得られる情報を含む文書（第6条）
(2)法人等情報	産業界との一般的な財務協定の適正な執行のため（適用除外が必要な文書）(第6条2b))
(3)国家安全保障情報	万一開示すると、王国の安全保障、国防、外国もしくは国際機関との関係を損ない得る情報を含む文書(第6条1))
(4)公共の安全等に関する情報	一般に開示すると、公的な規制もしくは統制のための措置、またはその他に必要な行政上の命令もしくは禁止を妨げる、あるいはその実施を危うくすると思われるため（適用除外が必要な文書）(第6条2c)) 開示により犯罪行為を助長するおそれのある情報は適用除外となしうる。（第6a条）
(5)審議・検討等に関する情報	国家評議会の議事録（第6条3）
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	中央もしくは地方政府、または関係機関の財政、給与、人事管理の適正な執行のため（適用除外が必要な文書）(第6条2a)) 4) 公務員の任命もしくは昇進に関する事項についての文書。この適用除外は、応募者名簿には適用されない。 5) 法律違反に関する不服、報告、その他の文書。 7) ある省庁が年間予算もしくは長期予算に関連して作成した文書。（第6条）
(7)その他の情報	特に脆弱な又は絶滅の危機にある環境を害する行為を助長するおそれのある情報は適用除外となしうる。（第6a条）

部分開示	ある文書を一般への開示の対象外とすることができても、行政機関はそのことにかかわらず、その文書を全面的もしくは部分的に公開すべきであるか否かを検討するものとする。(第2条) 文書のその他の部分が、それだけで開示されても内容について明らかに誤解を招くような印象を与えないのであれば、またはアクセス不可能な情報が文書の内容の主要部分を構成するものでなければ、文書において開示の対象外となる以外の部分は公開される(第5a条)。 残りの部分のみでは明らかに誤った印象を与えてしまう場合又は不開示情報が文書の内容の主要部分を構成する場合を除いて部分開示が行われなければならない。(第6a条)
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限	不当な遅滞なしに諾否の決定を受けるものとする(第9条)
濫用的申請の抑制の規定	-
第三者保護に関する手続き	-
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	閲覧、複写、謄本、プリントアウト、電子的情報(第8条)
手数料	謄本、プリントアウト、および複写は、無料で提供されるものとする。ただし国王は、謄本、プリントアウト、もしくは複写に対する料金の支払いについて行政規則を定めることができる。国王は、電子的な形態で提供される文書に対する支払いについての行政規則も定めることができる。(第8条)
不服申立て・救済措置	文書の検討請求を却下された者は、却下決定を行った行政機関が直属する上級行政機関に対して異議申立てを行うことができる。却下が地方自治体もしくは郡の機関によって行われたものである場合には、異議申立てについての裁決機関は州知事(County Governor)となる。異議申立てについては、不当な遅滞なく決定を行うものとする。異議申立てについての裁決権をもつ機関は異議申立ての審理に関連して、第2条の第3パラグラフに従って文書を全面的もしくは部分的に開示すると決定することができる。国王が裁決機関である場合には、当該文書を一般への開示の対象外とする権限があるか否かのみを問題にする異議申立てを行うことができる。 その他の場合には、異議申立てに関する公共行政法の第□章の規定が該当する限りにおいて適用される(第9条)
文書目録・報告書等の作成義務	-
関係法律	個人データファイルに関する法律(1970)、行政手続法(1967)

6 フランス

法律名	行政文書へのアクセスに関する法律（1978年11月制定、1980年施行） 2002年12月20日改正
目的規定	-
対象機関	国、地方公共団体若しくは営造物法人又は私法上の団体で公役務の管理を委任されている組織体(第2条)
対象記録・文書	上記対象機関が発するすべての一件書類、報告、研究、会計報告、議事録、統計、指令、訓令、通達、実定法の解釈又は行政手続の詳細を記述する大臣の指示及び回答、意見、予測並びに決定で、非個人情報に関する文書、録音若しくは録画による記録又は電子計算機処理データ、通常の自動化された加工処理によって入手できる文書の形をとるもの（第1条）
対象外文書	-
請求権者	何人も（第1条）
請求の仕方	-
不開示情報	
(1)個人情報	私生活の秘密並びに個人及び医師の記録の秘密（第6条）
(2)法人等情報	商業上及び工業上の秘密（第6条）
(3)国家安全保障情報	国防・外交の秘密（第6条）
(4)公共の安全等に関する情報	通貨及び公の信用、国家の安全並びに公共の安全（第6条）
(5)審議・検討等に関する情報	政府及び執行権について責任を有する当局の審議の秘密（第6条） 所轄官庁の許可がある場合を除き、裁判所に継続中の手続の進行及び裁判手続の予審の進行（第6条）
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	権限を有する官署によって行われる税金及び関税の違反に関する調査（第6条）
(7)その他の情報	一般的に法律により保護されている秘密（第6条） 注:各官庁の省令により規定される
部分開示	- 注：運用上は非開示対象部分を隠蔽のうえ部分的に開示している。
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限	開示の拒否は、理由を付した書面による決定によって、請求者に通知される。
濫用的申請の抑制の規定	開示請求を受けた行政庁は、数量、反復的・組織的性格の点で、濫用的とみなされる請求について、これに応じる義務を負わない（第2条）
第三者保護に関する手続き	一定の行政文書については、利害関係人にのみ公開されるというシステムになっている
開示の方法（複写などの情報へのアクセス方法）	その場で無料で閲覧すること。ただし、文書の保存管理上閲覧できず、又は複製できないときは、この限りでない。（第4条(a)） 複製によって文書の保存を損なう場合を除いて、請求者本人の負担で写し一部を交付すること。（第4条(b)）
手数料	実費を上回らない範囲で政令で定める
不服申立て・救済措置	明示又は黙示の拒否があったときは、請求者は、行政文書アクセス委員会の答申を求めることができる。答申は、遅くとも当該委員会が意見を求められてから1か月以内に出さなければならない。所轄官庁は、当該事件に対してとった措置を意見の受理後1か月以内に委員会に通知するものとする。争訟申立ての期間は、所轄官庁の回答を請求者に通知するまで延長する。 行政裁判所判事は、行政文書の開示の拒否に対する争訟の申立てを受理したときは、申立書を登録してから6か月以内に決定を下さなければならない。（第7条）
文書目録・報告書等の作成義務	行政文書アクセス委員会は、年次報告書を作成し、これを公表する。（第5条）
関係法律	データ処理、データファイル及び個人の諸自由に関する法律(1978)、保存文書に関する法律（1978）

7 オランダ

法律名	行政の公開に関する規則を定める法律（行政公開法）（1978年11月制定、1980年施行） 1991年、1998年改正
目的規定	-
対象機関	1 本法は以下の政府機関に適用される。 a 各省の担当大臣。 b 州、自治体、治水委員会及び公共企業組織。 c 上記 a 及び b に挙げられた機関の責任下で活動する政府機関。 d 一般的行政措置により特別に除外されていない、その他の政府機関。 2 本法は、1 項の d に該当する場合でも、教育・文化・科学省のもとで教育及び訓練に係る政府機関については、一般的行政措置により特別に指定されている場合にのみ適用される。（第1a条） 注：国会及び司法府は行政当局とみなされない。
対象記録・文書	行政事項に関する文書に記載されている情報（第3条1）
対象外文書	-
請求権者	何人も（第3条1） 注：ガイドブックによると「自分の身元を明らかにする必要はなく、誰でも市民であるとないと関わらず情報にアクセスする権利がある」としている。
請求の仕方	請求者は、請求に際して、情報の提供を希望する行政事項またはそれに関連する文書を明記せねばならない（第3条2） 注：ガイドブックによると、「実際の慣行としては、行政上の事項を指示するだけで十分とみなされている。申請は書面または口頭で提出することができる」としている。
不開示情報	
(1)個人情報	e 個人の生活圏の尊重 g 当該の事項に係る自然人、法人または第三者に不均衡な利益または損害を与えることの防止（第10条2）
(2)法人等情報	自然人または法人が政府に秘密を条件に提供した企業データまたは製造データに影響が生じる場合（第10条1-c） 当該の事項に係る自然人、法人または第三者に不均衡な利益または損害を与えることの防止（第10条2-g）
(3)国家安全保障情報	a 王国の一体性を危険にさらすおそれがある場合 b 国家の安全性を害するおそれがある場合（第10条1） 他国及び国際機関とオランダとの関係（第10条2-a）
(4)公共の安全等に関する情報	刑事上の事件の捜査と訴追（第10条2-c）
(5)審議・検討等に関する情報	内部協議のために作成された文書に記載されている情報を請求する場合は、政策についての個人的な意見がそこに含まれている場合は、その意見は提供されない。（第11条1）
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	b 国、その他の公的団体、または第1 a 条 1 項の c 及び d、及び同条 2 項に定められた政府機関の経済的または財務的な利益。 d 政府機関による点検、検査及び監督（第10条2）
(7)その他の情報	当該情報を誰よりも先に知ることによる利益（第10条2-f） 3 (10条) 2 項の冒頭 a 及び b は、環境に関する情報の提供が秘密性を有している場合は、それにも適用される。 4 (10条) 2 項の冒頭 a 及び g は、環境に関する情報の提供には適用されない。公開されると環境への影響があり得るデータについては、本法に基づく環境に関する情報の提供を留保することができる。（第10条）
部分開示	文書の内容の抜粋または要約を交付すること（第7条1-c）
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限	政府機関は情報請求に対して可及的速やかに決定するようにし、遅くとも請求が受領された日から2週間以内に決定しなければならない。政府機関は、決定を最高2週間延期することができる。決定を延期する場合は、最初の期限の満了前に、請求者に対して理由を明記した文書による通知をしなければならない。（第6条）
濫用的申請の抑制の規定	-
第三者保護に関する手続き	当該の事項に係る自然人、法人または第三者に不均衡な利益または損害を与えることの防止（第10条2-g）
開示の方法（複写などの情報へのアクセス方法）	政府機関は、請求された情報が記載された文書に関して以下の方法により情報を提供するものとする。 a 文書のコピーを交付する、或いは文書の文字内容を他の形で提供すること。 b 文書の内容を知ることを許可すること。

	<p>c 文書の内容の抜粋または要約を交付すること。</p> <p>d 文書から得た情報を提供すること。(第7条1)</p>
手数料	中央政府が情報請求に基づき文書のコピー、文書の記載内容の抜粋または要約を作成するのに要した費用の補償に関する規則を、一般行政措置に基づき制定することができる(第12条)
不服申立て・救済措置	行政処分行政裁判法〔行政処分に対する枢密院への上訴に関する規則を定める法律〕(官報1975年284)に基づく行政裁判で行われる。
文書目録・報告書等の作成義務	総理大臣、総務大臣及び内務大臣は、本法施行後5年以内に国会に対して本法の適用方法に関する報告を提出しなければならない。(第17条)
関係法律	個人登録法(1988)

8 オーストラリア

法律名	情報自由法（1982年3月制定、1982年施行） 1983、1986、1991、1994、1996、1999、2000、2001、2002、2003年改正年改正
目的規定	連邦政府の保有する情報に対するオーストラリア公衆のアクセス権をできる限り拡大することを目的とする。（第3条1）
対象機関	省庁又は「法定の機関」 注：法定の機関 a) 公共の目的のために法令若しくは勅令により又は法令若しくは勅令の規定に基づいて設立された法人又は法人格のない団体。ただし、次の団体を除く。 (i) 法人格のある会社又は協会 (ii) 第2項により、この法律の法定の機関でないとされた団体 (iii) オーストラリア首都特別地区議会 (iv) 北部準州立法議会及び北部準州行政評議会 (v) ノーフォーク島地区立法議会 (vi) 王立委員会 b) 法人格の有無にかかわらず、規則によりこの法律の法定の機関とされる次に掲げる団体 (i) 総督又は大臣が設立した団体 (ii) 法人格のある会社又は協会で連邦の監督を受けるもの c) 第3項に掲げる者以外の者であって、法令若しくは勅令によって設けられた職にあるもの又はその職務を代行するもの d) 法令又は勅令によらず総督又は大臣が設けた地位であって、それを占める者が規則によりこの法律の法定の機関とされるものを占めている者又はその職務を代行する者（第4条1）
対象記録・文書	この法律に従って次に掲げる文書にアクセスする法的強制力のある権利を有する。 a) 不開示文書を除く機関の文書 b) 不開示文書を除く大臣の公文書（第11条1） 「文書」には、次のものを含む。 a) 次のいずれか、又はそのいずれかの部分 (i) 筆記のある紙片又は他のもの (ii) 地図、図面、デッサン又は写真 (iii) それらを解釈できる者にとって意味のある記号、図形、符号又は打抜き穴のある紙片又は他のもの (iv) 物品又は物質であって、他の物品若しくは装置を使用して又は使用しないで、音声、画像又は筆記を再生することができるもの (v) 情報が機械的又は電子的に蓄積され又は記録されている物品 (vi) その他の情報の記録 b) 前号に掲げるものの写し、再生物又は複製物 c) 前号の写し、再生物又は複製物のいずれかの部分（第4条1） 「機関の文書」とは、機関が作成した文書であるか、收受した文書であるかを問わず、機関の保有する文書をいう。（第4条1） 「大臣の公文書」とは、機関又は国務を担当する省庁の事務に関する文書であって、大臣が大臣の立場で保有するものをいう。この定義の適用に関しては、大臣の保有を離れた文書であっても、当該大臣がその文書にアクセスする権限を有し、かつ、その文書が機関の文書でない場合には、当該大臣の保有とみなされる。（第4条1）
対象外文書	次のものは（文書に）含まない。 d) 参照のために保管される図書館資料 e) 閣議等記録文書（第4条1）
請求権者	何人も（第11条1項）
請求の仕方	請求は、次の要件を満たすものでなければならない。 a) 書面によること。 b) 機関の責任者たる職員又は大臣が文書を特定するために合理的に必要とされる情報を与えるものであること。 c) この法律に基づき通知を請求者に送付する場合のオーストラリア国内の住所を明記するものであること。 d) 最新の電話帳に記載された機関又は大臣の中央又は地方の事務所の住所宛てに、機関若しくは大臣に郵送され、又は機関の職員若しくは大臣官房職員に送達されること。 e) 請求に関する規則に基づき支払うべき申請料が添えられること。（第15条2）
不開示情報	

(1)個人情報	<p>(個人のプライバシーに影響を与える文書) この法律に基づく文書の公開が、私人(故人を含む。)に関する個人情報を不当に公開することとなる場合には、当該文書は不開示文書である。(第41条1)</p> <p>(選挙人名簿及び関連文書) この条の規定に従うことを条件として、次の各号に掲げる文書は不開示文書である。</p> <p>a) 選挙人名簿 b) 選挙人名簿の印刷物又はその写し c) 選挙人名簿のマイクロフィッシュ d) 選挙人名簿のテープ又はディスクの写し e) (i) ただ一人の選挙人に関する事項を記述する文書で、 (ii) 選挙人名簿を作成するために使用されたもの f) (i) 前号に規定する文書の写し、又は、 (ii) 前号に規定する文書の写しのみを含む文書 g) (i) 選挙人に関する事項を記述する文書で、 (ii) 選挙人名簿から作成されたもの(選挙法に定義される住所録を含む。)(第47A条2)</p>
(2)法人等情報	<p>(事業等に関する文書) この法律に基づく文書の公開が、次の各号のいずれかを公開することとなる場合には、当該文書は不開示文書である。</p> <p>a) 営業上の秘密 b) 前号以外の商業的価値を有する情報で、公開することにより商業的価値が消滅若しくは減少し又はその消滅若しくは減少が合理的に予見されるもの c) 私人の営業上若しくは専門職業上の事項に関する情報又は組織若しくは企業の営業上、商業上若しくは財務上の事項に関する情報(営業上の秘密又は前号が適用される情報を除く。)で、次のいずれかに該当するもの (i) その公開が、私人の合法的な営業上若しくは専門職業上の事項又は組織若しくは企業の合法的な営業上、商業上若しくは財務上の事項に関して、不当に悪影響を与え又は与えることが合理的に予見されるもの (ii) この法律に基づく公開が、連邦若しくは準州の法律の執行又は機関の所管事項の執行のための連邦又は機関への将来の情報の提供を妨げることが合理的に予見されるもの(第43条1)</p>
(2)法人等情報(続き)	<p>(会社及び証券に関する立法に基づく一定の文書)</p> <p>1) 次の各号に掲げる文書、その全部若しくは一部の写し又はその抜粋を含む文書は、不開示文書である。</p> <p>a) 会社及び証券関係大臣会議(The Ministerial Council for Companies and Securities)のために、州若しくは州の機関が作成した文書又は機関若しくは大臣が州若しくは州の機関から受領した文書 b) その公開が、会社及び証券関係大臣会議の議事又は決定を公開することとなる文書で、当該会議の決定を正式に公表する文書以外のもの c) 州又は州の機関が全国会社証券委員会(The National Companies and Securities Commission)に提出した文書で、州の法律又は二以上の州の法律に基づく当該委員会の任務に専ら関連する文書 d) 前号に規定する文書以外の文書で、全国会社証券委員会が保有し、州の法律又は二以上の州の法律に基づく当該委員会の任務の遂行に専ら関連するもの</p> <p>2) 全国会社証券委員会の廃止日(注:1992年7月31日)以後、</p> <p>a) 前項は、同項c号及びd号が削除されたものとして有効であるとみなされ、かつ、 b) (i) 前項c号及びd号により廃止日直前に不開示文書であった文書、又は、 (ii) そのような適用除外文書の写し、その文書の一部又はその抜粋を含む文書は、大臣又は機関がこれを保有するときは、不開示文書である。(第47条)</p>
(3)国家安全保障情報	<p>(国家の安全、防衛又は国際関係に影響を与える文書)</p> <p>a) 公開が、次に掲げる事項を害するであろう、又は害すると合理的に予見される場合 (i) 連邦の安全 (ii) 連邦の防衛 (iii) 連邦の国際関係 b) 公開が、外国政府、外国政府の機関若しくは国際組織により又はこれらの代表により、連邦政府、連邦の機関又は連邦政府若しくは連邦の機関に代わってその通信を受領する者に、秘密に伝達された情報又は事項を漏洩することになる場合(第33条1)</p>

(4) 公共の安全等に関する情報	<p>(法律の執行及び公共の安全の確保に影響を与える文書)</p> <p>1) この法律に基づく文書の公開が、次の各号のいずれかに該当し又は該当することが合理的に予見される場合には、当該文書は適不開示文書である。</p> <p>a) 法律違反若しくはそのおそれ又は税法上の義務の不履行若しくはそのおそれに対する調査を妨げる場合、又は特定の事案において法律の執行若しくはその適正な運用を妨げる場合</p> <p>b) 法律の執行又は運用に関する秘密の情報源の存在若しくは身元又は秘密の情報源の不存在を公開し、又はその確認を可能にする場合</p> <p>c) 人の生命又は身体の安全を脅かす場合</p> <p>2) この法律に基づく文書の公開が、次の各号のいずれかに該当し又は該当することが合理的に予見される場合には、当該文書は適用除外文書である。</p> <p>a) 私人の公平な審理又は特定の事件の公正な判決を妨げる場合</p> <p>b) 法律の違反若しくは脱法を予防し、発見し、捜査し、又は法律の違反若しくは脱法から生ずる問題を処理するための法定の手段又は手続であって、その公開が当該手段又は手続の実効性を害し又は害するおそれがあると認められるものを公開する場合</p> <p>c) 公共の安全の確保のための法定の手段の維持又は執行を妨げる場合 (第 37 条 1)</p>
(4) 公共の安全等に関する情報 (続き)	<p>(国の経済に影響を与える文書)</p> <p>この法律に基づく文書の公開が、次の各号のいずれかの理由により、公共の利益に反することとなる場合には、その文書は不開示文書である。</p> <p>a) オーストラリア経済を管理する連邦政府の能力に実質的な悪影響を与え又は与えることが合理的に予見されること。</p> <p>b) 連邦政府若しくは連邦議会が予定している若しくは行う可能性がある作為若しくは不作為を時期尚早に知らせ又はこれらに関連する時期尚早の知識を与えることにより、社会の通常の営業活動を不当に妨害し、又は特定の者若しくは集団に不当な利益若しくは損害をもたらすことが合理的に予見されること。(第 44 条 1)</p>
(5) 審議・検討等に関する情報	<p>(行政評議会の文書)</p> <p>a) 行政評議会の議に付するため提出された文書又は行政評議会の議に付するため提出することを目的として作成された文書で、大臣が行政評議会への提出を予定しているもの</p> <p>b) 行政評議会の公式記録</p> <p>c) 前 2 号に規定する文書の全部若しくは一部の写し又はその抜粋を含む文書。</p> <p>d) 公開することにより行政評議会の議事又は助言を公開することとなる文書で、行政評議会の助言に基づく総督の活動を正式に公表する文書以外のもの (第 35 条 1)</p> <p>(内部作業文書)</p> <p>a) 機関、大臣若しくは連邦政府の職務に伴う一連の審議の過程において又はそのために、入手され、作成され若しくは記録された意見、助言若しくは勧告、又は行われた協議若しくは審議に関連する事項又はその性質を有する事項を公開することになるであろう場合で、かつ、</p> <p>b) 公共の利益に反するであろう場合 (第 36 条 1)</p>
(6) 行政機関の事務・事業に関する情報	<p>(州との関係に影響を与える文書)</p> <p>a) 連邦と州との関係に害を与えるであろう、又は害を与えると合理的に予見される場合。</p> <p>b) 州政府若しくは州の機関により又はこれらの代表により、連邦政府、連邦の機関又は連邦政府若しくは連邦の機関に代わって通信を受領する者に、秘密に伝達された情報や事項を漏洩することになる場合 (第 33A 条 1)</p> <p>(連邦の財政上又は財産上の利益に影響を与える文書)</p> <p>1) 次項の規定に従うことを条件として、この法律に基づく文書の公開が、連邦又は機関の財政上又は財産上の利益に実質的な損害を与えることとなる場合には、当該文書は不開示文書である。</p> <p>2) この条は、この法律に基づく文書の内容の公開が結局公共の利益になるであろう文書には適用されない。(第 39 条)</p> <p>(機関の事務処理に関する文書)</p> <p>a) 機関による検査、試験又は会計監査の実施の手続又は方法の有効性を妨げる場合</p> <p>b) 機関が行った又は行う予定の、特定の検査、試験又は会計監査の目的の達成を妨げる場合</p> <p>c) 連邦又は機関による人事管理又は人事評価を実質的に妨げる場合</p> <p>d) 機関の事務処理の適切かつ効果的な実施を実質的に妨げる場合</p> <p>e) 連邦若しくは機関による又はこれらに代わって行われる労使関係の処理を実質的に妨げる場合 (第 40 条 1)</p>
(7) その他の情報	<p>(内閣の文書)</p> <p>a) 内閣の議に付するため提出された文書又は内閣の議に付するため提出することを目的として作成された文書で、大臣が閣議提出を予定しているもの</p> <p>b) 内閣の公式記録</p> <p>c) 前 2 号に規定する文書の全部若しくは一部の写し又はその抜粋を含む文書</p> <p>d) 公開することにより閣議の議事又は閣議決定を公開することとなる文書で、閣議決定を正式に公表する文書以外のもの (第 34 条 1)</p>

	<p>(法律専門職の特権に服する文書) 法律専門職の特権に基づき、争訟手続において提出を免除される性質の文書は、不開示文書である。(第42条1)</p> <p>(研究に関する文書) a) 文書が、別表第4に記載された機関の職員により行われている又は行われる予定の研究に関する情報を含み、かつ、 b) 研究の完了前の当該情報の公開が、機関又は職員に不当に不利益を与えるおそれがあるときは、当該文書は不開示文書である。(第43A条1)</p> <p>(秘密の保持を条件として取得した資料を含む文書) この法律に基づく文書の公開が、連邦政府以外の者による、秘密扱いの違反を理由とする訴訟の根拠となりうる場合には、当該文書は不開示文書である。(第45条1)</p> <p>(公開が議会侮辱又は法廷侮辱になるであろう文書) 次の各号に掲げる場合には、この法律の規定及び国王による免責がある場合を除き、文書は不開示文書である。 a) 当該文書の公開が法廷侮辱となる場合 b) 当該文書の公開が、王立委員会、審判所又はその他の宣誓証言を求める権限を有する者若しくは団体の命令又は指示に反することとなる場合 c) 当該文書の公開が、連邦議会、州議会、これらの一院又は北部準州若しくはノーフォーク島の立法議会の特権を侵害することとなる場合(第46条)</p>
部分開示	<p>1)a) 機関又は大臣が、 (i) 文書が不開示文書に該当することを理由として当該文書へのアクセス請求を拒否する決定、又は、 (ii) 文書へのアクセス請求を認めることが、当該請求に関係がないと合理的にみなされる情報を開示することになる旨の決定を行い、かつ、 b) 機関又は大臣が、文書の一部を削除することにより、 (i) 不開示文書に該当しない、かつ、 (ii) そのような情報を開示することにならない、当該文書の写しを作成することが可能であり、かつ、 c) 削除の決定及び実施に必要なとされる作業の性質及び範囲、並びにその作業に利用しうる資源(resources)を考慮したうえで、機関又は大臣がそのような写しを作成することが合理的に可能である場合には、機関又は大臣は、請求者がそのような写しへのアクセスを望まないことが、請求の内容から又は機関若しくは大臣と請求者との協議の結果として明らかである場合を除き、そのような写しを作成し、これに対するアクセスを与えなければならない。</p> <p>2) 前項に従って文書の写しへのアクセスが与えられる場合には、 a) 請求者に、 (i) そのような写しであること、 (ii) 削除の理由、及び、 (iii) 削除された事項がこの法律の条項による不開示事項である場合には、削除された事項が当該条項による不開示事項であることを通知しなければならない、 b) 請求者が機関又は大臣に第26条に基づく書面による通知を要求する場合を除き、第26条は、請求者が文書の全体に対してアクセスする権利を有しないとする決定には適用されない。(第22条)</p>
行政文書の存否に関する情報	<p>文書が存在又は不存在に関する情報が、特定の機関の文書に含まれている場合で、その文書が当該情報を含むことを理由として、第33条(防衛・外交情報)第33A条(連邦と州との関係の情報)若しくは第37条第1項(法律の執行・公共安全)の規定により適用除外文書とされるときには、この法律のいかなる規定も、機関又は大臣に、当該文書の存在又は不存在に関する情報を与えることを要求しているものと解してはならない。(第25条)</p>
開示決定等の期限	<p>5) 請求を受領した機関又は大臣は、 a) できる限り速やかに、遅くとも機関若しくは大臣により又は機関若しくは大臣に代わって請求を受領された日から14日以内には、請求者が請求を受領されたことを知らされるように、あらゆる合理的措置を講じなければならない、かつ、 b) できる限り速やかに、遅くとも機関若しくは大臣により又は機関若しくは大臣に代わって請求を受領された日から30日の期間内には、請求者が請求に関する決定(第21条に基づく文書へのアクセスの付与を延期する決定を含む。)を知らされるように、あらゆる合理的措置を講じなければならない。</p> <p>6) 請求に関して、機関又は大臣が、第26A条、第27条又は第27A条の要件により前項b号に定める期間を延長することが妥当であると書面により決定する場合には、 a) 当該期間は更に30日間延長されたものとみなされ、かつ、 b) 機関又は大臣は、できる限り速やかに請求者に当該期間が延長されたことを通知しなければならない。(第15条)</p>

濫用的申請の抑制の規定	規定なし。
第三者保護に関する手続き	<p>(営業上の事項等に関する文書の請求に関する手続)</p> <p>1) 機関又は大臣が、</p> <p>a) 個人の営業上若しくは職業上の事項、又は、</p> <p>b) 組織若しくは企業の営業上、商業上若しくは財務上の事項に関する情報を含む文書に関する請求を受けた場合には、当該文書又はその編集された写しがそのような情報を含む限り、この法律に基づき当該文書又はその編集された写しへのアクセスを与える決定をしてはならない。ただし、あらゆる事情(第15条第5項及び第6項の適用を含む。)を考慮した上でアクセスを与えることが十分可能である場合で、</p> <p>c) 機関又は大臣が、個人、組織又は企業主に、当該文書又はその編集された写しは第43条に基づく適用除外文書であるという主張を陳述する適切な機会を与え、かつ、</p> <p>d) 決定を行う者がその陳述を考慮したときは、この限りでない。</p> <p>2) 前項に従って陳述が行われた後、前項に規定する情報を含むものである限りにおいて当該文書又はその編集された写しが第43条に規定する不開示文書ではない旨の決定がなされた場合には、</p> <p>a) 機関又は大臣は、請求者及び陳述を行った者に、書面によりその決定を通知しなければならない。かつ、</p> <p>b) 前項に規定する情報を含むものである限りにおいて当該文書又はその編集された写しへのアクセスは、</p> <p>(i) 第59条の規定に基づく審判所への審査請求期限が経過し、かつ、そのような請求(その後に取り下げられた請求を除く。)がなされなかった場合、</p> <p>(ia) 審査請求はなされたが、審判所が1975年行政不服審判所法第42A条に基づき審査請求を却下した場合、又は、</p> <p>(ii) 審査請求はなされたが、審判所が当該決定を確認した場合でなければ、これを与えることはできない。</p> <p>3) 前項b号の規定は、同号に規定する種類の文書へのアクセス請求が更になされ、この請求の処理においてこの条に規定する事項の不履行がない場合に、当該文書へのアクセスを与えることを妨げるものではない。(第27条)</p> <p>(事業等に関する文書に関する決定の審査)</p> <p>1)a) 個人の営業上若しくは職業上の事項、又は、</p> <p>b) 組織若しくは企業の営業上、商業上若しくは財務上の事項に関する情報を含む文書へのアクセス請求がなされ、機関又は大臣が、請求の対象となる文書又はその編集された写しは第43条に基づく不開示文書でないとして決定した場合には、当該個人若しくは組織又は企業主は、審判所に当該決定の審査請求をすることができる。</p> <p>2) 前項に従って審査請求がなされた場合には、</p> <p>a) この章の規定(第55条を除く。)は、この章の規定が文書へのアクセスを拒否する決定の審査請求に関して適用されるのと同様に適用され、かつ、</p> <p>b) 当該機関又は大臣は、直ちにアクセス請求者に審査請求があった旨を通知しなければならない。</p> <p>(2A) 1975年行政不服審判所法第29条の規定にかかわらず、第1項に定める個人、組織又は企業主による審査請求は、決定が当該個人、組織又は企業主に通知された日より30日以内になされなければならない。</p> <p>3)a) (i) 個人の営業上若しくは職業上の事項、又は、</p> <p>(ii) 組織若しくは企業の営業上、商業上若しくは財務上の事項に関する情報を含む文書へのアクセス請求がなされ、機関又は大臣が、当該文書へのアクセス請求を拒否する決定をし、かつ</p> <p>b) 当該決定の審査請求が審判所になされた場合には、機関又は大臣は、できる限り速やかに、当該個人若しくは組織又は当該企業の所有者に、審査請求があった旨を通知するためにあらゆる合理的な措置を講じなければならない。(第59条)</p> <p>注:27条、59条は営業上の事項に関する場合。州との関係情報(26A条、58F条)、個人情報(27A条、59A条)についても規程がある。</p>
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	<p>文書へのアクセスは、次の各号の一又二以上の形式により与えることができる。</p> <p>a) 文書を閲覧するための適切な機会の付与</p> <p>b) 機関又は大臣による文書の写しの提供</p> <p>c) 文書が、音声又は画像に再生することのできる記録類である場合には、その音声又は画像を視聴させる便宜の供与</p> <p>d) 言語が音声の形で再生することができる方式で記録されている文書又は言語が速記若しくは記号の形式で記録されている文書の場合には、機関又は大臣による、その文書に記録され若しくは含まれる言語を翻訳した書面の提供(第20条1)</p>

手数料	<p>規則に基づき、機関又は大臣が、文書へのアクセス請求又は文書へのアクセスの付与に関して請求者は手数料(申請料を除く。)を支払う義務があると決定した場合には、機関又は大臣は、書面により請求者に次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。(第29条)</p> <p>減免：請求者の経済的困難、公共の利益等の理由により全額又は一部の免除可</p> <p>注：供託金が必要(上記請求の仕方参照)</p>
不服申立て・救済措置	<p>当該行政機関による内部審査及び決定(第54条)、行政不服審判所による審査及び決定(第55、56条)、オンブズマンによる審査および勧告(第57条)、連邦司法審判所への提訴(第64条(1C))</p>
文書目録・報告書等の作成義務	<p>1) 機関の所管大臣は、</p> <p>a) 本章の施行後、できる限り速やかに、遅くとも12か月以内に、この法律を所管する大臣の承認を受けた形式に従い次の報告書を公表しなければならない。</p> <p>(i) 機関の組織及び任務の詳細を記述し、かつ、これらの任務に係る公衆に影響を与える意思決定権その他の権限をできる限り明らかにする報告書</p> <p>(ii) 連邦行政府以外の団体又は個人を、諮問手続、陳情その他の方法により、法令若しくは計画に関する、機関による政策形成又は機関による行政に参加させるために存する制度の詳細を記述する報告書</p> <p>(iii) 機関が保有する文書の種類で、第6項の規定に適合するものに関する報告書</p> <p>(iv) 機関が公衆に機関の文書に物理的にアクセスさせるための施設を設けている場合には、その施設の詳細の報告書</p> <p>(v) 第3章に関する機関の詳細な手続並びに文書へのアクセスについて最初の照会先となる職員及び場所の詳細に関する、国民が入手できることが必要な情報の報告書</p> <p>b) 前号の(i) から(v) までの規定に基づく最初の報告書を公表した後、1月1日に始まる各年度毎に、前年度までの報告書に含まれる内容を改定した同様の報告書を公表しなければならない。</p> <p>2) 大臣は、前項に規定する形式の承認に当たっては、国民がこの法律に基づく権利を有効に行使することができるように特に配慮しなければならない。</p> <p>3) この条に基づいて公表すべき情報は、次のいずれかに掲載することにより公表しなければならない。</p> <p>a) 機関の活動、運用、事業又は業務に関する、機関の所管大臣に対する年次報告書</p> <p>b) 前号の報告書がない場合には、省庁の活動、運用、事業又は業務に関する、機関の所管大臣が管理する省庁の年次報告書(第8条)</p> <p>この法律を所管する大臣は、</p> <p>a) 毎年6月30日に終了する年度のこの法律の運用状況に関する報告書を、その年の6月30日以後できる限り速やかに(ただし、1985年6月30日又はそれ以後の6月30日については、遅くとも当年の6月30日に続く10月31日までに)作成しなければならない。かつ、</p> <p>b) 報告書の作成終了後、連邦議会の両院に、15会議日以内に提出しなければならない。(第93条1)</p>
関係法律	-

9 カナダ

法律名	情報へのアクセス法（1982年7月制定、1983年施行） 1992、1999、2000年改正
目的規定	この法律は、行政情報（government information）は国民の利用に供されなければならないこと、アクセス権に対する除外例は必要やむを得ないもののみ制限され、かつ特定されなければならないこと及び行政情報の開示に関する決定は行政府から独立した審査を受けなければならないという原則に従い、現行の諸法律の範囲を拡大して、行政機関の管理する記録に含まれる情報へのアクセス権を規定することを目的とする。（第2条（1））
対象機関	行政機関 「行政機関」とは、別表第1に掲げるカナダ政府の省又はその他の行政機関をいう。（第3条）
対象記録・文書	この法律により次の各号の者は何人も、行政機関の管理するいかなる記録にもアクセスする権利を有し、及び請求に基づきこれにアクセスすることが認められなければならない（第4条（1）） 「記録」には、すべての通信文、覚書、図書、計画、地図、図面、絵画若しくは線画、写真、映画フィルム、マイクロフォーム、録音物、ビデオテープ、機械可読記録及び物理的な形態若しくは性質を問わずその他のすべての記録類並びにこれらのものの複写・複製物を含む。（第3条b）
対象外文書	この法律の規定は、次の各号の資料については、適用しない。 (a) 出版された資料又は一般に販売される資料 (b) もっぱら国民のためのレファレンス若しくは展示用に作成若しくは取得され、及び保存された図書館資料又は博物館資料 (c) 行政機関以外の人若しくは団体により又はこれらの者に代わって、国立公文書館、国立図書館、国立美術館、国立文明博物館、国立自然博物館又は国立科学技術博物館に寄託された資料（第68条）
請求権者	(1) この法律を除く他のすべての議会制定法の規定にかかわらず、この法律により次の各号の者は何人も、行政機関の管理するいかなる記録にもアクセスする権利を有し、及び請求に基づきこれにアクセスすることが認められなければならない。 (a) カナダ国民 (b) 1976年移民法に規定する永住者 (2) 総督は、命令により、前項の規定に該当しない者に対して、前項に規定する記録へのアクセス権を拡大し、及び適当と認める条件を付すことができる（カナダに居住する外国人、カナダに事務所を有する法人）。（第4条（1）（2））
請求の仕方	書面により、当該記録を管理する行政機関に対して行うものとし、これには当該行政機関の経験ある職員が合理的な努力をすればこの記録を特定できる程度に詳しい記載がなければならない。（第6条）
不開示情報	
(1)個人情報	(1) 行政機関の長は、次項の規定に従うことを条件に、この法律に基づく請求のあった記録で、プライバシー法第3条に規定する個人情報を含むものの開示を拒否しなければならない。 (2) 行政機関の長は、次の場合には、個人情報を含むいかなる記録も開示することができる。 (a) 当該情報に係る個人が開示に同意を与えたとき。 (b) 当該情報が公の利用に供されているとき。 (c) 開示がプライバシー法第8条の規定に従って行われるとき。（第19条）
(2)法人等情報	行政機関の長は、本条の他の規定に従うことを条件に、この法律に基づく請求のあった記録で、次の情報を含むものの開示を拒否しなければならない。 (a) 第三者の営業上の秘密 (b) 第三者から行政機関に提供された秘密情報で、かつ当該第三者が常に秘密に取り扱っている金融上若しくは商業上の情報又は科学情報若しくは技術情報 (c) 開示することにより第三者に対して実質的な金融上の損失若しくは利得をもたらし、又は第三者の競争力を損なうことが合理的に予見される情報 (d) 開示することにより第三者の契約その他の交渉を妨げることが合理的に予見される情報（第20条（1））
(3)国家安全保障情報	行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、開示することにより国際問題の処理、カナダ若しくはカナダと同盟を結び若しくは連合しているすべての国の防衛、又は政府転覆活動若しくは敵対活動の摘発、防止若しくは制圧を阻害することが合理的に予見される情報を内容とし、次の各号の情報を含むものの開示を拒否することができる。ただし、これは本条の概括性を制限するものではない（各号省略）。（第15条（1））

(4) 公共の安全等に関する情報	<p>(1) 行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、次の各号の情報を含むものの開示を拒否することができる。</p> <p>(a) 規則により特定された調査機関である行政機関又はその支分機関が、次の事項に関する適法な調査の過程で入手し、又は準備した情報。ただし、請求の日が当該記録の日付から20年を経過していない場合に限る。</p> <p>(I) 犯罪の摘発、防止又は制圧</p> <p>(II) カナダの連邦法又は州法の執行</p> <p>(III) カナダ安全保障情報局法の意味する範囲内でカナダの安全保障に脅威を与えるおそれのある活動</p> <p>(b) 調査技術又は適法な具体的調査のための計画</p> <p>(c) 開示することによりカナダの連邦法若しくは州法の執行又は適法な調査の実施を阻害することが合理的に予見される情報で、次の情報を含むもの。ただし、これは本号の概括性を制限するものではない。</p> <p>(I) 個別の調査の存在又は性質に関する情報</p> <p>(II) 秘密情報源を明らかにするであろう情報</p> <p>(III) 調査の過程で入手され、又は準備された情報</p> <p>(d) 開示することにより行刑施設の安全を阻害することが合理的に予見される情報</p> <p>(2) 行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、次の各号の情報を含み、犯罪の遂行を容易ならしめることが合理的に予見される情報を内容とするものの開示を拒否することができる。ただし、これは本項の概括性を制限するものではない。</p> <p>(a) 犯罪の方法又は技術に関する情報</p> <p>(b) 武器又は武器としての潜在的能力を有する物 (potential weapons) に関する技術的情報</p> <p>(c) コンピュータ若しくは通信施設を内蔵する建物その他の建造物又は組織の弱点又はこれらのもを保護するために採用されている方法に関する情報(第16条)</p> <p>行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、開示することにより人の安全を脅かすことが合理的に予見される情報を含むものの開示を拒否することができる。(第17条)</p>
(5) 審議・検討等に関する情報	<p>(1) 行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、次の事項を含むものについては、請求の日が当該記録作成の日から20年を経過していないときは、開示を拒否することができる。</p> <p>(a) 行政機関若しくは大臣により又はこれらのために開陳された助言又は勧告</p> <p>(b) 行政機関の職員、大臣若しくは大臣のスタッフが関与する協議又は審議の記述</p> <p>(c) カナダ政府により又はカナダ政府に代わって行われた又は行われる予定の交渉のために準備された見解又は計画及びこれに関する審議内容</p> <p>(d) 行政機関の人事管理及び行政運営に関する計画で実施に移されていないもの(第21条)</p>
(6) 行政機関の事務・事業に関する情報	<p>行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、次の各号の情報を含むものの開示を拒否することができる。</p> <p>(a) カナダ政府又は行政機関が保持し、かつ、実質的な価値を有し、又は実質的な価値を有すると合理的に判断される企業秘密又は金融上若しくは商業上の情報若しくは科学情報若しくは技術情報</p> <p>(b) 開示することにより行政機関の競争上の地位 (the competitive position) を損なうことが合理的に予見される情報</p> <p>(c) 行政機関の職員が研究によって得た科学情報又は技術情報で、開示することにより当該公務員の公表の優先性 (priority of publication) が奪われることが合理的に予見されるもの</p> <p>(d) 開示することによりカナダ政府の財政上の利益若しくは経済運営能力を実質的に損ない、又は人に不当な利益をもたらすことが合理的に予見される情報(第18条)</p>
(7) その他の情報	<p>行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、検査若しくは監査の手續若しくはは方法又は行うべき具体的な検査若しくは監査の詳細に関する情報を含むものについては、開示することにより当該検査又は審査の利用若しくはその結果が阻害される場合には、開示を拒否することができる。(第22条)</p> <p>行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、弁護士の依頼人に対する特権よって保護される情報を含むものの開示を拒否することができる。(第23条)</p> <p>(制定法による禁止)</p> <p>行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、別表第2に掲げる規定により開示が制限されている情報を含むものの開示を拒否しなければならない。(第24条(1))</p>
部分開示	<p>この法律の他の規定にかかわらず、行政機関の長は、行政機関に対し記録へのアクセスの請求があった場合で、この法律の規定に基づいて当該記録に含まれる情報その他が資料を理由に開示を拒否する権限を有するときであっても、当該記録のうちこの情報又は資料を含まない部分で、かつ、それを含む部分と合理的に分離することができるものは開示しなければならない。(第25条)</p> <p>アクセスが認められる場合は、記録の全部又は一部につき請求者にアクセスさせること。(第7条(b))</p>

行政文書の存否に関する情報	<p>(1) 行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録の全部又は一部へのアクセスを拒否するときは、第7条a号の通知に次の各号の事項を明記しなければならない。また、この通知には、請求者は拒否されたことにつき、情報コミッショナーに不服を申し立てる権利を有する旨の教示がなければならない。</p> <p>(a) 当該記録が存在しないこと、又は</p> <p>(b) 拒否の根拠となったこの法律の具体的な規定又は当該機関の長が記録の存在の有無を表示しないときは、当該記録が存在すると仮定した場合に、拒否の根拠になると合理的に予想される規定</p> <p>(2) 行政機関の長は、前項の規定により記録の存在の有無を表示することができるが、これをする義務を負わない。(第10条)</p>
開示決定等の期限	開示・不開示決定は30日以内。延長する場合は30日以内に延長期間を通知。第三者情報については、30日以内に受理した旨及び開示の旨を通知。(第9条)
濫用的申請の抑制の規定	-
第三者保護に関する手続き	<p>行政機関の長は、この法律に基づく請求のあった記録で、次の各号の情報を含み、又は含むと信ずべき理由の存在するものの全部若しくは一部を開示しようとする場合で、関係ある第三者に相当な困難を伴わずに連絡できるときは、次項の規定に従うことを条件に、請求を受理した日から30日以内に、請求を受理した旨及び請求に係る記録の全部又は一部を開示する旨を、書面により当該第三者に通知しなければならない。</p> <p>(a) 第三者の営業上の秘密</p> <p>(b) 第三者によって提供された第20条第1項b号に規定する情報</p> <p>(c) 行政機関の長が合理的に予知しうる開示により、第三者に対し、第20条第1項c号又はd号に規定する結果をもたらす情報(第27条(1))</p>
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	閲覧、複写、電磁的記録
手数料	<p>本条の規定に従うことを条件に、この法律に基づく記録の請求者に対し、次の各号の手数料の支払いを請求することができる。</p> <p>(a) 請求時における、規則で規定することのできる25ドルを超えない申請料</p> <p>(b) 写しの作成に先立ち、規則で定める方法により算出した複写(製)費用に相当する手数料</p> <p>(c) 記録が代替的フォーマットに転換される前又は当該フォーマットで記録が作成される前に、代替的フォーマットが作成される媒体の費用を勘案して規則で定められた手数料</p> <p>(2) この法律に基づく記録へのアクセスの請求を受けた行政機関の長は、前項a号の規定による手数料のほか、当該記録を検索し又はその一部を開示するために合理的に必要とされる時間のうち、5時間を超える各1時間につき、規則で定める方法により算出した金額の支払いを請求することができ、また、支払いはアクセスが認められる前に行うことを要求することができる。</p> <p>(3) この法律に基づく請求のあった記録が、請求の結果として、行政機関の管理する機械可読記録から作製されたときは、当該機関の長は、規則で定める方法により算出した金額の支払いを請求することができる。</p> <p>(4) 行政機関の長は、記録の請求に関し、第2項又は前項の規定による金額の支払いを請求するときは、当該記録の検索又は作製に着手し、又は記録の一部を開示するための準備に先立ち、当該金額の適当な一部を保証金として支払うことを要求することができる。(第11条)</p> <p>(6) この法律に基づき、記録へのアクセスの請求を受けた行政機関の長は、本条に規定する手数料その他の金額若しくはその一部の支払いを免除し、又はすでに支払いのあったこれらの金額の全部若しくは一部を払い戻すことができる。(第11条)</p> <p>請求...25ドルを超えない申請料(現行は5ドル) 複写...0.2ドル/ページ(21.5cm×35.5cm以下) 5時間を超える検索...1人当たり15分につき2.50ドル 機械可読媒体からの作成...1分につき16.5ドル ブローミング...1人当たり15分につき5ドル</p> <p>注：全額もしくは一部の支払いの免除可、保証金の規定あり。 (1カナダドル約83円)</p>

不服申立て・救済措置	<p>この法律の定めるところに従い、情報コミッショナーは、次の各号に掲げる不服申立てを受理し、これを審査するものとする。(第30条(1))</p> <p>情報コミッショナーは、この法律に基づいて行う記録に関する不服申立てに対する審査において、当該不服申立てに十分な理由があると認めるときは、次の各号の事項を記載した報告書を、当該記録を管理する行政機関の長に提出しなければならない。</p> <p>(a) 審査の結論及びコミッショナーが適当と思料する勧告</p> <p>(b) 適当と思われる場合には、報告書に記載された勧告を実施するためにとられた措置若しくは予定されている措置又はいかなる措置もとられず若しくは予定もされていない理由を、報告書に記載された一定期間内にコミッショナーに通知すべき旨の要求(第37条(1))</p> <p>この法律に基づく請求のあった記録の全部又は一部へのアクセスを拒否された者は何人も、拒否されたことについて情報コミッショナーに不服申立てをした場合に限り、これについて裁判所に訴えを提起することができる。(第41条)</p>
文書目録・報告書等の作成義務	<p>(1) 主務大臣は、少なくとも年1回、定期的に、次の各号に関する刊行物を刊行させなければならない。</p> <p>(a) 各行政機関の組織及び職責並びに各部局の計画及び職務の詳細に関する記述</p> <p>(b) 各行政機関の管理する記録の分類に関する記述で、この法律に基づくアクセス権の行使に役立つ程度に詳細なもの</p> <p>(c) 各行政機関の計画又は活動を管理、遂行する上で当該機関の職員が使用するすべてのマニュアルに関する記述</p> <p>(d) この法律により記録へのアクセスを請求する場合のその請求先である担当職員の官職及び宛先</p> <p>(2) 主務大臣は、前項の規定により刊行される出版物中の最新の情報を紹介し、及びこの法律の実施に関する有用な情報を国民に提供するための通信を、少なくとも年2回、刊行させなければならない。(第5条)</p>
関係法律	プライバシー法(1982)

10 ニュージーランド

法律名	行政情報に関する法律（1982年12月制定、1983年施行） 1983、1987、1989、1992、1993、2000、2001年改正
目的規定	この法律の目的は、国会に対する行政政府の責任の原則と調和しつつ、 a) 次の目的のために、ニュージーランド国民による行政情報の利用の促進を漸進的に図ること。 （i）法律及び政策の形成及び執行に、より効果的に参加することができるようにすること。 （ii）国王の大臣及び職員の責任(accountability)を増進すること。それにより法の尊厳を高揚し、ニュージーランドの良い政府を促進すること。 b) 各人に、自己に関する行政情報への適切なアクセスを与えること。 c) 公共の利益及び個人のプライバシー保護と両立する限度で、行政情報を保護すること。（第4条）
対象機関	省、国王の大臣又は組織 「組織」とは、次のものをいう。 a) 1975年オンブズマン法の別表第1の第2部に掲げられている組織（議会サービス委員会を除く。） b) この法律の別表第1に掲げられている組織（第2条1） （各省及びその他の政府関係機関（国営企業等も含む。））
対象記録・文書	特定の行政情報を自己の利用に供するよう請求することができる。（第12条1） 請求された情報が文書に含まれている場合には、当該情報を、次の一又は二以上の方法により利用に供することができる。（第16条1） 「文書」とは、あらゆる形態の文書をいい、次のものを含む。 a) 資料に記載されたもの b) テープレコーダー、コンピュータその他の装置によって、記録され又は蓄積された情報、及びそのように記録され又は蓄積された情報から二次的に引き出された資料 c) 物の一部をなし、又は添付されることにより物を識別し又は説明するラベル、印、その他の記されたもの。 d) 書籍、地図、図面、図表又は図案 e) 写真、フィルム、ネガ、テープ又は（装置を使用するしないにかかわらず）再生することができる一若しくは二以上の画像が収録されたその他の媒体（第2条1） 「行政情報」とは、 a) 次のものが保有する情報をいう。 （i）省 （ii）国王の大臣がその公的な資格において、 （iii）組織 b) ニュージーランド国外において、次のものの支分部局又は官職が保有する情報を含む。 （i）省 （ii）組織 c) 司法省が保有する情報に関しては、1908年裁判所法第51B条に基づいて設けられた議事運営委員会(Rules Committee)が保有する情報を含む。 d) 大学（リンカーン・カレッジを含む。）が保有する情報に関しては、次のいずれかのものが保有する情報に限る。 （i）大学評議会 （ii）大学の理事会、学士委員会、又は教授会 （iii）大学の教員 （iv）大学のその他の職員又は雇用者 （v）大学が教授し、又は実施する、学課又は試験の試験官、採点官又は監督官（第12条1）
対象外文書	e) 次に含まれる情報を含まない。 （i）専ら参照又は展示のために作成され又は取得されて保管されている図書館又は博物館の資料 （ii）国王の大臣としての資格における大臣又は省以外のものにより又はこのものに代わってニュージーランド国立図書館に寄託されている資料 （iii）ニュージーランド国立図書館法第10条に基づきニュージーランド国立図書館に提供された口述史 f) 省、国王の大臣又は組織が、単に代理人として又は単に安全な管理のために、省、国王の大臣としての資格における大臣若又は組織以外の者に代わって保有する情報を含まない。 g) 公認受託者又はマオリ受託者(Maori Trustee) が、次のいずれかの資格において保有する情報を含まない。 （i）1956年信託法にいう受託者としての資格 （ii）その他の受託者としての資格

	<p>h) 次のものに与えられ、又は提出された証拠を含まない。(第2条1)</p> <p>(i) 王立委員会(Royal Commission)</p> <p>(ii) 1908年調査委員会法に基づく総督令により設けられた調査委員会</p> <p>(iii) 特定の事項を調査するため、法律の規定により又はよらないで設けられた調査委員会、調査機関、調査特別裁判所(Court of inquiry)又は審議会</p> <p>i) オンブズマンの事務局と、省、国王の大臣又は組織との間において行われた書簡又は連絡で、この法律又は1975年オンブズマン法に基づいてオンブズマンが行う調査に関するものに含まれる情報を含まない。ただし、当該調査の開始以前より存在する情報は、この限りでない。</p> <p>j) プライバシー・コミッショナーの事務局と、省、国王の大臣又は組織との間において行われた書簡又は通信で、1993年プライバシー法に基づいてプライバシー・コミッショナーが行う調査に関するものに含まれる情報を含まない。ただし、当該調査の開始以前より存在する情報は、この限りでない。</p> <p>k) (2002年被害者権利法第22条が定義する)被害者影響書に含まれる情報には適用されない。(第2条1)</p>
請求権者	<p>1) 次のいずれかに該当する者は、何人も、省、国王の大臣又は組織に対して、特定の行政情報を自己の利用に供するよう請求することができる。</p> <p>a) ニュージーランド国民</p> <p>b) ニュージーランドの永住者</p> <p>c) ニュージーランドに滞在している者</p> <p>d) ニュージーランドにおいて法人格を認められた法人</p> <p>e) ニュージーランド国外において法人格を認められたが、ニュージーランドに営業地を有する法人</p> <p>(1A) 本条の第1項にかかわらず、自然人により又は自然人を代理して、本項の発効日以降になされたその者に関する本人情報に対するアクセス請求は、1993年プライバシー法第6条第1)b)項に従って行われた請求とみなされ、そのように取扱われるものとする。この法律の本章及び第5章は、そうした請求に関しては適用されない。(第12条)</p>
請求の仕方	<p>2) 請求される行政情報は、その請求において十分に詳細な記述により特定されなければならない。</p> <p>3) 請求を行う者が、請求を至急処理することを要求する場合には、情報を至急必要とする理由を示さなければならない。(第12条)</p>
不開示情報	
(1)個人情報	死者を含む自然人のプライバシーを保護すること(第9条2(a))
(2)法人等情報	<p>(i) 営業秘密(trade secret)を開示することになる場合</p> <p>(ii) 当該情報を提供した、又は当該情報の主体である者の商業上の地位を害する著しいおそれがある場合(第9条2(b))</p>
(3)国家安全保障情報	<p>a) ニュージーランドの安全若しくは防衛又はニュージーランド政府の国際関係を害すること。</p> <p>b) 次のものからニュージーランド政府に秘密に情報を信託することを妨げること。</p> <p>(i) 他国の政府又はその政府の機関</p> <p>(ii) 国際組織(第6条)</p>
	<p>a) 次のものの安全又は防衛を害すること。</p> <p>(i) クック諸島自治政府</p> <p>(ii) ニウエ自治政府</p> <p>(iii) トケラウ</p> <p>(iv) ロス属領</p> <p>c) 次のものの国際関係を害すること。</p> <p>(i) クック諸島自治政府</p> <p>(ii) ニウエ自治政府(第7条)</p>
(4)公共の安全等に関する情報	<p>c) 犯罪の予防、捜査又は摘発を含む法規範の維持及び公平な裁判を受ける権利を害すること。</p> <p>d) 人の安全を危険にさらすこと。(第6条)</p> <p>c) 公衆の健康又は安全を保護する措置に対する妨害を回避すること。(第9条(2))</p>
(5)審議・検討等に関する情報	<p>e) 次の事項に関するニュージーランド政府の経済政策若しくは財政政策を変更し、又は継続するという決定を時期尚早に開示することによって、ニュージーランド経済に重大な損害を与えること。</p> <p>(i) 為替レート、又は海外為替取引の統制</p> <p>(ii) 銀行業務又は信用業務の規制</p> <p>(iii) 徴税</p> <p>(iv) 商品及びサービスの価格、賃借料その他の費用の価格、並びに、賃金、給与その他の所</p>

	<p>得の相場の安定、統制及び調整</p> <p>(v) ニュージーランド政府の借款</p> <p>(vi) 海外通商協定への加入 (第6条)</p>
(6) 行政機関の事務・事業に関する情報	<p>e) 公衆の個人々人への実質的な損失を防止し、又は緩和する措置に対する妨害を回避すること。</p> <p>g) 次のものにより公務の効果的な遂行を確保すること。</p> <p>(i) 国王の大臣、組織の構成員、省若しくは組織の職員及び雇用者による、これらの間における、又はこれらへの、職務遂行中における自由で率直な意見の表明</p> <p>(ii) 不当な圧力又は困惑からの、これら大臣、組織の構成員、職員及び雇用者の保護</p> <p>i) 情報を保有する国王の大臣、省又は組織が、損害や不利益を被ることなく、商業活動を遂行できること。</p> <p>j) 情報を保有する国王の大臣、省又は組織が、損害や不利益を被ることなく、交渉(商業上及び工業上の交渉を含む。)を行えるようにすること。(第9条(2))</p>
(7) その他の情報	<p>次のいずれかの政府間の関係を害すること。</p> <p>(i) ニュージーランド</p> <p>(ii) クック諸島自治政府</p> <p>(iii) ニウエ自治政府(第7条b)</p> <p>(ba) 情報の公開が、次のいずれかに該当する場合に、守秘義務に服する情報、又は各人が法令の権限に基づいて提供することを強制された、若しくは強制され得る情報を保護すること。</p> <p>(i) 同様の情報、又は同一の情報源からの情報の提供を害するおそれがあり、かつ当該情報の提供の継続が公共の利益になる場合</p> <p>(ii) その他、公共の利益を害するおそれがある場合</p>
	<p>d) ニュージーランドの実質的経済的利益の損害を回避すること。</p> <p>f) 当分の間、次のものを保護する憲法習律を維持すること。</p> <p>(i) 国王又はその代表者による又はこれらとの連絡の秘密</p> <p>(ii) 大臣の連帯責任及び個別責任</p> <p>(iii) 公務員の政治的中立性</p> <p>(iv) 国王の大臣及び職員による助言の秘密性</p> <p>h) 法律専門家の特権を維持すること。</p> <p>k) 不当な利得又は優位を得るための行政情報の開示又は利用を防止すること。(第9条(2))</p>
部分開示	<p>1) 請求された情報が文書に含まれており、かつ、その文書に含まれている情報の一部を非公開とする正当な理由がある場合には、必要な削除又は修正をした上で、その文書の写しを作成することにより、その文書中のその他の情報を利用に供することができる。</p> <p>2) 前項の規定に基づいて文書の写しを利用に供した場合には、省、国王の大臣又は組織は、第10条に従うことを条件として、請求者に次のものを示さなければならない。</p> <p>a) その情報を非公開とする理由</p> <p>b) 請求者が要求するときは、その理由を裏付ける根拠。ただし、その根拠を示すこと自体が、第6条、第7条又は第9条によって保護されている利益を害し、かつ(第9条によって保護されている利益の場合には)それを相殺するだけの公共の利益がないときは、この限りでない。(第17条)</p>
行政文書の存否に関する情報	<p>この法律に基づく請求が、第6条(防衛・外交・捜査等情報)第7条(クック諸島等の安全・防衛等の情報)又は第9条第2項b号(営業情報)の規定が適用される情報又はもしその情報が存在したならば適用されるであろう情報に関する場合には、請求を処理する省、国王の大臣又は組織は、第6条、第7条又は第9条第2項b号の規定により保護される利益が、その情報の存在又は不存在を開示することによって侵害されるおそれがあると認めるときは、請求者に書面でその情報の存在又は不存在を肯定も否定もしない旨を通知することができる。(第10条)</p>
開示決定等の期限	<p>20職務日以内に開示・不開示決定。(第15条)</p> <p>延長する場合は20職務日以内に理由、延長期間、オンブズマンへの苦情申立ての権利を有する旨を通知。(第15A条)</p>
濫用的申請の抑制の規定	<p>第12条に従ってなされた請求は、次の一又は二以上の理由に該当する場合に限り、拒否することができる。</p> <p>h) 請求が不まじめであるか、若しくは濫用であり、又は請求された情報が些細なものであること。(第18条)</p>
第三者保護に関する手続き	-
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	<p>請求された情報が文書に含まれている場合には、当該情報を、次の一又は二以上の方法により利用に供することができる。</p> <p>a) その文書を閲覧する合理的な機会を与えること。</p> <p>b) その文書の写しを与えること。</p> <p>c) 文書が音声又は映像を再生することのできる物品又は物である場合には、請求者が音声又は映像を視聴する手はずをすること。</p>

	<p>d) 文書が、音声の形で再生することができる方法で言葉を記録しているもの又は速記若しくは符号の形で言葉を含んでいるものである場合には、その文書に記録され又は含まれている言葉の書き写しを請求者に与えること。</p> <p>e) 内容の抜粋又は要約を与えること。</p> <p>f) その内容について口頭で情報を与えること。(第16条(1))</p>
手数料	<p>(1A) 第24条に従い、すべての省、国王の大臣又は組織(その活動について、他の者から完全に又は部分的に資金を供与されている組織を含む。)は、この法律に基づく行政情報の提供に対して手数料を請求することができる。</p> <p>2) いかなる定められる手数料の額も、合理的でなければならず、かつ情報を利用可能なものとする際に要する労働及び物資の費用、並びに情報を至急利用可能なものとするための請求者の要求に応じることにより生じる費用を考慮することができる。</p> <p>3) 省、国王の大臣又は組織は、手数料の一部又は全部の前払いを要求することができる。 注:複写、検索、審査について手数料を課す。</p>
不服申立て・救済措置	<p>オンブズマンによる審査および勧告、司法裁判所による審査がある。ただし、オンブズマンの勧告に対して、総督が枢密院令によって、その他の指示をした場合は、当該機関、大臣は勧告を遵守する義務を負わない。枢密院令の発行について、高等法院への提訴、さらに上訴裁判所への上訴ができる。</p>
文書目録・報告書等の作成義務	<p>1) 司法省は、1989年未までに、各省及び各組織に関する次の記述を含む刊行物を発行しなければならない。</p> <p>a) 法定職員又は諮問委員会を含むその組織、任務及び責任の記述</p> <p>b) 保有する文書のカテゴリーの一般的記述</p> <p>c) 人や団体の地位に関して決定又は勧告を行う際の基準となる政策、原則、規則又は指針を含むすべての手引書及び同種の文書の記述</p> <p>d) 省又は組織から行政情報を入手すること希望する公衆の利用に供する必要がある情報の記述で、行政情報又は特定の種類の情報の請求先となる職員の詳細を含むもの</p> <p>2) 司法省は、2年以内の間隔で、前項に基づいて発行される刊行物に含まれる内容を、その新版又は補遺を発行することにより、最新のものとしなければならない。</p> <p>3) 各省及び各組織は、司法省が前2項に従うのを援助し、かつそれらの規定の目的を達成するために必要とする情報を国務委員会に提供しなければならない。</p> <p>4) 第1項及び第2項に従う際には、司法省は、公衆が、行政情報を入手し、この法律に基づく諸権利を効果的に行使することを援助する必要性に特に配慮しなければならない。(第20条)</p>
関係法律	<p>ワンガヌイ・コンピュータセンター法(1976)、プライバシー法(1993)</p>

11 コロンビア

法律名	公的行為および文書公開法（1985年制定）
目的規定	-
対象機関	公的機関とは国家財務管理執務室、共和国会計検査院、官公庁、行政県、監察局、特殊行政単位、統治機関、監督局、警察署、市庁、これらの出張所、およびその他、県、監督局または警察署の審議会、市議会が設立する、あるいは認可する行政機関出張所、公的施設、国営企業、資本の50%以上を国・県または市町村のいずれかの公的機関が有する半官半民組織、および共和国会計検査院が税制管理をおこなうその他の組織を意味する。（第14条）
対象記録・文書	前各条は、個人がおこなう公的機関で保管される文書、あるいはこれが保有している情報に関する証明書の請求に適用される。（第24条）
対象外文書	-
請求権者	何人も、公的機関に保管される文書を閲覧し、コピーを得る権利を有する。（第12条）
請求の仕方	請求は、個人が直接、あるいはしかるべき認定を受けた被委任者が提出し、手続きをとることとする。同日に（報道機関を代表する）ジャーナリストが当該文書のコピーまたは写しを請求した場合、こちらを優先する。（第23条）
不開示情報	
(1)個人情報	-
(2)法人等情報	-
(3)国家安全保障情報	国の防衛（第12条）
(4)公共の安全等に関する情報	安全（第12条）
(5)審議・検討等に関する情報	-
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	-
(7)その他の情報	-
部分開示	-
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限	10日（第25条）
濫用的申請の抑制の規定	-
第三者保護に関する手続き	-
開示の方法（複写などの情報へのアクセス方法）	閲覧および写しあるいはコピー（当事者の希望があれば証明済み写し）（第15条）
手数料	-
不服申立て・救済措置	当事者が、申請を取り下げない場合には、所管の行政訴訟裁判所が申請を受け付けるか否かを、あるいはこれに部分的に応じるかを決定し、これを唯一の判決とする。 閲覧またはコピーの発行許可の再三請求について、職員は裁判所に当該文書を送付し、裁判所は10日（営業日）以内にその採決を下す。裁判所が開示請求のあった文書のコピーまたは写しを請求してから正式に受領するまでの期間、採決期限は中断される。（第21条）
文書目録・報告書等の作成義務	-
関係法律	-

12 ギリシャ

法律名	1986年制定第1599法「国家-国民の関係、新型身分証明の制定、他規定」(1986年6月制定、1986年施行)1991年改正
目的規定	- (ギリシャ憲法10条により、公務員は国民に行政の執行状況を知らせる義務があり、これが背景にある。)
対象機関	「公的機関」(第16条1) 注:国会及び裁判所は含まれず、各省、地方公共団体、公的病院、国公立大学その他保険、電力、鉄道、水道等の公的独占的機関、商工会議所が含まれる(国の監督の下にある又は国が経営に関与する法人が含まれるとのこと)。ガイドブックによると下記の機関が挙げられている。 ・すべての公的機関(例:税務署、労働監督庁等) ・公法に基づくすべての法人(例:社会保障基金(IKA)、高等教育機関(AEI)) ・私法に基づく法人の形態を取っている、団体及び公共事業の組織体(例:ギリシャ鉄道(OSA)、首都圏上下水道会社(EYDAP))
対象記録・文書	公的機関により作成されるすべての文書。報告書、調査研究文書、議事録、統計データ、回状、指針行政の回答、意見書、決定(第16条1) 注:責任者がサインをしたもののみが対象で、確定していないものは除かれる。
対象外文書	第三者の個人的あるいはまたは家庭生活に言及している公文書(第16条1)
請求権者	すべての国民(そして、団体及び法人)(第16条1) 注:ガイドブックによるとすべてのギリシャ国民、外国人、人が構成する会、団体、公法に基づく法人、私法に基づく法人
請求の仕方	文書により請求
不開示情報	
(1)個人情報	注:対象外文書に規定あり
(2)法人等情報	医療、商業、銀行または工業上の秘密が侵害される文書(第16条3-a)
(3)国家安全保障情報	国家防衛上及び外交上の秘密が侵害される文書(第16条3-a)
(4)公共の安全等に関する情報	国家安全保障と治安が侵害される文書(第16条3-a) 犯罪または行政上の違反に関する、裁判、警察、軍隊、行政当局の調査を困難にする場合(第16条3-β)
(5)審議・検討等に関する情報	閣議やその他政府機関での話し合いの秘密事項(第16条3-a) 公的信用・通貨の秘密事項が侵害される場合(第16条3-a)
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	犯罪または行政上の違反に関する、裁判、警察、軍隊、行政当局の調査を困難にする場合(第16条3-β) 公的信用・通貨の秘密事項が侵害される場合(第16条3-a)
(7)その他の情報	特別な規定により定められているすべての秘密事項が侵害される場合 官報に発表される、官房大臣、政府、ならびに各担当大臣による共同決定により、公共機関が第1項の権利(公文書の情報公開を受ける権利)を満たすことを拒否できる。(第16条4)
部分開示	-
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限	公文書開示の拒否については根拠が明白でなければならず、請求者に、文書で申請から1か月で知らせなければならない。(第16条6)
濫用的申請の抑制の規定	公文書の情報公開の権利の行使は、知的所有権の制限付きで、行われる。権利保有者または第三者が商業上の目的でこれらの文書を複写、配布、使用できる効力を含むものではない。(第16条7)
第三者保護に関する手続き	-
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	閲覧、複写(第16条2-a、β)
手数料	複写に係る経費は、別に法的に定められている場合を除き、請求者が負担する。(第16条2-β)
不服申立て・救済措置	注:ガイドブックによると内務行政地方分権省国家-国民関係課が非開示を決定した当該部局と請求者に介入して、見解を表明し、裁判所に裁判請求ができる。
文書目録・報告書等の作成義務	-
関係法律	-

13 オーストリア

法律名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦憲法（1930年制定、年施行、2003年最終改正） ・ 州及び市町村の行政の情報開示義務に関する1987年5月15日付けの連邦原則法（1987年制定、1988年施行、1988年改正） ・ 連邦行政の情報開示義務に関する1987年5月15日付けの連邦法及び1986年連邦省法の改正（1987年制定、1988年施行、1990年、1998年改正）
目的規定	-
対象機関	連邦、州、及び市町村の行政上の任務を委ねられたすべての機関並びにその他の公法上の法人の機関（連邦憲法 第20条3）
対象記録・文書	活動領域に属する事務に関する情報 （州及び市町村の行政の情報開示義務に関する1987年5月15日付けの連邦原則法（以下、州及び市町村の情報開示法）第1条） （連邦行政の情報開示義務に関する1987年5月15日付けの連邦法及び1986年連邦省法の改正（以下、連邦行政の情報開示法）第1条）
対象外文書	
請求権者	何人も（州及び市町村の情報開示法 第2条、連邦行政の情報開示法第2条）
請求の仕方	書面、口頭、又は電話により、情報の開示を請求することができる。 （州及び市町村の情報開示法 第4条、連邦行政の情報開示法第2条）
不開示情報	
(1)個人情報	当事者の重大な利益のために機密保持を命じられている事実（連邦憲法第30条3）
(2)法人等情報	公法上の法人の経済的利益（連邦憲法第30条3）
(3)国家安全保障情報	包括的な国防体制の維持、外交関係の維持（連邦憲法第30条3）
(4)公共の安全等に関する情報	公の安寧、秩序及び安全の維持（連邦憲法第30条3）
(5)審議・検討等に関する情報	裁判の準備手続（連邦憲法第30条3）
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	-
(7)その他の情報	-
部分開示	-
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限	情報は、州立法が定めた期間内に開示しなければならない。（州及び市町村の情報開示法第5条） 情報は、不必要に遅延することなく、かつ、遅くとも請求後8週間以内に開示されなければならない。特別の理由によって、この期限が遵守できない場合には、情報請求者には必ず通知されなければならない。（連邦行政の情報開示法第3条）
濫用的申請の抑制の規定	情報開示は、その他の行政事務の処理を著しく害しない範囲においてのみ、行わなければならない。職業代表団体は、それぞれの団体に所属する者のみに対して、また法律上の任務の適正な遂行の妨げとならない場合に、情報開示義務を負う。明らかに放埒な意図をもって請求が行われたときには、情報を開示してはならない。（連邦行政の情報開示法 第1条2）
第三者保護に関する手続き	-
開示の方法（複写などの情報へのアクセス方法）	-
手数料	-
不服申立て・救済措置	（請求及び回答は口頭で行うことができるが、拒否された場合は、裁決書の発行を求めることにより、一般行政手続法による救済を求めることができ、最終的には行政裁判所で判断される。）
文書目録・報告書等の作成義務	-
関係法律	個人データの保護に関する法律(1978)、行政手続法(1925)

14 イタリア

法律名	行政手続及び行政文書へのアクセス権に関する新しい規程（1990年8月制定、1990年施行）	
目的規定	-	
対象機関	第22条にいうアクセス権は、国の行政機関に関して適用され、特殊法人及び地方公共団体、公共機関及び公共サービスの提供機関、並びに保証当局(guarantee authorities)及び監督当局(supervisory authorities)が含まれる。(第23条1)	
対象記録・文書	行政文書とは、図画、写真、映画、電磁媒体若しくはその他の方法(other representation of the contents of acts)で、行政府が作成した、又は行政活動のために利用した記録(内部記録(internal acts)を含める)の内容を表現したものをいう。(第22条2)	
	対象外文書	アクセス権は、1977年10月24日制定の法律第801号第12条により国家機密の対象となっている文書について、又は、それ以外の法律によって機密若しくは開示の禁止が法定されている場合においては否定される。(第24条1)
請求権者	アクセス権はイタリア国民及びイタリア国民以外にも認められている(法文上イタリア国民に限定する旨の規定がない)。ただし、アクセスを求めるためには正当な理由が必要であり、単なる好奇心からの請求は認められず、申請に際しては、アクセスが認められる正当な理由を記載しなければならない。	
請求の仕方	文書へのアクセスの請求には理由を示さなければならず、請求は当該文書を作成した行政機関、若しくは当該文書を継続的に保有している行政機関に宛てて行わなければならない。(第25条2)	
不開示情報		
(1)個人情報 (2)法人等情報	第三者(個人、団体、企業を含む)のプライバシー。ただし、関係者には法律上の利益の増進若しくは防御に必要な、行政措置に関する正式記録への調査ができることを保証しなければならない。(第24条2d)	
	(3)国家安全保障情報	国家の安全保障、防衛及び国際関係(第24条2a)
	(4)公共の安全等に関する情報	公安、犯罪の防止と抑制(第24条2c)
	(5)審議・検討等に関する情報	第23条に規定されている機関は、請求された文書の内容を開示することが行政措置の遂行を阻害する(prevent)、又は著しく妨げる(severely impede)限りにおいて当該文書へのアクセスを延期する権利を有するものとする。(第24条6)
	(6)行政機関の事務・事業に関する情報	金融・外為政策(第24条2b)
	(7)その他の情報	前項の規定(第24条4:不開示を予定している文書の分類を明確にすることを規定している)は、1981年4月1日に制定され、1986年10月10日制定の法律第668号第26条によって修正された法律第121号第9条及びその実施規則、又は行政文書へのアクセスを制限する現在施行されている他の規定を侵すものではない。(第24条5)
	部分開示	第24条に規定されている事項については、同条に規定されている制限に従って、アクセスの拒否、延期及び制限を行うことができる。当該拒否、延期及び制限には理由を示さなければならない。(第25条3)
行政文書の存否に関する情報	-	
開示決定等の期限	アクセス請求に対して何の応答もないまま30日が経過した場合、請求は拒否されたものと見なされる。(第25条4)	
濫用的申請の抑制の規定	- 注:請求時に目的を示すことが求められている。上記「請求の仕方」参照。	
第三者保護に関する手続き	関係者には法律上の利益の増進若しくは防御に必要な、行政措置に関する正式記録への調査ができることを保証しなければならない。(第24条2d)	
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	アクセス権は、本法に規定されている方法により、本法に規定されている制限の下に、当該行政文書の写しを閲覧し、抄本(extraction of a copy)を作成することによって行使しなければならない。(第25条1)	
手数料	文書の閲覧には、料金はかからない。写しの交付は複写費用を支払うだけで受けることができるが、検索と調査に関する印紙税と手数料について定める規定が施行されている場合にはその限りではない。(第25条1)	
不服申立て・救済措置	アクセス権に関する行政決定に対する不服、及び第4項(上記「開示決定の期限」参照)にいう場合における不服は、30日以内に地方行政裁判所に申し立てることができ、同裁判所はアクセス請求を行った不服申立人の弁護士から意見聴取を行った上で、不服申立て申請期間の終了から30日以内に非公開で決定を行わなければならない。同裁判所の決定に対しては、決定通知から30日以内に最高行政裁判所に不服を申し立てることができ、最高行政裁判所は上記と同じ手続により、上記と同じ期限内に決定を行わなければならない。(第25条5)	

文書目録・報告書等の作成義務	行政文書へのアクセスに関する委員会(Committee on Access to Administrative Documents)は、公共行政活動の国民一般への全面的な周知を行うという原則を、本法に定める制限を遵守しつつ実施に移すよう配慮するとともに、公共行政機関の活動の透明性に関する年次報告書の草案を作成して上下両院及び首相に提出し、第22条に規定するアクセス権の可能な限り広範な保証を実現することに資する法令の条文の改正を政府に提案しなければならない。(第27条5)
関係法律	1992年6月27日付の共和国大統領令第352号 行政手続き事項と行政文書へのアクセス権についての新たな規則を制定する1990年8月7日付の法律第241号第24条2の実施において、行政文書へのアクセス権の行使およびアクセス権が否定される場合の取決めに関する規則

15 スペイン

法律名	行政及び共通行政手続の法的制度に関する法律（1992年11月制定） 2003年6月25日改正
目的規定	-
対象機関	行政機関（第35条） 注：国のすべての行政機関、地方自治州、市町村が対象となる。 地方自治州、市町村においては、情報公開に関する規定を独自に制定することは可能であるが、国の情報公開法の規定に反しない範囲で規定することが求められる。
対象記録・文書	市民は記録簿、および関係書類の一部として行政機関が文書保管所に保有する文書にアクセスする権利を持つ。これらの関係書類は文字・図画、音声、映像、もしくは情報記録媒体（磁気テープ）など表現形態は問わないが、請求日に手続きが終了しているものに限られる。（第37条1） 注：行政機関として手続（対応）が終了したもので、ファイルに搭載されたものについてアクセスが認められている。
対象外文書	以下の場合には特別規則が適用される： a) 秘密事項の規準を守っている文書保管所にアクセスする場合。 b) 患者の個人的医療データを含む文書、および関係書類にアクセスする場合。 c) 選挙制度法で管理される文書保管所。 d) 公の統計的機能の範囲内で、統計を唯一の目的として使用される文書保管所。 e) 戸籍保管所、犯罪記録保管所、および法律で使用が管理される公共の登記所。 f) 下院議員、上院議員、自治州および地方自治体の立法議会構成員の資格を持つ者が、行政機関の文書保管所に保有されている文書にアクセスする場合。 g) 史料保管所に現存する参考文献を参照する場合。 （第37条6）
請求権者	市民は行政機関との関係において、以下の権利を有する： h) 憲法、本法及び他の法律に定める条項に基づいて、行政機関の記録簿、および文書保管所にアクセスする権利。（第35条h） 注：憲法では、アクセスできる者を住民と規定しているが、これに関する明確な定義はない。 運用上はスペイン国民及びスペインに居住する外国人についてはアクセス権があるとされている。なお、スペインに居住していない外国人でもスペインに来た場合にはアクセス権があると解釈されている。
請求の仕方	市民は行政機関に宛てた請求書、文書、通信を次の方法で提出する： a) 宛先である行政機関の記録簿に提出。 b) 国の行政に属する全ての行政機関、自治州に属する全ての行政機関、地方行政機関に属する組織の記録簿に提出。 c) 法律で定めた方法で郵便局に提出。 d) 海外に在住するスペインの外交代表部、もしくは、領事部に提出。 e) 現行の法規に定めるその他の場所に提出。（第38条4）
不開示情報	どのような情報についてアクセスが制限されるかについては、さらに別の法律で詳細を規定している。
(1)個人情報	「個人のプライバシーと名誉に関する法律」で詳細を規定している。個人に関する情報については、2つの類型があり、個人のプライバシーに関係ない情報については本人の許可があればアクセスできること、個人のプライバシーに係る情報については当事者以外はアクセスできないことが規定されている。
(2)法人等情報	商業機密、または産業機密で保護された事項に関する文書。（第37条5d） 注：「産業所有物法」で詳細について記述されている。
(3)国家安全保障情報	国防、もしくは国の安全に関する情報を含む文書。（第37条5b） 注：「公的機密に関する法律」で詳細について記述されている。
(4)公共の安全等に関する情報	第三者の権利と自由の保護を危うくするような犯罪の捜査に関する文書、もしくは、実施中の捜査の必需品に関する文書。（第37条5c）
(5)審議・検討等に関する情報	金融政策から派生した行政の措置に関する文書。（第37条5e）
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	行政権に基づかない憲法上の権限を行使して、国の政府、または自治州政府が行った処置に関する情報を含む文書。（第37条5a）
(7)その他の情報	-
部分開示	-
行政文書の存否に関する情報	-

開示決定等の期限	<p>決定を通知する最高期限は、各手続きの基準によって定められる。この期限は6ヶ月を越えてはならない。ただし、法律と同程度の基準でもっと長い期限が定められていたり、欧州連合の規準が同じ様に定めている場合はこの限りでない。(第42条2)</p> <p>手続きの基準で最高期限が定められていない場合、最高期限は3ヶ月とする。この期限と前項に述べた規定は、次のように計算される：</p> <p>a) 職務で開始された手続きでは、開始が合意された日から起算される。</p> <p>b) 当事者の請求で開始された手続きでは、当該請求書が手続きのために所轄の機関の記録簿に記入された日から起算される。(第42条3)</p> <p>行政機関は情報提供を目的として、手続きが継続する最高期限、および行政の沈黙による影響など、手続きについての説明を公表し、それを常に更新する義務がある。</p> <p>いずれの場合も、行政機関は当該手続きの決定と通知のために定められた最高期限、および行政の沈黙によって生じ得る影響について当事者に知らせる。この知らせは通知の中で、又は職務による開始の合意の公表の中で、もしくは手続きのために請求書が所轄機関の記録簿に受理された日の翌日から10日以内に発送される通信の中で記述する。最後に述べた通信には、所轄機関が請求を受理した日付を示す。(第42条4)</p>
濫用的申請の抑制の規定	<p>アクセス権は、個人が公の業務の能率を妨げない方法で行使する。そのために一つの分野、または一つの分野全体を包括的に請求するのではなく、調べたい文書を個別に請求しなければならない。ただし、本人が任意に判断する場合はこの限りでない。しかしながら、請求者が歴史的、科学的、文化的に興味を持つ研究者であることが明らかな場合は、保管書類に直接アクセスすることが許可される。ただし、個人のプライバシーが十分に保証される場合に限る。(第37条7)</p>
第三者保護に関する手続き	<p>処罰、又は懲罰の性格の文書を除いて、権利の適用に関する手続きにおいて、個人のプライバシーに属する情報を含まず、且つ内容的に市民の権利の行使に役立つと思える名目的性格の文書には資格所有者がアクセスできる。また、合法的、直接的な関心を証明する第三者もアクセスできる。(第37条3)</p> <p>前項に定める権利の行使は公益上の理由による場合、第三者の利益の保護がもっと価値がある場合、または法律でそのように定められている場合は拒否することができる。この場合、所轄の機関は理由を述べた決定書を出す義務がある。(第37条4)</p>
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	<p>アクセス権は文書の写し、又は文書の証明書を手入する権利を伴う。この審査は合法的に定められた税(手数料)の前払いを条件に、行政に委任される。(第37条8)</p>
手数料	<p>注：閲覧については無料。コピーの交付については手数料を徴収する。</p> <p>手数料は政府全体で統一されたものではなく、行政機関ごとに規定しているが、一般的な例としては写し1枚100ペセタ(日本円で約70円)程度を徴収している。</p>
不服申立て・救済措置	<p>注：不服申立制度については行政手続法で規定している。</p> <p>不開示を決定した行政機関の処分不服がある場合、請求者は当該行政機関の上級行政庁に不服申立を行うことができる。不服申立を受けた上級行政庁は1か月以内にこれに関する処分を行う必要がある。さらに上級行政庁の処分に不服がある場合は、行政訴訟裁判所への提訴が可能である。</p>
文書目録・報告書等の作成義務	<p>行政機関が保有する文書のリストは定期的公表の対象となる。これらの文書のうち、集団全体に損害を与える文書は特別公表の規則に従い、そのほかの文書は個人の参照の対象となる。(第37条9)</p> <p>行政機関は記録台帳を付ける。この記録台帳の中には当該機関内のあらゆる部署に提出され、又はそこで受理された文書と通信のそれぞれの記入項目を作る。また、記録台帳には他の機関、もしくは個人に宛てた公文書、および公の通知の発送記録が記される。(第38条1)</p> <p>行政機関は文書と通信の提出に利便を提供する目的で、その組織内の関係部署に他の記録簿を作成することができる。これらの記録簿は記録台帳を補助するものであり、全ての記入は記録台帳に付記される。</p> <p>記入項目には文書、および通信の受理、又は発送の順番を守って記入し、受理、又は発送した日付を書く。</p> <p>記録の処理が終わると、文書および通信は、これらを受理した記録簿から直ちに受取人、および該当部署に送付される。(第38条2)</p> <p>行政機関が個人からの、または行政機関からの文書と通信を受理するために作成した記録台帳、および全ての記録簿は、情報記録媒体(注：磁気テープ・ディスク)に入れる義務がある。</p> <p>このシステムは記録を保証するものである。各記入項目には番号、内容の性質を表わす題名、記入した日、提出した日付けと時間、当事者の識別、送り主の行政機関を記し、個人、または行政機関に発送する場合は記録する文書、又は通信の内容に関する参照データを記す。</p> <p>同様に、このシステムは行政機関の他の記録簿の情報を記録台帳に集積するのを保証する。(第38条3)</p>

	<p>行政機関相互間で締結した協力協定を通して、記録の相互連絡・調整システムが整備される。このシステムは情報の共有を保証し、記入事項、および全ての記録簿に提出された請求書、文書、通信、書類のテレマティックス伝達(注：電気通信と情報処理が合体した技術・サービス)を保証する。(第38条3)</p> <p>行政機関はその組織内の記録簿または契約した記録簿のリスト、アクセス・通信システム、就業時間を公開し、常に更新する義務がある。(法律4/99、1月13日に基づいて起草された条文)(第38条8)</p> <p>注：行政機関が個人からの、または行政機関からの文書と通信を受理するために作成した記録台帳、および全ての記録簿は、情報記録媒体(磁気テープ・ディスク)に入れる義務がある。</p> <p>ファイルは当初、省庁ごとに整備される。まず、省庁の機関(本省庁、出先機関等)ごとにファイルを整備し、整備後5年経過したものは、当該省庁の中央ファイルに移される。さらに10年程度経過すると、政府全体のファイルに登録されることになる。</p>
関係法律	<p>スペイン憲法第105条bで「国家の安全と防衛、犯罪及び個人のプライバシーに関わる場合を除き、住民による行政関連の文書の記録の閲覧」を定めている。</p>

16 ハンガリー

法律名	個人データ保護及び公益データ公開に関する法律（1992年11月制定、1992年施行）
目的規定	すべての者が自らの個人データをコントロールし、本制定法に基づく法律によって別段の定めある場合を除いて、公益に関するデータにアクセスする権利を保障することである。（第1条(1)）
対象機関	国家もしくは地方自治体の職務またはその他の公的義務を遂行する人もしくは団体（第19条(1)）
対象記録・文書	-
対象外文書	-
請求権者	すべての者（第1条(1)）
請求の仕方	-
不開示情報	-
(1)個人情報	-
(2)法人等情報	-
(3)国家安全保障情報	国家防衛、国家の安全（第19条(3)a), b))
(4)公共の安全等に関する情報	犯罪調査及び犯罪防止(第19条(3)c))
(5)審議・検討等に関する情報	法律に別段の定めがない限り、当局自身が利用するために、または意思決定の目的のために作成された調査報告文書やその他のデータは、作成後30年以内は公開しない。当局の長はこうした文書もしくはデータへのアクセスを求めに応じて許可することができる（第19条5項）
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	国家の金融・通貨政策(第19条(3)d)) 司法手続き(第19条(3)f))
(7)その他の情報	-
部分開示	「データを記載したその一部のコピーを求めることができる。」(第20条(1))
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限	申請者には申請から8日以内に、申請の却下とその理由について書面で通知するものとする。（第20条(2)）
濫用的申請の抑制の規定	-
第三者保護に関する手続き	-
開示の方法（複写などの情報へのアクセス方法）	申請者は料金を負担して、その保存方法のいかにかわらず、文書もしくはデータを記載したその一部のコピーを求めることができる。（第20条(1)）
手数料	当局の長は、公益に関するデータの提供について、その実費に相当する費用を課金することができる。申請者は要請すれば、事前にその金額について知らせを受けるものとする。（第20条(3)）
不服申立て・救済措置	(1) 申請者は、公益に関するデータについての申請が拒否された場合には、裁判所に提訴することができる。 (2) 当局は、拒否が妥当なものであり、法律を遵守していたことを証明するものとする。 (3) 訴訟手続は、拒否の通知を受けてから 30 日以内に、要請された情報の提供を拒否した当局を相手どって取ることができる。 (4) 他の場合には訴訟の原告もしくは被告になることのできない者も、訴訟当事者になることができる。
不服申立て・救済措置	(5) 全国規模の権能をもつ当局を相手どった訴訟については、郡（首都）の裁判所が判断を行うものとする。地方裁判所（local court）の管轄に属する訴訟については、郡裁判所の所在地にある地方裁判所、もしくはブダペストのペスト中央地区裁判所（Central District Court of Pest）が判断を行うものとする。裁判所の管轄権は、データの提供を拒否する当局の所在地（業務地）によって決定される。 (6) 裁判所は、至急に審理を実施するものとする。 (7) 申請を容認する場合、裁判所は要請された公益に関するデータを提供しよう当局に命じるものとする。（第21条）
文書目録・報告書等の作成義務	当局は、毎年、拒否された申請とその理由について、データ保護オンブズマンに対して報告を行うものとする。（第20条(4)）
関係法律	-

17 ベルギー

法律名	行政の公開に関する法律(1994年4月制定、1994年施行) 2000年7月15日改正
目的規定	-
対象機関	連邦行政機関及び連邦行政機関以外の行政機関。ただし、連邦権限に関する理由により、この法律が行政文書の公開を禁止し、又は制限する場合に限る。(第1条(a),(b))
対象記録・文書	その形態いかんにかかわらず、行政機関が管理するすべての情報(第1条2))
対象外文書	-
請求権者	何人も、法律、デクレ又は第26条の2に定める規則に規定する場合を除き、行政文書を閲覧し、又はその写しの交付を受ける権利を有する(憲法24条の3)
請求の仕方	対象となる事項、及び可能な場合には対象となる行政文書を明確に示し、書面により、権限ある連邦行政機関に対して行われる。(第5条)
不開示情報	
(1)個人情報	被治者の自由及び基本的権利に関する情報(第6条(1)2)) 私生活。ただし、当該個人が、書面により、該当文書の閲覧又は写しの形による交付に前もって同意した場合を除く(第6条(2)1))
(2)法人等情報	機関に提供された企業情報又は製造情報の秘密性に関する情報(第6条(1)7))
(3)国家安全保障情報	ベルギーの連邦レベルの国際関係に関する情報(第6条 3)) 公共の秩序、国家の安全又は防衛に関する情報(第6条 4))
(4)公共の安全等に関する情報	住民の安全(第6条 1)) 罰すべき行為の捜査又は訴追に関する情報(第6条 5)) 罰すべき行為又は罰すべきと思われる行為を告発するため、匿名で行政機関に文書又は情報を提供したものの身元の秘密に関する情報(第6条 8))
(5)審議・検討等に関する情報	連邦内閣及び連邦行政権に属する所轄機関の審議の秘密、並びに連邦機関が参加する審議の秘密(第6条 3))
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	連邦の経済的若しくは財政的利益、通貨又は公の信用(第6条 6))
(7)その他の情報	-
部分開示	行政文書の一部を公開してはならない、又は公開しないことができる場合には、当該文書の閲覧、説明又は写しの形による交付は、その他の部分に限定される。(第6条)
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限	延期又は拒否の場合は、30日以内にその理由を通知。延長期間は15日まで。期間内に通知がないときは拒否されたものとみなされる。(第6条)
濫用的申請の抑制の規定	以下に該当する場合は閲覧、説明又は写しの交付の請求を拒否することができる。 1) 請求に関係する行政文書が未完成又は不完全であるため、その公開が誤解の原因となるおそれがあるとき 2) 請求が、匿名で任意に当該機関に提出された意見又は見解に係るとき 3) 請求が明らかに濫用に当たるとき 4) 請求内容が明らかに漠然としすぎるとき(第6条(3)) この法律に基づき入手された行政文書は、商業目的で配布され又は利用されてはならない。(第10条)
第三者保護に関する手続き	-
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	文書の閲覧、説明、写しの形の交付
手数料	情報の提供に関して手数料を徴収する場合には、その手数料は実費を超えてはならない。(第3条) 行政文書の写しの交付については、国王の定める金額の費用を徴収することができる。(第12条)
不服申立て・救済措置	行政文書へのアクセスに関する委員会への苦情申立て、さらにコンセイユ・データの訴げができる。(第8条)
文書目録・報告書等の作成義務	連邦行政機関は、書面による請求を受理した日付に従って登録簿に記載するものとする。
関係法律	個人データの処理にかかる個人生活の保護に関する法律(1992)

18 韓国

法律名	公共機関の情報公開に関する法律（1996年11月制定、1997年施行） 2004年1月29日改正（改正法は2004年9月施行）
目的規定	この法律は公共機関が保有・管理する情報に対する国民の公開請求および公共機関の公開義務に関して必要な事項を定めることで、国民の知る権利を保障し、国政に対する国民の参加と国政運営の透明性を確保することを目的とする。（第1条）
対象機関	国、地方公共団体、政府投資機関その他大統領令が定める機関。（第2条3項）
対象記録・文書	公共機関が職務上作成又は取得し、管理している文書(電子文書を含む。)・図面・写真・フィルム・テープ・スライド及び、その他にこれに準ずる媒体等に記録された事項をいう。（第2条1号） (1) 公共機関は電子的な形態で保有・管理する情報に対して、請求人が電子的な形態で公開するように要請する場合には、当該情報の性質上著しく困難である場合を除いては請求人の要請に応じなければならない。 (2) 公共機関は電子的な形態で保有・管理していない情報に対して、請求人が電子的な形態で公開するように要請する場合には、正常な業務の遂行に著しい支障をもたらすか、当該情報の性質が毀損される恐れがない限り、その情報を電子的な形態に変換して公開することができる。（第15条）
対象外文書	国家安全保障に関する情報及び保安業務を所掌する機関において国家安全保障と関連する情報分析を目的に収集もしくは作成された情報については、この法律を適用しない。（第4条3項）
請求権者	すべての国民は、情報の公開を請求する権利を有する。外国人の情報公開請求に関しては、別途大統領令で定める。（第5条）
請求の仕方	情報の公開を請求する者（以下「請求人」という）は、当該情報を保有または管理している公共機関に対し、次の各号の事項を記載した情報公開請求書の提出または口頭によって、情報の公開を請求することができる。 1 請求人の名前・住民登録番号・住所及び連絡先（電話番号・電子郵便住所等をいう） 2 公開を請求する情報の内容及び使用目的及び公開方法 （第10条）
不開示情報	(第9条)
(1)個人情報	当該情報に含まれる氏名・住民登録番号等、個人に関する事項であって、公開された場合個人の私生活の秘密または自由を侵害する恐れがあると認められる情報。（第9条1項6号）
(2)法人等情報	法人、団体または個人の経営・営業上の秘密に関する事項であり、公開された場合、法人等の正当な利益を著しく害する恐れがあると認められる情報。（第9条1項7号）
(3)国家安全保障情報	国家安全保障・国防・統一・外交関係等に関する事項であって、公開される場合に国の重大な利益を著しく損なう恐れがあると認められる情報。（第9条1項2号）
(4)公共の安全等に関する情報	公開された場合、国民の生命・身体及び財産の保護に著しい支障をもたらす恐れがあると認められる情報（第9条1項3号） 進行中の裁判に関連した情報と、犯罪の予防、捜査、公訴の提起及び維持、刑の執行、矯正、保安処分に関する事項で、公開された場合、その職務遂行を著しく困難にしたり、刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害すると認められるに足る相当な理由がある情報（第9条1項4号）
(5)審議・検討等に関する情報	公開された場合、不動産登記・買占め売り惜しみ等で特定人に利益または不利益を与える恐れがあると認められる情報（第9条1項8号）
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	監査・監督・検査・試験・規制・入札契約・技術開発・人事管理・意思決定過程または内部検討過程にある事項等で、公開された場合、業務の公正な遂行もしくは研究・開発に著しく支障をきたすと認められるに足る相当な理由のある情報（第9条1項5号）
(9)その他の情報	他の法律または法律による命令 ¹ （国会規則・大法院規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則・大統領令及び条例に限る）によって、秘密または非公開事項として規定された情報。（第9条1項1号） ¹ 訳注：日本での「政令」に該当する。
部分開示	公開請求した情報が第9条第1項各号の一に該当する部分と公開が可能な部分が混合している場合であり、公開請求の趣旨にはずれない範囲内で、二つの部分を分離できる場合には、第9条第1項各号の一に該当する部分を除き公開しなければならない。（第14条）
行政文書の存否に関する情報	-

開示決定等の期限	<p>(1) 公共機関は第10条の規定によって情報公開の請求があるときは、請求を受けた日から10日以内に公開するか否かを決定しなければならない。</p> <p>(2) 公共機関は、やむを得ない事由で、第1項に規定された期間内に公開の可否を決定することができない時には、その期間の満了日の次の日から起算して10日以内の範囲内で、公開の適否の決定機関を延長することができる。この場合、公共機関は延長された事実と延長の理由を文書をもって、すみやかに請求人に通知しなければならない。(第11条)</p>
濫用的申請の抑制の規定	<p>公共機関は公開対象情報が過剰に多く、正常的な業務の遂行に著しい支障をもたらす恐れがある場合には情報の写本・複製物を一定期間別に分けて交付するか、閲覧と並行して交付することができる。(第13条2項)</p>
第三者保護に関する手続き	<p>公共機関は、公開請求された公開対象情報の全部または一部が第三者と関連があると認められる時は、その事実を第三者にすみやかに通知しなければならない、必要な場合にはそれについて意見を聴取することができる(第11条3項)</p> <p>第11条第3項の規定によって公開請求された事実を通知された第三者は、通知された日から3日以内に当該公共機関に対して自分と関連された情報を公開しないことを要請することができる(第21条(1))</p> <p>第1項の規定による非公開要請にかかわらず、公共機関が公開の決定を行う場合には、公開決定の理由と公開実施日を明示してすみやかに書面で通知せねばならず、第三者は当該公共機関に書面で異議申立てをするか、行政審判もしくは行政訴訟を提起することができる。この場合、異議申立ては通知を受けた日から7日以内に行わなければならない。(第21条(2))</p>
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	<p>「公開」とは、公共機関がこの法律の規定により情報を閲覧させ、その写本・複製物を交付すること、または電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律第2条第7号の規定による情報通信網(以下「情報通信網」という)を通じて情報を提供すること等をいう。(第2条2号)</p>
手数料	<p>情報の公開及び郵送等に所要される費用は実費に範囲内で請求人の負担とする。使用目的が公共の福利・増進のため必要と認められる場合は費用を免除することができる。(第17条)</p>
不服申立て・救済措置(18条)	<p>〔異議申立て〕</p> <p>(1) 請求人が情報公開と関連して公共機関の非公開または部分公開の決定に対して不服がある時は、公共機関から情報公開の適否決定通知を受けた日もしくは第11条第5項の規定による非公開の決定がなされたものと見なされる日から30日以内に、当該公共機関に書面で異議申立てを行うことができる。</p> <p>(2) 公共機関は異議申立てを受けた日から7日以内にその異議申立てについて決定し、請求人にその結果をすみやかに書面で通知しなければならない。但し、やむを得ない事由によって定められた期間内に決定することができない時は、その機関の満了日の次の日から起算して、7日以内の範囲で延長することができ、延長事由を請求人に通知しなければならない。</p> <p>(3) 公共機関は異議申立てを却下または棄却する決定を行った時は、請求人に行政審判または行政訴訟を提起することができる旨を、第2項の規定による結果通知と共に通知しなければならない。</p>
不服申立て・救済措置	<p>〔行政審判〕</p> <p>(1) 請求人が情報公開と関連して公共機関の決定に不服がある時は行政審判法の定めるところにより行政審判を請求することができる。この場合、国及び地方自治体以外の公共機関の決定に対する裁決庁は関係中央行政機関の長または地方自治団体の長とする。</p> <p>(2) 請求人は第18条の規定による異議申立て手続きを経ずに行政審判を請求することができる。(第19条)</p> <p>〔行政訴訟〕</p> <p>(1) 請求人が情報公開と関連して公共機関の決定に対して不服がある場合には、行政訴訟法の定めるところにより行政訴訟を提起することができる。</p> <p>(2) 裁判長は、必要と認められる時は当事者を参加させずに、提出された公開請求情報を非公開に閲覧・審査することができる。</p> <p>(3) 裁判長は、裁判の対象が第9条第1項第2号の規定による情報のうち、国家安全保障・国防または外交に関する情報の非公開または部分公開決定処分である場合に、公共機関がその情報に対する秘密指定の手続き、秘密の等級・種類及び性質と、これを秘密として取り扱うこととなった実質的な理由及び公開をしない事由等を立証する時は、当該情報を提出させないようにすることができる。(第18条)</p>

<p>文書目録・報告書等の作成義務</p>	<p>(1) 公共機関は次の各号に該当する情報については、公開の具体的な範囲、公開の周期・時期および方法を予め定めこれを公表し、定期的に公開しなければならない。但し、第9条第1項の各号に該当する情報に関してはその限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民生活に甚大な影響を及ぼす政策に関する情報 2. 国家の施策として施行する工事等、大規模の予算が投入される事業に関する情報 3. 予算執行の内容と事業評価の結果等、行政監視のために必要な情報 4. その他、公共機関の長が定める情報 <p>(2) 公共機関は第1項に規定された事項以外、国民が知っておく必要がある情報を国民に公開するように積極的に努力しなければならない。</p> <p>(第7条)</p> <p>公共機関は当該機関が保有・管理する情報について、国民が分かりやすいよう情報目録を作成及び備え付けて、その目録を情報通信網を活用した情報公開システム等を通じて公開しなければならない</p> <p>(第8条)</p>
<p>関係法律</p>	<p>-</p>

19 アイルランド

法律名	1997年情報の自由法（1997年4月制定、1998年施行） 2003年改正
目的規定	公衆が公益とプライバシーの権利をできる限り守りながら、公共機関の保有する情報にアクセスすることを可能にし、個人が公共機関の保有する自らに関する個人情報に訂正を受けることを可能にし、そのために、公共機関の所有する記録へのアクセス権とその権利に必要な例外を定め、個人がその権利を行使できるようにするための個人への援助について定め、その権利に関する公共機関の決定と本法の運用一般（本法に即した公共機関の議事録を含める）の双方についての個別の検証について定めると同時に、上記の理由のために、情報コミッショナー事務局の創設について定め、その機能を定義づけ、公共機関が本法の目的に関して行う自らに関する一定の情報の公開について定め、1963年公務機密法を改正し、関連事項について定めるための法律。（法律前文）
対象機関	公共機関 注：法律の別表第1 「公共機関」に定められている。
対象記録・文書	「記録」には、覚え書き、書籍、平面図、地図、図面、グラフ、絵画もしくはグラフィック作品またはその他の文書、写真、映画もしくは記録品（音響、画像、もしくはその双方）、データ（1988年データ保護法に言う範囲内に該当する）が保存されている何らかの形式、手作業、機械、電子により情報が保有もしくは保管されているその他の形式（機械による読み取りが可能な形式を含む）またはもの、どのような形式であれ、上記のいずれか1つ、もしくは2つ以上の一部もしくはコピーが含まれる（第2条(1)）
対象外文書	(1) 本法は、下記には適用されない―― (a) 下記の保有する記録―― (i) 裁判所 (ii) 1921年審判（証拠）委員会法が適用される審判委員会、または (iii) 1954年国防法の第161条に言う範囲に該当する軍事法廷、 (b) 法務長官、もしくは検察局長もしくは法務庁、または検察局の管理者によって保有、もしくは作成された記録（上記の部局のいずれかの一般的管理に関する記録を除く）、 (c) 下記に関する記録―― (i) 第34条に基づく再検討、または第36条に基づく調査、 (ii) 会計検査院長が1923年および1993年会計検査院長法、1866年および1921年大蔵省・監査局法その他の制定法に基づいて実施した監査、検査、検証、または (iii) オンブズマンが1980年オンブズマン法に基づいて実施した調査もしくは検証 (da) 公共機関が所持する、政党もしくは政党を代表して出されるあらゆる提議の見積もり、査定、もしくは報酬に関連する記録、 (db) 政府機関のメンバーもしくは国務大臣に対し政府機関より提出された、上・下院のいずれかまたは双方、またはいずれかまたは双方の院の委員会、もしくはそれらの委員会の小委員会の審議（上・下院のいずれかまたは双方より政府機関のメンバーもしくは国務大臣に対し出された質問（口頭または文書で回答されたにかかわらず）を含む）に関連する記録。 (d) 大統領に関する記録、 (e) アイルランド議会上・下院のいずれかのメンバーの私的な書類（憲法第15.10条に言う範囲内に該当する）に関する記録、または、上・下院のいずれかまたは双方の規則もしくは議事規則によって、機密として扱うことを要求される公式書類、または (f) 開示すると、下記を暴露する、またはその暴露につながる情報が妥当に予測される情報に関する記録―― (i) 刑事法の執行に関してある公共機関に内密に情報を提供した者の身元、または (ii) 公共機関に内密に提供された上記のような情報の他の供給源。 (2) 本法は第3項に従い、制定法（本法を除く）によると、それ以外によるとを問わず、下記には適用されない―― (i) 有料であると無料であるとを問わず、一般公衆の一員による閲覧に供される記録、または (ii) 一般公衆がそのコピーを購入、もしくは無料で取得できる記録。（第46条）
請求権者	すべての者（第6条(1)）

請求の仕方	<p>アクセス権を行使することを望む者は、文書、またはその他の定められる形式において当該の公共機関の長に宛てて、当該の記録に対するアクセスを求める下記のような請求を行う——</p> <p>(a) 請求が本法に基づいて行われている旨を述べ、</p> <p>(b) 妥当な順序を踏むことで記録を特定できるように、当該の情報に関して十分な明細を記載し、</p> <p>(c) その者が特定の形式もしくは態様（第 12 条において言及される形式もしくは態様であること）でアクセスを与えられることを請求する場合には、そのアクセスの形式もしくは態様を指定する。（第 7 条(1)）</p>
不開示情報	
(1)個人情報	<p>（個人情報）</p> <p>公共機関の長は本条の規定に従い、当該記録にアクセスすると個人情報（物故した個人に関する個人情報を含む）の開示を伴うと判断した場合には、第 7 条に基づく請求を却下する。（第 28 条(1)）</p> <p>「個人情報」とは、特定可能な個人についての下記の情報を意味する——</p> <p>(a) 通常であれば、知れるのはその個人、またはその家族もしくは友人にだけであろうと思われる情報、または</p> <p>(b) 秘密として取り扱われるという了解のもとに公共機関が保有している情報、（第 2 条(1)）</p>
(2)法人等情報	<p>（商業的に機密の情報）</p> <p>第 2 項に従い、公共機関の長は、当該の記録に下記の記載がある場合には第 7 条に基づく請求を却下する——</p> <p>(a) 当該請求者以外の者の企業秘密、</p> <p>(b) 開示すると、その情報が関係している者の実質的な財務上の損失もしくは利益を生むことが妥当に予測される、またはその者の職業もしくは事業の実行において、もしくはその者の仕事の他の面で、その者の競争上の立場を損なう可能性のある財務的、商業的、科学的、技術的、その他の情報、あるいは</p> <p>(c) 開示すると、その情報が関係している者の契約、もしくはその他の交渉の実行もしくは成果を損なう可能性のある情報。（第 27 条(1)）</p>
(3)国家安全保障情報	<p>（安全保障、国防、国際関係）</p> <p>公共機関の長は、アクセスすると下記に悪影響を及ぼすと妥当に判断し得る記録について、第 7 条に基づく請求を却下することができる——</p> <p>(a) アイルランド国家の安全保障、</p> <p>(b) アイルランド国家の防衛、</p> <p>(c) アイルランド国家の国際関係、もしくは</p> <p>(d) 北アイルランドに関する事項。（第 24 条(1)）</p>
(4)公共の安全等に関する情報	<p>（法律の執行と公衆の安全）</p> <p>公共機関の長は、当該の記録へのアクセスが下記につながると予測することが妥当であると判断した場合には、第 7 条に基づく請求を却下することができる——</p> <p>(a) 下記を損なう、または害する——</p> <p>(i) 犯罪の予防、探知、調査、犯罪者の捕縛もしくは起訴、または上記の事項のために採用されている合法的な方法、制度、計画、手続の有効性、</p> <p>(ii) 法律の執行、遵守、もしくは管理、</p> <p>(iii) 公衆の安全と人および財産の安全もしくは無事を保証するための合法的な方法、制度、計画もしくは手続、</p> <p>(iv) 法廷における刑事訴訟、または法廷もしくはその他の審判における民事訴訟の公正、</p> <p>(v) 刑罰施設のセキュリティー、</p> <p>(vi) 中央精神病院のセキュリティー、</p> <p>(vii) 建物その他の構造物、自動車、船舶、航空機のセキュリティー、</p> <p>(viii) 通信制度（国の内外を問わない）、国家警察隊、国防軍、国税庁、もしくは刑罰施設のセキュリティー、</p> <p>(aa) あらゆる者の生命や安全を脅かす、</p> <p>(b) 民法の執行もしくは管理について公共機関に内密に情報を与えた者の身元、または内密に与えられたその情報のその他の出所を明かす、または明かすことにつながる、または</p> <p>(c) 犯罪の遂行を促進する。（第 23 条(1)）</p>

<p>(5)審議・検討等に関する情報</p>	<p>(公共機関の審議)</p> <p>(1) 公共機関の長は、当該の記録に当該の公共機関の審議過程に関する事項（その機関、その機関の長、その機関のメンバーもしくはその機関の職員がその過程に関して検討した見解、助言、提言、および協議の結果を含む）が記載されている場合には、第7条に基づく請求を却下することができる。</p> <p>(1A)(a)第1項の規定に関わらず、公共機関の長は、当該記録が政府の審議過程に関する事項を含んでいると政府の事務局長が書面で認定書を発行した場合には、第7条に基づく請求を却下する。(第20条)</p> <p>(政府の会合)</p> <p>(1) 公共機関の長は、当該の記録が下記である場合に、第7条に基づく請求を却下しなければならない。</p> <p>(a) 閣僚もしくは法務長官の検討を受けるために政府に提出された、または提出することを提案されており、そのために立案され、</p> <p>(aa) 以下の通信を構成する場合</p> <p>(i) 政府により検討中又は政府に提案されている事項に関する政府の複数の構成員間におけるもの</p> <p>(ii) 政府から審議を諮問された団体を構成する複数の者の間で当該事項に関して行われるもの</p> <p>(b) 政府により、または政府のために政府の決定を公衆に公表する手段となる記録以外の政府の記録であって、</p> <p>(c) 政府の構成員、法務長官、国務大臣、政府の次官もしくは政府の次官補が、政府の会合において政府の業務の実行のために利用することを主たる目的とする情報（助言を含む）を記載している記録。(第19条)</p> <p>(第23条および第24条に従う一定の決定の決定性)</p> <p>(1)(a) パラグラフ(b)に従い、第23条、もしくは24条により、当該の記録は適用除外記録であることを閣僚もしくは公共機関（国務省もしくは副首相府以外）の長が確信しているために――</p> <p>(i) 閣僚もしくは公共機関（国務省もしくは副首相府以外）の長が、</p> <p>(ii) 蔵相に与えられている職務に関して――</p> <p>(I) 第8条に従って、第7条に基づく請求を却下し、または</p> <p>(II) 第14条に従って、ある決定を維持する、または第7条に基づく請求を却下することを決定し、また、</p> <p>(ii) 記録には十分な機密性もしくは重大性があるためにそうすることが正当化されるとその閣僚が確信している場合、</p> <p>その閣僚は自らが発行する証明書（「証明書」）において、その記録は第23条もしくは第24条により、適用除外記録であると宣言することができる。(第25条)</p>
<p>(6)行政機関の事務・事業に関する情報</p>	<p>(国家および公共機関の財務的・経済的利益)</p> <p>(1) 公共機関の長は、下記であると判断する場合、ある記録に関して（加えて、本項の他の面での一般性を損なうことはないが、特に第2項の適用される記録に関して）第7条に基づいてなされる請求を却下することができる――</p> <p>(a) 記録へのアクセスがアイルランド国家の財務的利益もしくは国家経済に対する政府の管理能力に深刻な悪影響を及ぼすことが妥当に予測され得る場合、</p> <p>(b) 記録に記載されている情報を時期尚早に開示すると、アイルランド国内におけるビジネス一般もしくは特定種類のビジネスの通常の課程を不当に妨げ、記録へのアクセスが、どのような状況においても時期尚早な情報の開示を伴う場合、または</p> <p>(c) 記録へのアクセスが、1人の人もしくはある種類の人々に対して正しいと認められない利益もしくは損失をもたらすことが妥当に予測できる。(第31条(1))</p> <p>(公共機関の行う職務と交渉)</p> <p>(1) 公共機関の長は、当該の記録へのアクセスが下記につながると予測するのが妥当であると判断した場合には、第7条に基づく請求を却下することができる――</p> <p>(a) 公共機関が実施する、またはその機関の名義で実施されるテスト、検査、調査、取り調べ、監査、あるいはその実施のために用いられる手続もしくは方法の有効性を損なう、</p> <p>(b) 公共機関が経営管理に関する職務（その職員の労働関係および管理を含む）を遂行するのに大きな悪影響を及ぼす、または</p> <p>(c) 政府もしくはその公共機関により行われる、またはその名義で行われる、または行われる予定の交渉のために取られる立場、または取られることが予定されている立場、またはその交渉のために用いる、もしくは従う、または用いることもしくは従うことが予定されている計画、手続、基準もしくは指示を開示する。(第21条(1))</p>

(7)その他の情報	<p>(議会、裁判所、その他の一定の事項)</p> <p>(1) 公共機関の長は、当該の記録が下記である場合には、第7条に基づく請求を却下する――</p> <p>(a) 法的な職業的特権を根拠にして、法廷訴訟における提出を免除される、</p> <p>(b) その公共機関の長が、開示すると法廷侮辱罪を構成すると知っている場合、または当然知っているべきであった場合、</p> <p>(c) 下記によって構成されている――</p> <p>(i) 欧州議会の代表、または地方自治体もしくは保健局のメンバーの私的報告書、もしくは</p> <p>(ii) (I)アイルランド議会の上・下院のいずれか、またはその議長もしくは副議長、または議会局の職員が、上・下院いずれかの会期における審議のために、あるいは</p> <p>(II) 上・下院のいずれかもしくはその双方の共同によって任命され、上・下院のいずれかもしくはその双方の議員によって構成される委員会、またはこのような委員会のメンバーまたは議会局の職員が、その委員会の会合での審議のために検討した見解、助言、提言、もしくは協議の結果。</p> <p>(1A)公共機関の長は、当該の記録が下記の任命または提案された任命、もしくは用件が審議に関連する場合、第7条に基づく請求を却下できる――</p> <p>(a) 1921年取調審判(証拠)法が適用される、</p> <p>(b) 他のあらゆる審判または機関、または特別な事情を調査するため政府もしくは国務大臣に任命された個人、法律事務所に所属もしくははしていた1人以上のメンバー、もしくは法廷弁護士か事務弁護士、もしくは</p> <p>(c) 特別な事情を調査するため上・下院のいずれかまたは双方より任命された審判、または他の機関もしくは個人、</p> <p>なおかつ審判、機関、個人への任命が提案された際、もしくは当該審判、機関、もしくは個人の職務の履行の際に当該請求が行われた場合。</p> <p>(1B)第1A項の規定はこの規定に特定される審判、機関、もしくは個人の全般的な管理やあらゆる事務所に関連する記録には適用されない。(第22条)</p> <p>(内密に入手した情報)</p> <p>(1) 本条の規定に従い、公共機関の長は下記である場合、第7条に基づく請求を却下する――</p> <p>(a) 当該の記録が、機密扱いをするという了解のもとに内密に公共機関に与えられた情報(上記のように、その公共機関に与えることをある者が法律により義務づけられる、または法律に従ってその公共機関により義務づけられた可能性のある情報を含む)を記載しており、それを開示すると、その公共機関に同じ者もしくは他の者が同様の情報をさらに与えることが阻まれる可能性があり、その公共機関にとっては、上記のような類似の情報をさらに得ることが重要であるとその機関の長が判断した場合、(第26条)</p> <p>(研究と天然資源)</p> <p>(1) 公共機関の長は、下記であると判断する場合に、第7条に基づく請求を却下することができる――</p> <p>(a) 当該記録に、公共機関が現在実施している、もしくはその名義で実施されている研究に関する情報が記載されており、その情報を開示すると、または研究が完了する前にその研究について開示すると、その公共機関、または現在もしくは将来その機関に代わって研究を行う者、または研究のテーマが重大な不利益にさらされる可能性が高い、または</p> <p>(b) 記録に記載されている情報を開示すると、文化遺産、天然資源、もしくは生物種、または植物相、動物相、もしくは生物種の生息地の安寧が損なわれると予測するのが妥当である。(第30条)</p> <p>(記録の非開示に関する制定法)</p> <p>(1) 公共機関の長は、下記の場合に、第7条に基づく請求を却下する――</p> <p>(a) 当該記録の開示が制定法(別表第3のコラム3で明示されている制定法の規定を除く)によって禁じられている、または</p> <p>(b) 一定の状況のもとでは上記の制定法によって記録の非開示が承認されており、事例が、公共機関の長がその制定法に従って記録の開示を拒否するものである。(第32条)</p>
部分開示	<p>特定の事項と共に他の事項をも含んでいるという理由によって免除対象となっている記録に関するものであるという事実さえなければ、第7条に基づく請求が認められそうな場合、当該の公共機関の長はそうすることが実行可能であれば、上記の特定の事項を含まない部分の記録のコピーを適切と考える形式で作成し、請求者にそのコピーへのアクセスを提供することによって請求を認める。(第13条(1))</p>
行政文書の存否に関する情報	<p>「議会、裁判所、その他の一定の事項」(第22条)、「法律の執行と公衆の安全」(第23条)、「安全保障、国防、国際関係」(第24条)については存否応答拒否を行う場合がある。</p>

開示決定等の期限	<p>公共機関の長は、第7条に基づく請求を受領してからできるだけ早く、ただし4週間後までに、下記を行う――</p> <p>(a) 請求を認めるか却下するか、あるいは請求の一部を認めるかを決定し、</p> <p>(b) 全体であれ部分的であれ請求を認めると決定した場合には、アクセス権を行使する形式と態様を定め、</p> <p>(c) 決定および裁定について、書面もしくは裁定される他の形式における通知を当該の請求者に対して出させる。(第8条(1))</p>
濫用的申請の抑制の規定	<p>(1) 公共機関の長は、下記の場合、その請求を却下することができる――</p> <p>(c) 請求を認めると、当該記録の数もしくは性質のため、または当該情報の性質のために、おびただしい件数の記録の検索と検査が必要となる、あるいは当該の公共機関の業務に対する実質的かつ不当な干渉、またはその業務の中断を引き起こすような種類の当該記録の検査が必要となると長が判断する、</p> <p>(d) 請求が根拠薄弱なものである、または濫用もしくは同一の請求者または協調して請求を行ったと認められる異なった請求者からの明らかに不合理な請求であると長が判断する、(第10条(1))</p>
第三者保護に関する手続き	<p>(1) 公共機関の長は、公共機関の措置によって影響を受け、その措置によって影響を受ける、またはその措置の関係する事項について実質的な利害関係をもつ者によって書面もしくは裁定される他の形式でそのことに関して申請を受けたら、申請を受領してから4週間後までに、書面もしくは裁定される他の形式で、下記についての声明をその者に送らせる――</p> <p>(a) その措置の理由、および</p> <p>(b) その措置のために行われた事実の実質的な問題に関して判明したことがら。(第18条)</p>
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	<p>(1) 公共機関の長は、請求者に下記を提供することによって、本法に基づく記録へのアクセスを与えることができる――</p> <p>(a) 記録のコピー、</p> <p>(b) 当該情報の筆記録、</p> <p>(c) 情報を保存してあるコンピューターディスクもしくはその他の電子的装置、</p> <p>(d) 記録を検査する妥当な機会、</p> <p>(e) 記録が音響もしくは映像記録である場合に、記録を視聴する妥当な機会、</p> <p>(f) 情報が速記もしくはその他の符号になっている場合、解読して文書形式、もしくは裁定される他の形式にした情報、</p> <p>(g) 裁定される他の形式または態様の情報、または</p> <p>(h) 上記の二つ以上を組み合わせた形の情報。(第12条(1))</p>
手数料	<p>(1) 本条の規定に従い、当該の公共機関は第7条に基づく請求の認可に関して本条の規定を顧慮して適切な金額を請求し、当該請求者はその機関にその金額を支払う。</p> <p>(2) 本条の規定に従い、本条に基づく金額は、当該の公共機関の長が裁定する下記の相当額とする――</p> <p>当該記録の検索にかかると推定される費用および</p> <p>(a) 当該の公共機関が当該請求者のために行う記録のコピーの作成にかかると推定される費用。(第47条)</p> <p>注：預託金の請求の規定あり(40ポンドを超えるとき。注：1アイルランドポンド=約160円)</p> <p>請求者の経済的状态を考慮した減免規定あり。</p> <p>公益性を考慮した減免規定あり</p>

不服申立て・救済措置	<p>(2) 当該の公共機関の長は本条の規定に従い、関係者から書面もしくは裁定される他の形式においてその機関宛てに申請があれば、本法に従って――</p> <p>(a) 本条が適用される決定を再検討することができ、</p> <p>(b) その再検討に続き、適切だと判断すれば、下記を行うことができる――</p> <p>(i) 決定を確認もしくは変更する、または</p> <p>(ii) 決定を無効とし、事情に応じて、適切と見なす事項に関して適切だと判断する決定を行う。</p> <p>(4) 第2項に基づく決定は書面もしくは裁定されるその他の形式において行い、当該の公共機関の長は、同項に基づいて再検討を求める申請を受領してから3週間後までに、その通知を受けるべきだと判断する関係者および他の者に対して、書面もしくは裁定される他の形式において通知を出すようにさせる。(第14条)</p> <p>(2) 本法の規定に従い、コミッショナーは関係者によってその点について書面もしくは規定される他の形式における申請を受けたら、本法に従って下記を行うことができる――</p> <p>(a) 本条が適用される決定を再検討し、</p> <p>(b) 再検討に続いて、適切であると判断すれば、本法に従って――</p> <p>(i) 決定を確認もしくは変更する、または</p> <p>(ii) 決定を無効とし、適切であれば、当該の事項に関して適切と判断する決定を行う。(第33条)</p>
文書目録・報告書等の作成義務	<p>(1) 公共機関は第7項に従って、下記を記載した参考書を作成し、刊行し、閲覧に供す――</p> <p>(a) その構造および組織、機能、権限および義務、公衆に提供するサービス、および公衆がそのサービスを利用できるようにする手順に関する一般的な記述、</p> <p>(b) アクセス権の行使を促進するのに妥当に必要な詳細を提示した、保有する記録の種類についての一般的な記述、</p> <p>(c) 第16条第1項のパラグラフ(a)および(b)において言及されている事項の一般的記述、</p> <p>(d) その公共機関が行っている下記の取り決め――</p> <p>(i) ある者がその公共機関の保有している記録へのアクセスを得られるようにするため、</p> <p>(ii) ある個人が自らについての個人情報に関係する記録の修正を申請できるようにするため、</p> <p>(iii) 第18条第1項が適用される者が同条に特定されている情報を得られるようにするため、</p> <p>(e) 上記の取り決めの実行を担当している公共機関の職員のメンバーの氏名と役職(その情報を公表すると、その者たちの物理的安全もしくは安寧が脅かされる可能性があるとその公共機関の長が確信するのが妥当である場合を除く)、</p> <p>(f) 第7条に基づく請求または第17条もしくは18条に基づく申請の宛先、</p> <p>(g) 下記に関する適切な情報――</p> <p>(i) その公共機関が行う決定に関する再検討もしくは上告の権利(本法に基づく再検討と上告の権利を含む) および</p>
文書目録・報告書等の作成義務(続き)	<p>(ii) これらの権利の行使に関する手順およびその行使に関する期限、</p> <p>(h) その公共機関の長がアクセス権の行使を奨励するために意味があると判断するそれ以外の情報、および</p> <p>(i) 規定される他の事項(があれば)に関する情報。(第15条)</p>
関係法律	1963年公務機密法、1988年データ保護法、1921年審判(証拠)委員会法、1954年国防法

20 タイ

法律名	公的情報法（制定1997年9月、施行1997年9月）
目的規定	-
対象機関	国家機関： 中央政府、県の行政機関、地方の行政機関、国有企業、国会に付属する政府機関、裁判の審理および判決とは無関係の問題のみに関わる面における裁判所、専門的監督機関、国の独立機関、及び省令において定められるその他の機関を意味する（第4条）
対象記録・文書	公式情報： 国家機関が所持又は管理している情報を意味し、国家運営に関する情報であると、民間の個人に関する情報であることを問わない（第4条） 情報： 事象、事実、データ又何らかのものを伝える資料を意味し、その伝達がその資料そのものの性質によって行われると、何らかの手段を通じて行われるとを問わず、また、伝達が文書、ファイル、報告書、書籍、グラフ、地図、図面、写真、フィルム、視覚的・音響的記録、コンピュータ又は表示の可能なその他の方法による記録という形式において整えられていると否とを問わない。（第4条）
対象外文書	特定の法律によって、他の手段による普及もしくは開示を義務づけられている公的情報には影響を及ぼさない。（第10条）
請求権者	外国人が本条に基づく権利を享受できる程度については、省令で定めるものとする。（第9条） 「外国人」とは、タイの国籍を持たず、タイに居住地をもたない自然人、及び下記の法人を意味する： （1）無記名株券が外国人によって所有されているとみなされる場合に、2分の1を超える資本が外国人に所属している会社又は合名会社； （2）2分の1を超える成員が外国人である社団； （3）外国人にとっての利益を目的とする社団又は財団； （4）（1）（2）若しくは（3）の下にある法人、又は半分を超える経営者もしくは役員が外国人であるその他の法人。 パラグラフ1に該当する法人が別の法人の経営者、役員、成員または資本所有者になる場合、その経営者、役員、成員または資本所有者は、外国人とみなされる。（第4条）
請求の仕方	-
不開示情報	
(1)個人情報	それを開示すると、プライバシー権を不当に侵害する医学報告書又は個人情報（第15条(5)）
(2)法人等情報	
(3)国家安全保障情報	それを開示すると国家の安全保障、国際関係、または国家の経済上若しくは財務上の安全を脅かす（情報）（第15条(1)）
(4)公共の安全等に関する情報	それを開示すると、いずれかの者の生命又は安全を危うくする（情報）（第15条(4)）
(5)審議・検討等に関する情報	何らかの行為の遂行に関してその国家機関内で出された見解若しくは助言で、技術報告書、事実関係報告書、又は内部的に見解もしくは提言を出すに当たって依拠した情報を含まない（情報）（第15条(3)）
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	それを開示すると、その情報がその情報源に関わる訴訟、その情報源の保護、抑圧、確認、検査、知識に関係すると否とに関わらず、法律執行の効率の低下又はその目標達成の失敗を招く（情報）（第15条(2)）
(7)その他の情報	（6）法律によって開示が禁止されている公的情報、又はある者によって与えられ、開示されないまま維持することを意図されている情報； （7）勅令（Royal Decree）において定められているその他の事例。（第15条）
部分開示	パラグラフ1に基づいて一般による閲覧のために提供された情報の一部が、第14条若しくは第15条に基づいて開示を禁止されている場合には、その部分は削除若しくは省略され、又はいかなるものであれ、情報のその部分を開示しないようなそれ以外の態様で提供するものとする。（第9条）
行政文書の存否に関する情報	-
開示決定等の期限 濫用的申請の抑制の規定	その請求が合理的な理由なくして過剰な量を求める、又は合理的な理由なくして頻繁に行われるのでない限り、担当の国家機関は合理的な期間内にその者にその情報を提供するものとする。（第11条）
第三者保護に関する手続き	ある国家官吏が、いずれかの公的情報を開示するとある者の利益に影響を及ぼすと認める場合、当該国家官吏は、指定期間内に異議申立てを提出するようその者に通知を行うものとする。ただし、通知の受領日から15日以上合理的な時間をその目的のために与えるものとする。 パラグラフ1に基づいて通知を受けた者、又は何らかの公的情報が開示されると自らの利益に影響を及ぼす可能性があることを知っている者は、担当の国家官吏に対して、書面でその開示に対する異議申立てを行うことができる。

	<p>異議申立てを受けた場合、担当の国家官吏は直ちにその異議申立てを検討し、その結果を異議申立人に通知する。異議申立てを却下する命令が出される場合、国家官吏は第 18 条に基づく抗告期間が経過するか、情報公開審判委員会がその情報の開示を許可する決定を出すかいずれかに該当するまでは、その情報を開示してはならない(第 17 条)</p>
開示の方法（複写などの情報へのアクセス方法）	<p>人は当該のことがらに権利をもつと否とに関わらず、パラグラフ 1 に言う情報のコピー、又は証明済みコピーを閲覧又は入手する権利がある。。（第 9 条）</p>
手数料	<p>国家機関は場合によっては、理事会の認可を得た上で、このことについての料金の徴収に関する規則を定めることができる。この件に関しては、特定の法律によって別段の規定がない限り、低所得者に与えられる譲与にも配慮しなければならない。（第 9 条）</p>
不服申立て・救済措置	<p>国家機関が第 7 条に基づいて情報を公示していない、第 9 条に基づいて一般による閲覧のために情報を提供していない、第 11 条に基づいて自分に情報を提供していない、本法に違反している、または本法に従っていない、若しくはその義務の遂行に遅滞があると考えられる者、又は自分が合理的な理由なしに便宜を受けていないと考える者は、理事会に不服を提出する権利を有する。ただし、第 15 条に基づいて情報の開示を禁止する命令、または第 17 条に基づいて異議申立てを却下する命令、または第 25 条に基づいて個人情報の訂正、改変、若しくは削除を拒否する命令の発布に関する不服についてはこの限りではない。</p> <p>パラグラフ 1 に基づいて理事会に不服が提出される場合、理事会は不服の受領日から 30 日以内にその件についての検討を完了するものとする。必要があれば、その期間は延長することができるが、その理由を明示しなければならず、合計期間が 60 日を超えてはならない。（第 13 条）</p>
文書目録・報告書等の作成義務	-
関係法律	-

21 イギリス

法律名	2000年情報自由法(2000年制定、2000年一部施行)
目的規定	-
対象機関	(1) 公共機関に対し情報の請求を行う者はいずれも、次の権利を有する。(以下、省略)(第1条) (1) 本法では、「公共機関」の意味は次の各号のいずれかである。 (a) 第4条(4)項を条件として、次のいずれか (i) 別表1に掲げるすべての団体、個人若しくは職務保持者 (ii) 第5条に基づく命令によって指定されたすべての団体、個人若しくは職務保持者 (b) 第6条に定義する公共所有会社 (2) 本法の諸目的に照らすと、次の各号に掲げる場合には、情報は当該公共機関が保有していることとなる。 (a) 情報を公共機関が保有している場合(他人の代理として保有している場合を除く) (b) 公共機関の代理として他の者が保有している場合(第3条)
対象記録・文書	「情報」は(第51条(8)項及び第75条(2)項に従って)何らかの形で記録された情報を意味する。(第84条) 本条において、「情報」には、文書化されていない情報も含む。(第51条(8)) 「情報」には文書化されていない情報を含む。(第75条(2))
対象外文書	「適用除外情報」は、第II部のいずれかの条項によって適用除外情報となる情報を意味する。(第84条)
請求権者	公共機関に対し情報の請求を行う者はいずれも(第1条(1))
請求の仕方	(1) 本法において「情報の請求」とあるのは、次の各号のいずれにも該当する請求である。 (a) 書面での請求 (b) 請求者の氏名及び連絡先の住所が記載された請求 (c) 請求に係る情報についての記述がある請求 (2)(1)項(a)の目的に照らして、請求の文章が次の各号のいずれにも該当する場合は、請求は書面で行われたものとして扱うものとする。 (a) 電子手段で電送されたもの (b) 読める形で受領されたもの (c) 以後の照会に使用できる場合(第7条)
不開示情報	
(1)個人情報	(個人情報) (1) 一の情報の請求に関連する情報で請求者本人が対象となっている個人データを構成するものは適用除外情報となる。 (2) 情報の請求に関連する情報で次の各号のいずれにも該当するものも適用除外情報となる。 (a) (1)項に該当しない個人データを構成する情報 (b) 次項の第一又は第二の条件が満たされる場合 (3) 第一の条件は、次の各号のいずれにも該当することである (a) 1998年データ保護法(1998年29号)第1条(1)項の「データ」の定義の(a)から(d)のいずれかに該当する情報について、当該情報を本法に基づく方法以外で一般国民に開示した場合、次の各号のいずれかに抵触すること (i) データ保護原則のいずれか (ii) 同法の第10条(損害又は苦痛をもたらす可能性があるデータ処理を阻止する権利) (b) 前号以外の場合で、1998年データ保護法第33A条(1)項(公共機関が保有するマニュアルデータに関する規定)の定める適用除外を考慮に入れない場合は、当該情報を本法に基づく方法以外で一般国民に開示した場合データ保護原則のいずれかに抵触すること (4) 第二の条件は、1998年データ保護法第IV部のいずれかの規定によって、当該情報が同法第7条(1)項(c)(データの対象となっている者による個人データの利用権)の適用を除外されていることである。(第40条)
(2)法人等情報	(商業上の利益) (1) 営業秘密を構成する情報は、適用除外情報となる。 (2) 本法に基づく情報の開示がいかなる者の(当該情報を保有する公共機関を含む。)の商業上の利益を害する場合又は害する可能性がある場合は、当該情報は適用除外情報となる。(第43条)

(3)国家安全保障情報	<p>(国家安全保障)</p> <p>第23条(1)項に該当しない情報は、第1条(1)項(b)の適用除外が国家の安全保障を守るために必要とされる場合は、適用除外情報である。(第24条(1))</p> <p>(国防)</p> <p>(1) 本法に基づく情報の開示が次の各号のいずれかを阻害する場合又は阻害する可能性がある場合は、当該情報は適用除外情報となる。</p> <p>(a) 連合王国本土又は植民地の防衛</p> <p>(b) 前号に関連する軍隊の能力、実効性又は安全(第26条)</p> <p>(国際関係)</p> <p>(1) 本法に基づく情報の開示が次の各号のいずれかを阻害する場合又は阻害する可能性がある場合は、当該情報は適用除外情報となる。</p> <p>(a) 連合王国と他の国家との間の関係</p> <p>(b) 連合王国と国際機関又は国際裁判所との間の関係</p> <p>(c) 海外における連合王国の国益</p> <p>(d) 海外における連合王国による国益の促進又は保護</p> <p>(2) 連合王国以外の国又は国際機関若しくは国際裁判所から入手した秘密情報も適用除外情報となる。(第27条)</p>
(4)公共の安全等に関する情報	<p>(保安事項を取り扱う団体が提供する情報又は当該団体に関連する情報)</p> <p>公共機関が保有する情報が、(3)項に掲げるいずれかの団体によって直接又は間接に提供されたものである場合又は当該団体に直接又は間接に関連するものである場合は、当該情報は適用除外情報である。(第23条(1))</p> <p>(公共機関が行う捜査及び訴訟手続)</p> <p>公共機関が次の各号に掲げるいずれかの目的のために継続して保有している情報は、適用除外情報となる。</p> <p>(a) 当該公共機関が、次のいずれかの事実を確認するために行う義務を有する捜査</p> <p>(i) ある者を犯罪で告発すべきか否か</p> <p>(ii) 犯罪で告発した者が有罪か否か</p> <p>(b) 当該公共機関が行う捜査であって、状況如何によっては、当該公共機関が有する権限に基づき刑事訴訟手続を開始する決定に至る可能性があるもの</p> <p>(c) 当該公共機関が権限有する刑事訴訟手続。(第30条(1))</p> <p>(法の執行)</p> <p>第30条による適用除外情報でない情報は、本法に基づく当該情報の開示が次の各号に掲げる事項を阻害する場合又は阻害する可能性がある場合は適用除外情報となる。</p> <p>(a) 犯罪の防止又は発見</p> <p>(b) 犯罪人の逮捕又は訴追</p> <p>(c) 司法の運営</p> <p>(d) 税、関税その他の賦課の評価又は徴収</p> <p>(e) 出入国管理の運営</p> <p>(f) 監獄その他人を合法的に拘留する施設における保安とよき秩序の維持</p> <p>(g) (2)項に掲げる各目的のために各公共機関が行う職権の行使</p> <p>(h) (2)項の各目的のために国王大権に基づく権限又は立法により若しくは立法に基づいて付与される権限により公共機関又はその代理人によって行われた捜査活動の結果として、公共機関又はその代理人によって提起された民事訴訟手続</p> <p>(i) 1976年(スコットランド)致死事故及び急死審問法(1976年14号)に基づいて行われる審問(2)項の各目的のために国王大権に基づく権限又は立法により若しくは立法に基づいて付与される権限により公共機関又はその代理人によって行われた捜査活動の結果として行われた審問に限る。)(第31条(1))</p> <p>(健康と安全)</p> <p>本法に基づく情報の開示が次の各号のいずれかを危険に晒す場合又は危険に晒す可能性がある場合は、当該情報は適用除外情報となる。</p> <p>(a) 個人の肉体的又は精神的健康</p> <p>(b) 個人の安全(第38条(1))</p>
(5)審議・検討等に関する情報	<p>(政府の政策の立案等)</p> <p>政府省庁又はウェールズ議会が保有する情報で次の各号のいずれかに該当するものは、適用除外情報となる。</p> <p>(a) 政府の政策の立案又は改善発展</p> <p>(b) 大臣同士の連絡</p> <p>(c) 法務官からの助言又は法務官に対する助言の要請</p> <p>(d) 大臣秘書官室の運営(第35条(1))</p>

(6)行政機関の事務・事業に関する情報	<p>(公務の実効ある処理の阻害)</p> <p>(1) 本条は、次の各号に掲げる情報に対して適用される。</p> <p>(a) 政府省庁又はウェールズ議会が保有する情報で、第35条に基づく適用除外情報でないもの</p> <p>(b) 前号に掲げるもの以外の公共機関が保有する情報</p> <p>(2) 本条が適用される情報は、本法に基づく当該情報の開示が次の各号に掲げる場合に該当すると有資格者が合理性をもって判断する場合は適用除外情報となる。</p> <p>(a) 次に掲げる事項を阻害する場合又は阻害する可能性がある場合</p> <p>(i) 閣僚の連帯責任の慣行の維持</p> <p>(ii) 北アイルランド議会の執行委員会の業務</p> <p>(iii) ウェールズ議会の執行委員会の業務</p> <p>(b) 次に掲げる事項を抑制する場合又は抑制する可能性がある場合</p> <p>(i) 自由で率直な助言の提供</p> <p>(ii) 審議のための自由で率直な見解の交換</p> <p>(c) 次2号以外で公務の実効ある処理を阻害する場合又は阻害する可能性がある場合(第36条)</p> <p>(連合王国内部における関係)</p> <p>本法に基づく情報の開示が、連合国内の行政機関相互間の関係を阻害する場合又は阻害する可能性がある場合は、当該情報は適用除外情報となる。(第28条(1))</p> <p>(経済)</p> <p>本法に基づく情報の開示が次の各号のいずれかを阻害する場合又は阻害する可能性がある場合は、当該情報は適用除外情報となる。</p> <p>(a) 連合王国又は連合王国各地域の経済的利益</p> <p>(b) 第28条(2)項において定義された連合王国の各行政機関の財政的利益(第29条(1))</p> <p>(裁判の文書等)</p> <p>(1) 公共機関が保有する情報で、次の各号に掲げる文書のいずれかに含まれているというだけの理由で保有されているものは適用除外情報となる。</p> <p>(a) 特定の訴訟又は事件の審理手続のために裁判所に提出された文書又は裁判所の管理下にある文書</p> <p>(b) 特定の訴訟又は事件の審理手続のために公共機関に送達された文書又は公共機関が送達した文書</p> <p>(c) 次に掲げるもののいずれかが特定の訴訟又は事件の審理手続のために作成した文書</p> <p>(i) 裁判所</p> <p>(ii) 裁判所の事務職員</p> <p>(2) 公共機関が保有する情報で、次の各号に掲げる文書のいずれかに含まれているというだけの理由で保有されているものは適用除外情報となる。</p> <p>(a) 審問又は仲裁のために審問又は仲裁を行う者の管理下にある文書</p> <p>(b) 審問又は仲裁のために審問又は仲裁を行う者が作成した文書</p> <p>(3) 肯定又は否定する義務は、本条によって適用除外情報となる(又は、仮に公共機関によって保有される場合は適用除外情報となる)情報に関しては生じない。(第32条)</p>
(7)その他の情報	<p>(監査の職務)</p> <p>(1) 本条は、次の各号に掲げるいずれかの職務を有する公共機関に適用される。</p> <p>(a) 他の公共機関の財務監査</p> <p>(b) 他の公共機関が職務遂行に当たって諸資源を使う際の節約、効率性、実効性の検査</p> <p>(2) 本条が適用される公共機関が保有する情報で、その開示が(1)項各号に関連した当該機関が行う職務の執行を阻害するもの又は阻害する可能性があるものは適用除外情報となる。(第33条)</p> <p>(議会特権)</p> <p>議会各院の特権の侵害を避けるために第1条(1)(b)の適用除外が必要な場合は、当該情報は適用除外情報となる。(第34条(1))</p> <p>(女王陛下等との通信及び叙勲)</p> <p>次の各号に掲げる事項に関する情報は、適用除外情報となる。</p> <p>(a) 女王陛下、王族又は王室とのやり取り</p> <p>(b) 国王による勲章又は爵位の授与(第37条(1))</p> <p>(環境に関する情報)</p> <p>情報を保有している公共機関が次の各号に該当する場合は、当該情報は適用除外情報となる。</p> <p>(a) 第74条(環境情報に関する規定を定める権限)に基づく諸規則に従って情報を一般の利用に供する義務を負う場合</p> <p>(b) 前号の諸規則に定められた適用除外を受ける場合を除き、当該諸規則に従う義務を負う場合(第39条(1))</p>

	<p>(秘密で提供された情報)</p> <p>次の各号のいずれにも該当する情報は適用除外情報となる。</p> <p>(a) 公共機関が他の者(他の公共機関を含む。)から入手した情報であること</p> <p>(b) 当該情報を保有する公共機関が一般国民に対して(本法に基づく方法以外の方法で)当該情報を開示することが、当該情報の提供者その他の者が訴訟を起こすに足る背信行為を構成すること(第41条(1))</p> <p>(法曹の職業的特権)</p> <p>訴訟手続において法曹の職業的特権の主張が(スコットランドにおいては通信の秘密性の主張が)認められ得る情報は、適用除外情報となる。(第42条(1))</p> <p>(開示の禁止)</p> <p>保有している公共機関による(本法に基づく方法以外の方法での)情報の開示が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該情報は適用除外情報となる。</p> <p>(a) 立法により又は立法に基づいて禁止されている場合</p> <p>(b) 共同体のいずれかの義務と相容れない場合</p> <p>(c) 法廷侮辱罪を構成するか又は法廷に対する侮辱として処罰できる場合(第44条(1))</p>
部分開示	-
行政文書の存否に関する情報	<p>上記、不開示情報ごとに規定</p> <p>(例)</p> <p>(2) 第1条(1)項(a)の適用除外が国家安全保障を守るために必要とされる場合、肯定又は否定する義務は生じない又は国家安全保障を守るために必要な限度において生じない。(第24条(2))</p>
開示決定等の期限	<p>(1) (2)項と(3)項とを条件に、公共機関は迅速に、遅くとも受理日の後20日目の執務日までに第1条(1)項の規定を実施しなければならない。</p> <p>(2) 公共機関が請求者に手数料通知を行い、手数料が第9条(2)項に従って支払われた場合は、手数料通知が請求者に対して行われた日から起算し、当該公共機関が手数料を受け取った日に終了する期間中の執務日は、(1)項の目的に照らして、受理日の後20日目の執務日を計算する際には不算入としなければならない。</p> <p>(3) 次の各号に掲げるいずれかの場合には、諸状況に照らして規定の実施が合理性を有すると認められる時期が到来するまでは、公共機関は第1条(1)項(a)又は(b)の規定を実施する必要はない。ただし、本項の規定は、第17条(1)項に基づいて行われるべき通知の発出期限には影響を与えない。</p> <p>(a) 第2条(1)項(b)の条件が満たされ、第1条(1)項(a)が適用されない場合</p> <p>(b) 第2条(2)(b)の条件が満たされ、第1条(1)(b)が適用されない場合</p> <p>(4) 主務大臣は、規則の制定により、(1)項及び(2)項中「20日目の執務日」とあるのを請求受理後60日を超えない範囲で当該規則により又は当該規則に基づいて定められる日とみなして両項の規定を適用することができる。</p> <p>(5) (4)項に基づく規則は、次の各号に掲げるようなものとすることができる。</p> <p>(a) 個別のケースに即して個別の期限を定める</p> <p>(b) コミッショナーに対して裁量権を付与する</p> <p>(6) 本条では、「受理日」の意味は次の各号に掲げる日のいずれかである。</p> <p>(a) 公共機関が情報の請求を受理した日</p> <p>(b) 前号の日以後については、公共機関が第1条(3)項で言及された情報を受け取った日</p> <p>また、本条では、「執務日」は土曜日、日曜日、クリスマス、聖金曜日又は1971年銀行・金融取引法に基づき連合王国の各地域において公休日とされている日以外の日を意味する。(第10条)</p>
濫用的申請の抑制の規定	<p>(1) 公共機関に対する請求が嫌がらせで行われる場合は、第1条(1)項の請求に応じる義務は課されない。</p> <p>(2) 公共機関が一の情報の請求に応じたことがある場合、その後同一の請求者から同様の又は実質的に類似の請求があっても、以前の請求への対応から合理的な期間が経過していない限り新たな請求には応じる義務はない。(第14条)</p>
第三者保護に関する手続き	<p>第1条に基づいて公共機関から個人(「申請者」)に伝達された情報が、第三者から公共機関に提供されたものである場合、当該情報中の中傷を含む事項の申請者への公表は、公表が悪意を持って行われたことが証拠立てられない限り、特別に許可される。(第79条)</p>
開示の方法(複写などの情報へのアクセス方法)	<p>(1) 情報の請求に際し、請求者が次の手段の一以上による開示の実施の希望を表明した場合には、請求を受けた機関は合理的に実行可能な範囲で当該希望に沿って開示を実施するものとする。</p> <p>(a) 請求者に対する、永続性のある形態又は請求者が受け入れ可能なその他の形式での情報の写しの提供</p> <p>(b) 請求者に対する、情報を含んだ文書の閲覧の合理性を有する機会の提供</p> <p>(c) 請求者に対する永続性のある形態又は請求者が受け入れ可能なその他の形式での情報の摘要、又は要約の提供</p> <p>(2) 本条の目的に照らして、情報を特定的手段で開示することが合理的に実行可能か否かを決定する際に、公共機関は費用面も含めてすべての事情を顧慮することができる。</p>

	<p>(3) 公共機関が、請求者が請求の際に述べた希望に応じることが合理的に実行可能でないと決定した場合は、当該公共機関は請求者に対してその決定の理由を通知するものとする。</p> <p>(4) (1) 項を条件として、公共機関は当該状況に照らして合理性を有するいずれの方法による情報の開示によっても請求に応じることができる。(第11条)</p>
<p>手数料</p>	<p>(1) 情報の請求を受けた公共機関は、第1条(1)項の定める期間内に、請求者に対して、機関が第1条(1)項の規定を実行するために所要の金額の手数料を請求する旨の書面による通知(本法においては、「手数料通知」という。)を行うことができる。</p> <p>(2) 請求者に対して手数料通知が行われた場合、当該通知が行われた日から起算して3ヶ月以内に手数料が支払われない限り、公共機関は第1条(1)項を遵守する義務はない。</p> <p>(3) (5)項の条件の下、当該公共機関は、本条に基づく手数料を、主務大臣が制定した規則に従って決定しなければならない。</p> <p>(4) (3)項に基づく規則は、特に次の各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>(a) 所定の場合には手数料は徴収しないこと</p> <p>(b) いかなる手数料も当該規則において特定される又は規則に従って決定される最高額を超えないこと</p> <p>(c) いかなる手数料も規則が定める方法で計算すべきこと</p> <p>(5) 立法により、又は立法に基づいて情報の開示に対して公共機関が請求する手数料について規定が定められた場合には、(3)項は適用されない。(第9条)</p> <p>(1) 公共機関が請求に応じるための費用が合理的な限度を超えると見積もられる場合、公共機関は第1条(1)項に基づき情報の請求に応じる義務を負わない。</p> <p>(2) 前項の規定を実施するための費用見積りが適当な限度を超えることのみをもって、公共機関が第1条(1)項(a)に従う義務を免除されることはない。</p> <p>(3) 前2項において、「合理的な限度」とは、算定されるであろう金額を意味し、ケースごとに異なった金額を定めることができる。</p> <p>(4) 主務大臣は、その制定する諸規則において定められる状況において、一の公共機関に対して、複数の請求で次の各号のいずれかに該当するものが行われた場合は、当該複数の請求のうち任意の一件に応じるための金額の見積りとして、当該複数の請求のすべてに応じるための金額の見積りを用いることとすることができる。</p> <p>(a) 同一の者によって行われた場合</p> <p>(b) 複数の者が連携した行動又は組織的な行動をしていると当該公共機関が判断した場合</p> <p>(5) 主務大臣は本条の目的のために、見積りの対象となる費用と見積り方法について規則で定めることができる。(第13条)</p>
<p>不服申立て・救済措置</p>	<p>(1) 決定通知が送達された場合、不服申立人又は公共機関は当該通知に対して審判所に上訴することができる。</p> <p>(2) コミッショナーから情報請求通知又は是正通知の送達を受けた公共機関は、当該通知に対して審判所に上訴することができる。</p> <p>(3) 次の各号に掲げる事項に関する決定通知又は是正通知に関しては、(1)項及び(2)項において「公共機関」とあるのは、「公共機関」又は「責任を有する機関」と読み替えて効力を有することとなる。</p> <p>(a) 第66条が適用される情報</p> <p>(b) 第66条(3)項又は(4)項の規定により、適切な公文書機関の代わりに責任を有する機関により決定されることとなる事項(第57条)</p> <p>(1) 第57条に基づく上訴について審判所が次の各号に掲げるいずれかのように考える場合は、審判所は上訴を認めるか又はコミッショナーが送達することができた他の通知に代えるものとし、それ以外の場合は、上訴を却下するものとする。</p> <p>(a) 提起された上訴の対象である通知が法に従っていない</p> <p>(b) 通知のうちコミッショナーによる裁量権の行使を伴う部分に関し、コミッショナーは裁量権を異なるやり方で行使すべきであった</p> <p>(2) 前号の上訴について、審判所は当該上訴に係る通知が根拠としている事実の認定について再審査することができる。(第58条)</p> <p>第56条に基づく審判所への上訴の当事者は、審判所の決定に対し、法律上の論点について適当な裁判所に上訴できる。上訴できる裁判所は次の各号のとおりとする。</p> <p>(a) 上訴に係る公共機関の住所がイングランド又はウェールズにある場合は、高等法院</p> <p>(b) 上訴に係る公共機関の住所がスコットランドにある場合は、民事上級裁判所</p> <p>(c) 上訴に係る公共機関の住所が北アイルランドにある場合は、北アイルランド高等法院(第59条)</p>

<p>文書目録・報告書等の作成義務</p>	<p>(1) 各公共機関は次の各号に掲げる義務を負う。</p> <p>(a) 当該機関による情報の提供に関する計画でコミッショナーが承認したもの（本法においては、「情報提供計画」という。）を採用・整備すること。</p> <p>(b) 当該情報提供計画に従って情報を発表すること。</p> <p>(c) 当該情報提供計画を適宜見直すこと</p> <p>(2) 情報提供計画は、次のようなものでなければならない。</p> <p>(a) 公共機関が情報提供する又は情報提供を予定している情報の類型を明記したもの</p> <p>(b) 各類型の情報の提供方法又は情報提供を予定している情報の提供方法を明記したもの。</p> <p>(c) 一般に提供される又は提供が予定される資料が無料か、有料かを明記したもの</p> <p>(3) 情報提供計画の採用又は見直しの際に、公共機関は、次の点に係る公益を考慮に入れなければならない。</p> <p>(a) 一般国民に当該機関が保有する情報の利用を認めること</p> <p>(b) 当該機関の行う決定の理由を公表すること</p> <p>(4) 各公共機関は、それぞれ適当と考える方法で情報提供計画を公表するものとする。</p> <p>(5) コミッショナーは、計画を承認する際に、当該承認の有効期限を定めることができる。</p> <p>(6) 公共機関の情報提供計画を承認した後、コミッショナーは、何時でも公共機関に対して通知を発し、当該通知を行った日から起算して六ヶ月の期間の終了以降計画に対する承認を取り消すことができる。</p> <p>(7) 次のいずれかの場合には、コミッショナーは公共機関に対して当該処分を理由を通知しなければならない。</p> <p>(a) 公共機関により提案された情報提供計画の承認を拒否する場合</p> <p>(b) 情報提供計画の承認を取り消す場合（第 19 条）</p>
<p>関係法律</p>	<p>-</p>

2.2 ドイツ

法律名	情報公開法草案
目的規定	-
対象機関	連邦行政機関に対し、職務上の情報にアクセスする権利を有する。その他の連邦の機関及び施設については、それらが行政活動を行う限りにおいて、本法が適用される（第1条(1)）
対象記録・文書	職務上の目的に用いられる文書、電子的、工学的、音響的又はその他の方法により留められた全ての記録、とりわけ、文書、書類、磁気テープ、ディスク、フィルム、写真、録音テープ、図面、図表、画像及びカード（第2条1）
対象外文書	原案及び備忘録（第2条1）
請求権者	何人も（第1条(1)）
請求の仕方	情報へのアクセスの申請は、要求しようとする情報を所管する行政機関に対して行わなければならない。申請が、第5条及び第6条にいう第三者のデータに係るものである場合には、申請に理由を付さなければならない。（第7条(1)）
不開示情報	
(1)個人情報	第三者の個人に関するデータがアクセスされることとなる場合であって、かつ、申請人が情報を知ることによる利益が第三者のデータ保護権に優先するものでない場合には、第三者が情報へのアクセスに同意したときを除き、情報へのアクセス請求権は、存しない。新連邦データ保護法第3条第9項にいう特別の категория に属する個人に関するデータは、第三者が明示的に同意した場合にのみ、公開することが許される。（第5条1）
(2)法人等情報	企業及び取引に関する秘密が公開されることとなる場合であって、かつ、申請人が情報を知ることによる利益が第三者の保護に値する秘密保持の利益に優先するものでない場合には、第三者が情報へのアクセスに同意したときを除き、情報へのアクセス請求権は、存しない。（第6条）
(3)国家安全保障情報	国際的な関係、国土の防衛又は国家的利益の保全（第3条1）
(4)公共の安全等に関する情報	公共の安全（第3条1） 裁判手続、刑事上の捜査手続、懲戒手続又は秩序違反の法的手続が継続中である場合（第3条4）
(5)審議・検討等に関する情報	行政機関の審議の機密保持（第3条2）
(6)行政機関の事務・事業に関する情報	行政権の固有責任の中核的領域にかかわるもの（第3条2） 継続中の行政手続に係る情報に関するもの（第4条1） 事前の公表によって、実施が予定されている行政機関の措置の効果が危うくされるおそれのある場合（第4条3）
(7)その他の情報	情報の秘密の保護が、法律に基づいて、必要とされるもの（第3条3） ラント、欧州連合、国際機関又は諸外国の申出又は通知を、その同意なしに明らかにすることとなる場合（第3条5） 秘密を守ることを条件として伝達され、又は提出された情報（第4条1）
部分開示	情報へのアクセス請求権が部分的にのみ存する場合には、情報へのアクセスが秘密の保護を必要とする情報を開示することなく可能な範囲で、申請を認めなければならない。（第9条(1)）
行政文書の存否に関する情報	
開示決定等の期限	
濫用的申請の抑制の規定	
第三者保護に関する手続き	行政機関は、情報へのアクセスの申請がその者の利害に関わる第三者に対し、1ヶ月以内に文書で意見を述べる機会を与えなければならない。第5条第1項第2文の場合を除き、行政機関は、第三者が意見を表明せず、又は文書等の閲覧に反対した場合、利益考量の下に決定を行う。決定は、第三者に対しても通知されなければならない。情報へのアクセスは、決定が第三者に対して不可争力を得た後か、又は第三者に対しても通知せねばならない裁判所の即時執行命令から2週間経過した後、実施することが許される。（第8条）
開示の方法（複写などの情報へのアクセス方法）	情報提供は、口頭又は文書で行うことができる。（第7条(2)） 職務上の情報を閲覧する場合には、申請人は、メモを取り、複写をし、又はさせることができる。（第7条(3)）
手数料	本法に基づく行政機関の行為については、手数料及び実費弁償が徴収される。（第10条）
不服申立て・救済措置	拒否の決定に対しては、不服申立及び義務付け訴訟を提起することができる。（第9条(4)）
文書目録・報告書等の作成義務	組織体制及び文書管理に係る計画が、本法の定めにより一般にアクセスできなければならない。（第11条(1)） 行政機関は、保有している収集情報及び情報保有の目的が分かる一覧表を備えるものとする。（第11条(2)）
関係法律	-